

令和4年3月24日

監査事務局

監査結果に関する措置及び監査結果に関する報告に添えて提出する
意見に対する市の見解の公表について

監査結果に関し、各関係部局が講じた措置及び、監査結果に関する報告に添えて提出する意見に対する市の見解について、本日、福岡市公報及び福岡市監査事務局ホームページにて公表します。

- ・ 4 外部監査公表第1号（令和2年度包括外部監査結果に関する措置）

○包括外部監査
（担当課）監査総務課
（電 話）711-4703
（内線 7201）
（担 当）松熊

※措置の状況に関する内容の確認は、措置を講じた各関係部局の所管課にお問い合わせ願います。

福岡市公報

令和4年3月24日 第6850号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 次—

ページ

監 査 委 員

○外部監査措置報告公表(外部監査公表第1号) 1

監 査 委 員

4 外部監査公表第1号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、令和4年2月4日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

併せて、監査の結果に添えて提出する意見に対する市の見解について通知を受けたので、次のとおり公表する。

令和4年3月24日

福岡市監査委員	大 原 弥寿男
同	尾 花 康 広
同	水 町 博 之
同	本 野 正 紀

1 監査報告と措置及び監査の結果に添えて提出する意見の件数

3 外部監査公表第1号(令和3年4月1日付福岡市公報第6758号(別冊3)公表)分 (業務委託に関する財務事務の執行について)	措置・・・85件 意見・・・92件
--------------------------------------------------------------------	----------------------

2 講じた措置及び市の見解の内容

以下のとおり

3 外部監査公表第1号(令和3年4月1日付福岡市公報第6758号(別冊3)公表)分 (業務委託に関する財務事務の執行について)

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

2 監査の結果及び意見(総論)

監査の結果	措置の状況及び市の見解
<p>ア (結果) 予定価格に係る非公表理由の明確化について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>市から指定のあった予定価格等情報を非公表とする業務委託の概要は次のとおりであり、詳細監査対象とした201件のうち、129件となる。契約方法は、特命随意契約、競争見積合わせ(随意契約)、指名競争入札及び一般競争入札に及ぶ。</p> <p>さらに、予定価格情報を非公表と指定された特命随意契約の中には、次のとおり「同一内容や極めて類似した内容の契約を繰り返し契約するもの」とは客観的に判断しづらい契約も複数含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none">● 特命随意契約ではあるが、単年度みのスポット契約と考えられ、「繰り返し契約」しているとは考えにくいもの● 予定価格の金額が毎年度大きく変動しており、「同一内容や極めて類似した内容の契約」とは考えにくいもの <p>市から示された通知文書を閲覧する限り、当該通知文書は特命随意契約を対象とするものであり、特命随意契約以外の契約方法についての記載はないと判断する。また、通知文書に基づく特命随意契約のうち予定価格を非公表とするものは、「同一内容や極めて類似した内容の契約を繰り返し契約するもの」に限定されている。</p> <p>この点、前述のとおり、特命随意契約以外の契約についても予定価格等情報は非公表とされている。また、予定価格等情報を非公表と指定された特命随意契約の中には、「同一内容や極めて類似した内容の契約を繰り返し契約するもの」に該当しないと考えられる契約も含まれている。</p> <p>さらに、「契約の手引」記載の予定価格</p>	<p>予定価格の公表の可否については、通知文書や契約事務の手引により判断基準を設けている。また、その公表については所管課が契約案件ごとの業務の特性に応じて個別に判断しているが、非公表とした場合の理由等について開示する旨を「入札結果等の公表に関する事務取扱要領」に令和3年度中に定める。</p>

の事後公表・事前公表の判断基準に係る文章では、「予定価格を契約締結後に明らかにするか否かについては、その業務の特性に応じ個別に判断する必要」がある旨が記載されているが、【現状】に記載のとおり、業務委託契約ごとに個別に判断した内容についての説明はなかった。

このため、特命随意契約以外の契約方法の予定価格等情報を非公表とすること、及び、特命随意契約であるが「同一内容や極めて類似した内容の契約を繰り返し契約するもの」に該当しない契約の予定価格等情報を非公表とすることは、明示された根拠はなく、合規性並びに説明責任及び透明性の観点から問題があると言わざるを得ない。

また、市から指定のあった予定価格等情報を非公表とする業務委託の中には、次のようなものが複数含まれていた。

- 予定価格が非公表であるにもかかわらず、落札率が極めて高い業務委託
- 業者から入手した参考見積書を基に予定価格を作成しているとともに、当該見積書を徴収した業者と特命随意契約しており、結果として参考見積額、予定価格及び契約額が全て一致している業務委託

この点、市が予定価格を非公表とするのは、通知文書に記載のとおり「予定価格等を公表すると予定価格を類推することができることから、可能な限り高額のほぼ予定価格同額で契約することが予想され、本市の財産上の利益が損なわれるおそれがある」からである。このことを踏まえると、上記のような業務委託は予定価格と契約額が同額ないし近似していることから、すでに契約額が高止まりしている可能性があり、このような場合は、契約状況の事実を明らかにするため予定価格等情報はむしろ

公表されるべき情報であると考え。

このため、契約額が高止まりしている可能性があるにもかかわらず予定価格等情報を個別具体的な理由及び根拠を示すことなく非公表とすることは、透明性を担保する意識が低いと判断する。

以上から、市は、説明責任及び透明性の観点から、適切に情報を公表するために、特命随意契約以外の契約についても予定価格等情報を非公表とする場合の理由及び根拠を規程等として定める必要がある。また、予定価格等情報を非公表とした業務委託については、非公表とした具体的な理由及び根拠を業務委託ごとに開示すべきである。

(財政局契約監理課)

イ (意見) 契約に係る情報公開の拡充の検討について

【意見】

【現状】に記載した原課契約に係る情報の公表に関して、その公表の有無や内容が原課の判断に委ねられていることは、情報の公表に係る運用方法が部署によってばらつき、透明性が阻害されるおそれがある。

特に、随意契約は、公正性及び競争性が阻害されるリスクを有しており、地方自治法上も適用できる場面が限定的であることを鑑みれば、業者選定過程や契約内容、契約金額等に関して、十分に透明性を確保することが必要であると考えられる。

よって、市においては、原課が実施している契約情報の公表に関して網羅的に現状を把握するとともに、他地方公共団体例も参照しながら契約の情報公開に関する統一的な指針を定め、情報公開の拡充を検討することが望ましい。

例えば、さいたま市(埼玉県)は、業務

契約の更なる透明性の確保に向けて、原課契約に係る情報の公表について研究を行っていく。

委託契約の契約情報の公表に関する統一的な要綱を定め、当該要綱に基づき一定の要件を満たす業務委託契約情報について、さいたま市のホームページ等にて公表しているため参考にされたい。

また、吹田市（大阪府）は、随意契約ガイドラインで随意契約の情報の公表に関する規程を定めており、当該規程に基づき一定の要件を満たす随意契約情報について、吹田市のホームページ等にて公表しているため参考にされたい。

(財政局契約監理課)

ウ (意見) プロポーザル等実施に係る要綱や運用基準等の設置について

【意見】

プロポーザル等は、委託事業の性格から、地方公共団体における発注方法の原則である価格競争によると、期待した委託の効果を得られない場合に価格以外の要素を考慮して受託候補者を決定する方法である。

プロポーザル等の手続は法令等で定められておらず、各地方公共団体の裁量の余地が大きいと考えられる。

プロポーザル等に参加する事業者の募集は、市においては公募によることが多く、その点では一定の公平性が確保されているといえる。しかし、受託候補者の選定は、市が定める参加資格、評価項目、選定委員会の構成等に大きく影響を受けることを踏まえると、選定方法の公正性や透明性に十分留意し、運用する必要がある。

この点、現状においては、プロポーザル等の具体的内容は各部署の判断に委ねられているため、各部署で実施する業務委託の性格に応じた柔軟な対応ができるというメリットがある。しかし、プロポーザル等の運用方法が部署によってばらつき、選定方

プロポーザル等の実施に係る要綱や運用基準等については、他都市の状況なども踏まえながら設置に向けた検討を行っていく。

法の公正性や透明性が阻害されるおそれがある。

【現状】に記載したとおり、プロポーザル等の実施に当たっては、提案競技実施チェックリストの使用が求められている。しかし、当該チェックリストの内容は、プロポーザル等実施前の最終確認を目的とした総論的な内容が多く、プロポーザル等の具体的な手順を示す参考資料としては十分ではないと考えられる。

よって、市においては、各部署が実施しているプロポーザル等の状況や手順に関する情報収集を行い、必要に応じてプロポーザル等に関する要綱や運用基準等の設置を検討することが望ましい。

例えば、横浜市は、次のとおり「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」を定め、プロポーザル等の対象となり得る業務や、各種委員の選定方法、プロポーザル等実施の公表方法、業者選定の審議方法等について規定している。また、横浜市は、別途「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」を定め、プロポーザル等に関する具体的な手順及び関連様式について規定しているため参考とされたい。

(財政局契約監理課)

エ (意見) 随意契約ガイドラインの記載内容の明確化について

【意見】

市においては、名簿の登録業種以外の業務等を発注する場合、そのことのみを理由として安易に随意契約を選択するのではなく、まずは当該業務等における業種を名簿に登録することで競争入札が可能とならないか検討することが望ましい。

例えば、毎年継続して実施している業務や広く全庁的に実施する可能性がある業務

登録業種については、契約実績や社会経済情勢の変化なども踏まえ、適宜追加しており、随意契約ガイドラインの改定は行わない。

なお、登録業種以外の業務について随意契約を行う場合、競争見積もり合わせにより、競争性を確保している。

などについては、登録することの時間的及び事務的な労力に比して、競争入札の導入拡大の可能性が大きいと考えられる。

具体的な検討については、契約担当部署が登録業種への追加の検討を行うとともに、市契約監理課に対して登録の要望を伝達することが望ましい。この際、登録することのメリットが想定されない場合には、市契約監理課は登録ができない理由を明確に示すことが望ましい。

なお、市においては、上記具体的な検討の流れを整理した上で随意契約ガイドラインにおいて明確に記載し、安易に随意契約を選択することがないように随意契約ガイドラインを改定することが望ましい。

(財政局契約監理課)

オ (意見) 随意契約における参加者の有無を確認する公募手続(試行)の効果測定について

【意見】

市においては、公募手続の目的である契約事務の透明性及び競争性の確保のために市全体における公募手続の実施状況を網羅的に把握し、公募手続が適切に運用されていることを確認することが望ましい。

また、平成26年度の開始時から現在に至るまでの市全体の公募手続の内容について把握及び分析を行い、公募手続の効果の測定を行うことが望ましい。

公募手続の内容把握及び分析の方法については、次のとおり各段階に分解して検討することも一案である。

さらに、平成26年度の開始以来「試行」という形での実施を継続しているが、今後の検証結果を踏まえ、契約事務の透明性及び競争性の確保のため、本番施行へ移行することが望ましい。

随意契約における参加者の有無を確認する公募手続の実施状況については、毎年全局に照会の上把握しており、効果や制度のあり方についても引き続き研究していく。

(財政局契約監理課)	
<p>カ (意見)「業務委託契約における再委託の運用基準」の周知徹底及び見直しについて</p> <p>【意見】</p> <p>本監査において委託契約ごとの再委託申請の状況を確認したところ、次のような事項が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none">● 運用基準で示した「再委託承諾申請書(例)」を使用せず、従来から使用している承諾申請書を使用している。● 運用基準で示した「再委託承諾申請書(例)」を使用しているが、一部の項目(例えば「再委託の予定契約金額」など)について、所管局(課)の判断で削除している。● 運用基準で示した「再委託承諾申請書(例)」を使用しているが、一部の項目(例えば「再委託の予定契約金額」など)について、市契約監理課との協議及び所管局(課)内の方針決定に基づき削除している。 <p>このように、市における再委託の申請手続について、部署ないしは委託契約によっては運用基準が定める取扱いとは相違する取扱いがみられた。</p> <p>よって、市においては、再委託の承諾手続の標準化を図るため、市全体における再委託の申請手続における運用基準の適用状況を把握するとともに、正当な理由なく適用していない所管局(課)には運用基準に従うよう指導することが望ましい。</p> <p>また、「再委託承諾申請書(例)」の一部の項目(例えば「再委託の予定契約金額」等)については、契約の性質によっては記載することが難しい場合も想定されるが、そのような場合の申請上の取扱いにつ</p>	<p>「業務委託契約における再委託の運用基準」については、案件ごとの状況に応じた適切な対応が実施されるよう、運用基準の改正を検討する。</p>

いて、現状の運用基準には規定されていない。

そこで、「再委託承諾申請書(例)」の一部の項目について正当な理由により記載が難しい場合には、例えば、契約監理課との協議及び所管局(課)における方針決定等を条件として申請項目の一部の変更を認めるなど、実務上の取扱いに即した方法を運用基準に規定することが望ましい。

(財政局契約監理課)

3 監査の結果及び意見(各論)

(3) 総務企画局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>ア 平成31年度福岡市公共施設案内・予約システムサービスセンター運營業務委託(ICT戦略室情報システム課) No 3 (意見) トータルコストの視点の導入について</p> <p>【意見】 市は、業務の履行状況が良好であった場合、平成29年度から令和2年11月まで契約を継続することを前提としている。しかし、見積額の評価は平成29年度単年度であり、平成30年度以降の見積額については評価対象にしていない。</p> <p>このことは、例えば平成30年度以降に委託料の増額または減額を計画しているような事業者を市がプロポーザル実施時に把握することができず、業者選定に当たって適切な判断を行うことができなくなる可能性がある。</p> <p>また、【現状】の<プロポーザル実施時の評価項目>「(7) 委託範囲の拡大等」の提案において、例えば平成30年度以降に新たな業務を追加することを計画する業者に対し、市は当該業務に係る見積額も含めて評価項目に組み込むことが可能となる。</p>	<p>トータルコストの視点の導入について検討した結果、次回提案競技を行う際に、複数年にわたる契約を前提とする場合は、契約年度以降の見積額を評価項目に含めるなど、事業のトータルコストの視点での適正化に努めることを、令和3年4月に所属職員へ周知徹底した。</p>

よって、複数年にわたる事業のトータルコストを適正化する観点から、プロポーザルの評価項目においても、平成30年度以降の見積額も含めることを検討することが望まれる。

(情報システム課)

エ 帳票「負担限度額認定証申請手続き」の変更対応に係る保健福祉総合システム変更開発業務委託（ICT戦略室情報システム課）No 6

（意見）特命随意契約における新規委託チェックリスト利用の要否の検討について
【意見】

「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」によれば、市は次の場合、新規委託チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）を用いたチェックを要しないと定めている。（令和2年度福岡市包括外部監査の結果報告書（以下「報告書」という。）80P参照）

本契約の場合は、上記「福岡市契約事務規則」第22条第6号に該当し、チェックリストを用いたチェックは本来不要であったと考えられる。

確かに、特命随意契約の実施に慎重を期する意味では、金額の多寡にかかわらずチェックリストを用いたチェックを実施することは望ましいことであるといえる。

しかし、契約金額が少額な契約までチェックリストを用いることは、実務上事務手続が過重になるといった理由から、上記のとおり一定の金額を下回る契約については、チェックリストによるチェックを要しないと考えられる。

以上の趣旨を踏まえれば、本契約のように予定価格が100万円を下回り、かつ特命随意契約の理由が明らかなものについて

特命随意契約における新規委託チェックリスト利用の要否について検討した結果、「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」に定めているとおり、チェックリストを用いたチェックは不要とすることを、令和3年4月に所属職員へ周知徹底した。

チェックリストを用いることは、効率性の観点から問題がある。

よって、市は、事務手続の効率化の観点から、チェックリストを用いたチェックの要否について検討することが望まれる。

(情報システム課)

オ 日常生活用具帳票の変更に係る保健福祉総合システム変更開発業務委託（ICT戦略室情報システム課）No7

（意見）特命随意契約における新規委託チェックリスト利用の要否の検討について

【意見】

「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」によれば、市は次の場合、新規委託チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）を用いたチェックを要しないと定めている。（報告書83P参照）

本契約の場合は、上記「福岡市契約事務規則」第22条第6号に該当し、チェックリストを用いたチェックは本来不要であったと考えられる。

確かに、特命随意契約の実施に慎重を期する意味では、金額の多寡にかかわらずチェックリストを用いたチェックを実施することは望ましいことであるといえる。

しかし、契約金額が少額な契約までチェックリストを用いることは、実務上事務手続が過重になるといった理由から、上記のとおり一定の金額を下回る契約については、チェックリストによるチェックを要しないと考えられる。

以上の趣旨を踏まえれば、本契約のように予定価格が100万円を下回り、かつ特命随意契約の理由が明らかなものについてチェックリストを用いることは、効率性の観点から問題がある。

よって、市は、事務手続の効率化の観点

特命随意契約における新規委託チェックリスト利用の要否について検討した結果、「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」に定めているとおり、チェックリストを用いたチェックは不要とすることを、令和3年4月に所属職員へ周知徹底した。

<p>から、チェックリストを用いたチェックの要否について検討することが望まれる。 (情報システム課)</p>	
<p>キ 令和元年度マイナポイントを活用した消費活性化策の実施準備に係る業務委託 (ICT戦略室ICT戦略課) No 9 (結果) 再委託承諾申請書の正確な記載について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。(報告書86P参照)</p> <p>「再委託を行う業務の範囲」及び「再委託先」は、市が再委託の妥当性や再委託先の適格性等について判断する際に重要な要素となる情報である。したがって、当該情報について、「再委託承諾申請書」に誤った記載がなされたまま市が承認を実施していることは、市が再委託の内容を十分に確認せず、再委託の承認手続が形骸化することにつながるおそれがある。</p> <p>市担当者によれば、本契約の再委託に当たっては、市担当者が委託先業者と事前に協議し、再委託内容や再委託先等について十分に確認をした上で事務処理を行ったとのことである。しかし、当該協議や確認についての文書は保存されていなかった。</p> <p>よって、市は、当該協議や検討の結果が記録として適切に保存されるよう、提出された「再委託承諾申請書」の内容を十分に確認の上、記載誤りが生じないように留意すべきである。</p> <p>(ICT戦略課)</p>	<p>再委託承諾申請書の正確な記載については、「業務委託契約における再委託の運用基準」に則り、適切な事務手続を行うよう、令和3年4月に所属職員へ周知徹底した。</p>
<p>ケ 福岡のスタートアップエコシステムに関する現状分析業務委託 (企画調整部) No11</p>	<p>「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」及び「随意契約ガイドライン」を確認の上、適切な契約事務手続を行うよ</p>

<p>① (意見) 特命随意契約に至った経緯の記載について</p> <p>【意見】</p> <p>特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから適用できる場面は限定されている。</p> <p>上記「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」及び「随意契約ガイドライン」の趣旨を踏まえれば、2者を選定した基準及び特命随意契約に至った経緯に関する検討過程の記録が不足していることは、説明責任の観点から問題があるほか安易に特定の業者との取引を助長することに繋がるおそれがある。</p> <p>よって、市においては、特命随意契約の理由について十分に検討の上、その過程を記録しておくことが望ましい。</p> <p>(企画課)</p>	<p>う令和3年6月に所属職員へ周知徹底した。</p>
<p>② (意見) 業者選定時における競争性の確保について</p> <p>【意見】</p> <p>「①(意見) 特命随意契約に至った経緯の記載について」の<特命随意契約の理由>記載のとおり、確かに公益財団法人福岡アジア都市研究所を委託先とする利点が多いことは理解できる。</p> <p>しかし、本委託業務の主たる部分がアンケート調査の実施及び調査結果の分析であることを踏まえると、例えばコンサルティングファーム等、調査分析業務を行っている業者が実施できる可能性を否定できない。</p> <p>よって、市は、各業者へのヒアリングや市の他部署への照会等、情報収集に努めることが望まれる。</p> <p>また、市は、平成26年度から「随意契約における参加者の有無を確認する公募</p>	<p>業者選定時の競争性確保の観点から、「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続(試行)」制度を適切に利用するよう令和3年6月に所属職員へ周知徹底した。</p>

<p>手続（試行）」を実施している。このため、当該制度の活用等を検討し、業者選定時の競争性確保に努めることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(企画課)</p>	
<p>③ (意見) アンケート調査に係る前提条件の検証について</p> <p>【意見】</p> <p>【現状】 で挙げた情報は、いずれもアンケート調査結果を分析する際に重要な判断要素となるものであり、これらを明示しないまま分析を行うと誤った結論が導かれる可能性がある。</p> <p>例えば、市が実施する「福岡市市政アンケート調査報告書」では、次のとおり、報告書冒頭にアンケート調査の前提条件が記載されている。</p> <p>よって、市は、委託先業者に対してアンケート調査結果の中でサンプル抽出方法等、調査の前提条件を明示するように指導し、当該前提条件に問題がないかどうか検証できるようにしておくことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(企画課)</p>	<p>アンケート調査を伴う業務を委託する場合には、その委託先事業者に対してアンケート調査結果の中でサンプル抽出方法等、調査の前提条件を明示するよう指導し、当該前提条件に問題がないかどうか検証するよう令和3年6月に所属職員へ周知徹底した。</p>
<p>サ 庶務管理システム改修業務委託（人事給与システム刷新対応）（人事部人事課）No13</p> <p>（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。（報告書96P参照）</p> <p>しかし、本契約の「再委託承諾申請書」には、再委託の必要性及び再委託の相手方の契約予定金額について記載されておら</p>	<p>「業務委託契約における再委託の運用基準」で求められる情報の一部不足については、令和3年度の契約から、可能な限り同運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を利用し、再委託の必要性や契約予定金額等の情報を網羅的に入手した上で審査を行い、再委託の承諾を行うこととした。</p> <p>また、今後の契約事務処理の不備を防止するため、令和3年4月に、契約関係要綱・通知等をまとめたマニュアルを作成した。</p> <p>契約事務担当者はマニュアルに沿った事</p>

ず、「業務委託契約における再委託の運用基準について(通知)」(以下「再委託運用基準」という。)で求められる情報が一部不足している。

この点、市担当者によれば、本業務における再委託の手続は過年度から現在の様式を用いて運用されており、市は委託先業者に対し、再委託の必要性及び再委託の相手方の契約予定金額を記載させることはしていないとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約においても当該方針に従っている。(報告書97P参照)

委託先業者が業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、「再委託承諾申請書」等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の必要性や再委託の相手方の契約予定金額は重要な項目であるといえる。すなわち、前者の「市が委託先業者に委託した事業をなぜ再委託する必要があるのか」という情報は定性的な視点から、後者の「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という情報は定量的な視点から、それぞれ重要な判断要素の一部であると考えられる。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、再委託の必要性、再委託の相手方の契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、市においては、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用い

務処理を行うことに加え、経理担当者による二重チェックを行うこととし、再発防止を図っている。

なお、マニュアルについては、要綱等の改正の都度、経理担当係において最新化を行うこととしている。

ることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

(人事課)

シ 会計年度任用職員等システム構築業務委託（人事部人事課）No14

（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について

【指摘事項】

委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。（報告書99P参照）

しかし、本契約の「再委託承諾申請書」には、再委託の相手方の契約予定金額が記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」（以下「再委託運用基準」という。）で求められる情報が一部不足している。

この点、市担当者によれば、本業務における再委託の手続は過年度から現在の様式を用いて運用されており、市は委託先業者に対し、再委託の相手方の契約予定金額を記載させることはしていないとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約においても当該方針に従っている。（報告書100P参照）

委託先業者が業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、「再委託承諾申請書」等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の相手方の契約予定金額、すなわち、「市が委託先業者に支払う業務委託料のう

「業務委託契約における再委託の運用基準」で求められる情報の一部不足については、令和3年度の契約から、可能な限り同運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を利用し、再委託の必要性や契約予定金額等の情報を網羅的に入手した上で審査を行い、再委託の承諾を行うこととした。

また、今後の契約事務処理の不備を防止するため、令和3年4月に、契約関係要綱・通知等をまとめたマニュアルを作成した。

契約事務担当者はマニュアルに沿った事務処理を行うことに加え、経理担当者による二重チェックを行うこととし、再発防止を図っている。

なお、マニュアルについては、要綱等の改正の都度、経理担当係において最新化を行うこととしている。

ち、どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という情報は、重要な判断要素の一部であると考えられる。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、再委託の契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、市においては、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

(人事課)

(4) 財政局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>イ 行政棟警備等委託（財産有効活用部財産管理課）No16 （結果）予定価格の適切な作成について 【指摘事項】 予定価格は、次のとおり適正に定める必要があることが定められている。（報告書106P参照） 本業務委託については、上記のとおり、平成30年度及び令和元年度における予定価格書の作成内容に誤りがある。両年度共に、業者は、市が決定した予定価格以下で見積りを行っていたため、予定価格が誤っていたことにより業者に不利な契約が締結されているわけではなかった。しかし、算定が誤っている以上、結果として予定価格が適正に定められていないと判断せざるを得ない。 よって、市は、予定価格を適正に作成するため、予定価格及び見積書比較価格を算定する際には算定基礎となる各数値の正確性を確かめた上で算定することが必要であ</p>	<p>本件の指摘内容を、速やかに課内職員で共有するとともに、人事異動後に改めて再周知を行った。また、予定価格作成時は、算定基礎となる各数値について複数職員での確認・精査を行う体制を令和3年3月に整え、再発防止を徹底している。</p>

<p>る。</p> <p>(財産管理課)</p>	
<p>エ 庁用車運行管理システム運用管理支援業務委託（財産有効活用部自動車管理事務所）No18</p> <p>① （結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。（報告書109P参照）</p> <p>しかし、本契約の「再委託承諾申請書」には、再委託の相手方の契約予定金額が記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」（以下、本業務委託において「再委託運用基準」という。）で求められる情報が一部不足している。</p> <p>この点、市担当者によれば、本業務における再委託の手続は過年度から現在の様式を用いて運用されており、市は委託先業者に対し、再委託の相手方の契約予定金額を記載させることはしていないとのことである。</p> <p>市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約においても当該方針に従っている。（報告書109P参照）</p> <p>委託先業者が業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて市は、「再委託承諾申請書」等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の相手方の契約予定金</p>	<p>令和元年度のシステム再構築以降の委託先業者については、再委託は行っていない。</p> <p>今後、同様の事例が発生した場合には、「業務委託契約における再委託の運用基準」に基づいた適切な事務処理を行うこと及びそのために可能な限り同運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることについて、令和3年4月に所属内会議等で所属内職員へ周知徹底を図った。</p>

<p>額，すなわち，「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち，どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という情報は，重要な判断要素の一部であると考えられる。</p> <p>よって，市は，再委託運用基準に基づき，再委託の契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い，再委託の承諾を行う必要がある。</p> <p>なお，市においては，再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで，審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため，当該ひな形を利用することが望ましい。</p> <p>(自動車管理事務所)</p>	
<p>② (意見) 予定工数と実績工数の比較等による業務実績の事後検証について</p> <p>【意見】</p> <p>委託開始時に決定した予定工数の妥当性の検討，翌年度以降の予定工数積算の合理性の向上等を図るには，実績工数を把握し事後検証を行うことが重要である。</p> <p>よって，市においては，委託業務の完了時に実績工数を適切に把握し，予定工数と比較するとともに，両者に差が発生している場合はその原因を分析するといった業務実績の事後検証を行うことが望ましい。また，これらを行うことで次年度における予定価格の算定に活かすことも可能であると考え。</p> <p>(自動車管理事務所)</p>	<p>令和2年度の委託業務完了時から，委託業者からの報告による実績工数と，委託開始時に決定した予定工数を比較し，業務実績の事後検証を行っている。</p>
<p>キ 2019年度市有建築物等の保全業務委託(アセットマネジメント推進部アセットマネジメント推進課) No21</p>	<p>市有建築物等の保全業務委託については，「業務委託契約における再委託の運用基準」に則り，令和3年度の契約から，仕</p>

① (結果) 再委託承諾手続の実施について

【指摘事項】

本業務委託について、市有建築物等の維持補修等の工事は公社の技術職員が行わず、公社が手配した第三者たる業者に対し、公社が見積りをとった金額において委託されている。

個別の業者選定や契約予定金額に市の関与はないことからすれば、これは、業務内容の「再委託」であると評価せざるを得ない。

このため、再委託である場合は、上記の「業務委託契約における再委託の運用基準」に従い、再委託の承諾手続をしなければならない。仮に、本業務の「再委託」の点を業務委託契約書第8条第3項の規定に基づくものであるとしても、再委託の承諾手続等が踏まれないまま公社が選定した業者に本業務を委託していることになり、「業務委託契約における再委託の運用基準」には適合しない。

よって、市は、公社の技術職員以外の業者によって維持補修工事等が行われる場合、公社から第三者たる業者への委託は「再委託」に該当するという前提で、業務委託契約書の記載を見直すとともに、再委託の場合の承諾手続等を履行する必要がある。又は、委託業務契約及び仕様書等の設計図書の変更を行い、実質的にも再委託とはならない形の業務委託の形態を検討する必要がある。

(アセットマネジメント推進課)

様書の記載を見直すとともに、再委託承諾手続を行っている。

② (意見) 個々の工事に関する市の関係部局が行う検査の明示について

【意見】

市が依頼した市有建築物等の維持補修

個々の工事に関して、市の関係部局は業務の完了の確認を行っており、福岡市施設整備公社が完了検査を行っている。なお、個々の工事に関する市の関係部局が行う確

等の工事について、当該工事が適切に実施されたかどうかの検査が適時に実施されることは、極めて重要である。

しかし、工事については業者と公社の契約であり、業者は公社に対して工事施工の義務を負い、市は契約の当事者ではない第三者としての立場となる。

この点、本業務委託の契約書における検査については次の規定があるが、契約期間満了時に公社に対して行われる検査の内容であり、個々の工事に係る適時な検査について規定されたものではない。

(報告書115P参照)

このため、市の関係部局が行う検査は重要な手続であるにもかかわらず、本業務委託の契約書や仕様書に基づき実施されているものではない。結果として、市の関係部局が行う検査の法的な位置付けが不明確であると考えられる。

よって、市においては、本業務委託の契約書、仕様書等において、個々の工事に関して市の関係部局が行う検査の手続についても明示することが望ましい。

(アセットマネジメント推進課)

認については、令和3年度の契約から、市有建築物等の保全業務委託の仕様書に明記することとした。

(5) 市民局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>イ 福岡市中央区役所マイナンバーカード利用ブース設置業務委託（総務部区政課）No23 (意見) マイナンバーカード利用コーナー設置による成果の検証について 【意見】 マイナンバーカード利用コーナー設置に係る成果の検証結果は、市が本事業の有効性や支出内容の経済性及び効率性を適正に把握するに当たって、重要な資料になると考えられる。</p>	<p>マイナンバーカード利用コーナーは、区役所窓口の簡素化や待ち時間短縮による市民サービスの向上を目的として令和元年12月に中央区役所にモデル的に設置した。 現在、中央区役所や窓口案内等の受託事業者と、実際の利用数や案内時の市民の反応等を基に、利用数向上に向けた効果的な案内方法等について、協議しながら工夫している状況であり、令和3年8月からは申請書自動作成機1台の設置場所を移設し、更なる利用促進を図るとともに、サービス</p>

<p>また、当該検証結果は、今後、中央区以外の区役所で同種の事業を展開することとなった場合の参考資料としても有用であると考えられる。</p> <p>よって、市は、今後、例えば次の観点から本事業の成果を検証するなどして、次年度以降の事業に活用していくことが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施の背景はそもそも何か、どのような狙いで実施したのか ● 事業の方法や進め方について、留意事項はあるか ● 事業開始時に期待した効果が得られたかどうか ● 課題とその改善策はどのようなものか <p style="text-align: right;">(区政課)</p>	<p>の周知に努めている。</p> <p>令和4年度以降の他区への事業展開を検討するため、令和3年度中に検証を行う予定である。</p>
<p>ウ 共創プロジェクト推進業務委託（コミュニティ推進部コミュニティ推進課）No24</p> <p>① (意見) 業者選定時における競争性の確保について</p> <p>【意見】</p> <p>特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから、適用できる場面は限定されている。</p> <p>この点、本業務委託における特命随意契約の理由について、本業務委託の有効性及び効率性の観点から、特定非営利活動法人九州コミュニティ研究所を委託先とする利点が多いことは理解できる。しかし、上記「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」及び「随意契約ガイドライン」の趣旨を踏まえれば、例えば次の観点により、見積合わせ等を通じて、業者選定に競争性を確保することができないかどうか検討が必要であると考</p>	<p>令和2年7月から、共創のまちづくり推進検討委員会において、今後の地域コミュニティへの支援のあり方等について検討を行い、令和3年7月に市に対して報告書が提出された。この報告を踏まえ、令和4年度以降の本業務も含めた地域コミュニティへの支援策を令和3年度中に見直すこととしている。</p> <p>なお、令和3年度の本事業については、これまでと同様の手法で共創の取組を進めながら、事業開始から令和3年度までの総括を行うこととしているため、同一事業者が継続して業務を進めることが効果的であると判断し、特命随意契約としている。</p>

<p>えられるが、そのような検討資料は保管されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共創コネクターはあすみんの共創デスクに常駐しているわけではなく、相談者が指定する場所への訪問等、施設外の活動も多い。そうであれば、あすみんの指定管理者を委託先とする必要性は、必ずしもないのではないか。 ● 【現状】の〈本業務委託が指定管理業務になじまない理由〉に記載したとおり、本業務委託が、事業として確立しているのであれば、他の業者に委託することも可能なのではないか。 ● 【現状】の〈本業務委託が指定管理業務になじまない理由〉に記載したとおり、本業務委託が市の施策の方向性に左右されるものであり、市としてグリップしていくことを優先するのであれば、複数の業者が参加できるように市が仕様書の内容自体を再検討することも選択肢ではないか。 ● 市が、平成26年度から実施している「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）」の活用も選択肢のひとつではないか。 <p>よって、市は、安易に特定の業者との取引を選択することがないように、特命随意契約の理由について十分に検討の上、できる限り、業者選定時の競争性確保に努めることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（コミュニティ推進課）</p>	
<p>② （意見）共創デスク利用状況の改善について 【意見】</p>	<p>新型コロナウイルスの感染が拡大する状況下において、共創デスクへの相談受付件数拡大は困難だが、令和3年度の契約にお</p>

共創の取組を推進していくに当たっては、企業や商店街、NPO、大学等の様々な関係者からの相談を積極的に受け付けていく必要がある。その観点から言えば、特に共創デスクでの相談受付件数実績が共創デスクの設置日数に比して少なく、改善の余地があると考えられる。

市においては、相談受付件数拡大のための改善策を検討するほか、拡大が困難であれば事前予約があった日時のみ共創デスクを設置する等、有効性及び経済性の両面から共創デスク設置の在り方について検討することが望ましい。

(コミュニティ推進課)

いては、共創デスクの設置日数を週6日から週3日へ減らし、経済的かつ効率的な業務委託となるよう改善した。

エ 令和元年度冷泉公民館外44館（博多区・城南区）建築物定期（劣化）点検業務委託（コミュニティ推進部コミュニティ施設整備課）No25

① （結果）指名先業者選定条件の記録の保存について

【指摘事項】

市は、指名先業者の選定に当たり、公平性の観点から、指名が特定の業者に偏らないように留意する必要がある。指名先業者の選定条件に関する記録が保管されていないことは、指名先業者の適正性について事後的に確認することができず、説明責任の観点から問題がある。

また、当該記録は、次年度以降に同種の業務を実施するに当たって、指名先業者を検討する際の参考資料としても有用であると考えられる。

したがって、市は、指名先業者の選定基準について、指名競争入札何の決裁文書に添付する等、書面にて保管しておくべきである。

(コミュニティ施設整備課)

指名業者の選定基準については、紙文書として保管していなかったため、令和3年度からは指名競争入札何の決裁に添付している。

また、同様の事例が起こらないよう令和3年4月に課内会議や係会議で周知し、再発防止を図っている。

<p>② (意見) 予定価格作成に係る設計金額の積算方法の見直しについて</p> <p>【意見】</p> <p>低い落札率となっている原因は、①予定価格が近年の市場価格を反映していないため、又は②特定の業者が極端に低い金額で入札しているための2通りが考えられる。</p> <p>この点、本契約における入札金額の分布を確認したところ、業者によって入札金額に幅があるものの、「特定の業者のみ、極端に廉価」とまでは言えない。</p> <p>また、市は、落札業者について、過年度に同種業務（建物等点検）の十分な履行実績があることから、本契約においても落札金額で業務の履行が可能であると判断している。</p> <p>したがって、予定価格が市場価格に比して割高であるため、落札率が低くなっている可能性が高いと考えられる。予定価格は、契約担当者が競争入札を実施する際に落札金額を決定するための基準となるものであり、当該価格は適正に定められるよう求められている。</p> <p>しかし、本契約においては、前述のとおり予定価格の適正性に疑念が残る。今後も予定価格と落札金額との乖離が継続するようであれば、予定価格が入札額の妥当性を検討する上での基準として機能せず、適正な業者選定を行うことが困難になるおそれがある。</p> <p>よって、市は、落札金額が予定価格を大幅に下回っている理由について検討し、必要に応じて予定価格の設計方法を見直していくことが望まれる。</p> <p>(コミュニティ施設整備課)</p>	<p>定期点検の予定価格については、今後の落札率を踏まえ、設計方法を検討していく。</p>
<p>オ 南当仁公民館・老人いこいの家複合施</p>	<p>特命随意契約における自主的チェックに</p>

設改築工事設計業務委託（コミュニティ推進部コミュニティ施設整備課）No26
（結果）特命随意契約事務における自主的チェックの検討記録の保管について

【指摘事項】

市は、令和元年度の特命随意契約締結に当たって、実施すべき自主的チェックを省略したにもかかわらず、省略の経緯を把握するための資料を残していない。このことは、省略の妥当性を実際に検討したのか不明確であり、また、事後的に業者選定の適切性について検証することができないことから、説明責任の観点から問題がある。

確かに委託先業者の適格性については、平成28年度に実施されたプロポーザルを通じて十分に審議されたことは理解できる。しかし、令和元年度の契約においては、次の視点を踏まえ、再度、同一委託先業者と特命随意契約を締結することの合理性について、検討が必要であると考えられる。

- 近隣住民の反対等により契約が一度合意解除されたという状況を踏まえれば、委託業務実施における前提条件が大きく変更されている可能性があること
- プロポーザル実施時から年月が経過しており、委託先業者の状況が変化している可能性があること

市は、特命随意契約における自主的チェックの各チェック項目の趣旨を踏まえた上で、自主的チェックを省略できるかどうか十分に検討し、その結果を記録として保存しておくべきである。

（コミュニティ施設整備課）

については、プロポーザルを実施した委託について、プロポーザル時点と状況が変わった条件で特命随意契約を行う場合は、自主的チェックを省略せずに実施するよう、令和3年1月及び同年4月に課内会議等で周知し、再発防止を図っている。

なお、他の契約については、適切に自主的チェックを行っていることを令和3年1月に確認した。

カ 交通安全啓発広報業務等委託（生活安全部防犯・交通安全課）No27

① （結果）委託料の経済性の確保につ

本件については、業務内容が交通安全の推進について広く周知するための広告としての性格を有していることを踏まえ、令和

<p>いて</p> <p>【指摘事項】</p> <p>市は、【現状】の<業務委託料の内訳>に記載した内訳よりも詳細な内容が分かる資料を業者選定時においても、業務完了時においても入手していなかった。このことは、特に次の観点から市が業務委託料の経済性を検討できず、業務委託料の高止まりに繋がるおそれがあると言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 看板設置費は、設置に係る人件費等が想定されるが、人件費（単価及び工数）や、その他諸経費の金額が明確ではない。 ● 事務経費が業務委託料の過半を占めているが、当該経費の内容が明確ではない。 ● 毎年度同じ業務を実施していることから、アビスパ福岡の支援という要素があるとしても委託先業者側で効率化を図り、各費用を削減する余地があるのではないか。 <p>特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから、適用できる場面が限定されており、特に業務委託料が適正かどうかについては十分に留意が必要であると考えられる。</p> <p>よって、市は、委託先業者の見積額をそのまま受け入れるのではなく、見積書や執行計画の内容を十分に検討し、経済性の確保に努めるべきである。</p> <p>(防犯・交通安全課)</p>	<p>3年度からは、契約のやり方を見直し、PR看板の設置等に関する契約をPR広告の掲出に関する契約へと変更し、規格や単価を見積書で明確にして、広告料の内訳が分かるようにした。</p> <p>今後は、福岡市役所1階ロビーのデジタルサイネージ広告や福岡市地下鉄の駅構内広告などの他施設の広告料の料金見直しの動向等を踏まえながら、見直しの必要性等について検討を行うこととする。</p>
<p>② (意見) 業務委託の効果及び必要性に関する検討資料の保存について</p> <p>【意見】</p> <p>業務委託の効果や必要性について検討した資料が保管されていないことは、説</p>	<p>本業務の効果及び必要性については、「福岡市事務事業の委託に関する要綱」等に基づき、必要な時期に委託審査委員会での審議等で諮るとともに、毎年度の予算編成において検討を行っており、今後も資料</p>

明責任の観点から問題がある。特に、アビスパ福岡の支援という政策判断があるとしても、特命随意契約を長期間にわたり実施している業務委託の場合は、特定の委託先業者に対する冗費に繋がっていないことを毎年度説明すべきだと考えられる。

よって、市は、本業務委託の効果及び必要性について十分に検討した上で、書面にて保存しておくことが望まれる。

(防犯・交通安全課)

の整理も含め検討の充実に努めていく。

キ 若年者の消費者トラブル対策推進事業業務委託（生活安全消費生活センター）No28
(結果) 事業の検証実施結果記録の保存について

【指摘事項】

市は、委託料支払に先立って委託先業者が適切に業務を履行したかどうかについて、契約時の仕様書等の内容に沿って確認する必要がある。市担当者によれば、本業務委託における事業の結果や改善点等に関しても委託先業者と随時コミュニケーションを図っているとのことである。

しかし、仕様書に記載された「事業の検証」に関する記録が残されていないことは、委託先業者が履行責任を果たしたかどうか、また、市が適切に確認したかどうかについて事後的に検証することができず、説明責任の観点から問題がある。

市は、事業の検証実施結果について、仕様書に沿って委託先業者に提出させるとともに内容を確認の上、資料として保管すべきである。また、提出された検証実施結果の内容を次年度以降の同種の事業に活用していくことが望まれる。

(消費生活センター)

事業の検証実施結果については、委託先業者との打合せ・協議時に実施済みであった事業評価に係る聞き取り内容を検証実施結果としてまとめ、令和3年2月実施報告書とともに保管した。

今後、提案競技を伴う委託業務の際には、仕様書に基づいて確認事項のチェックリストを作成し、再発防止を図ることとした。

ク 福岡市災害対応支援システム保守業務委託（防災・危機管理部防災推進課）No29
（意見）「再委託承諾申請書」の情報不足に伴う再委託割合の把握について

【意見】

委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。（報告書140P参照）

しかし、本契約の「再委託承諾申請書」には再委託の相手方の契約予定金額が記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」（以下「再委託運用基準」という。）で求められる情報が一部不足している。

この点、市担当者によれば、再委託の契約予定金額を開示することに難色を示すシステム事業者が多いことから、システム関連の委託契約における「再委託承諾申請書」において、契約予定金額の記載は求めているとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約においても当該方針に従っている。（報告書141P参照）

委託先業者が業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は「再委託承諾申請書」等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の相手方の契約予定金額、すなわち、「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先業者に支払われる予定なのか」という情報（以下「業務割合」という。）は、重要な判断要素の一部であると考えられる。

業務割合の把握が困難である場合の対応について、「業務委託契約における再委託の運用基準」を所管する契約監理課と協議した結果、令和3年3月に再委託の業務内容を「再委託承諾申請書（契約予定金額の記載なし）」のみで把握していたことを改め、令和3年度から、作業分担に関する文字情報だけではなく工程表や体制表等の提出を求めることで、業務の全部又は主たる部分でないことを確認することとした。

この点、市担当者によれば、「再委託承諾申請書」に委託先業者と再委託の相手方との作業分担を詳細に記載させることで、業務の全部又は主たる部分の再委託をしていないことを確認できるため、契約予定金額を記載させずとも判断可能と認識しているとのことである。しかし、作業分担に関する文字情報のみでは、市が業務割合を定量的に把握するのは困難である。

よって、市は、予定価格の内訳における各項目のうち再委託の相手方がどの部分を担当しているのかを把握する等の方法により、業務割合の把握に努めることが望まれる。また、業務割合の把握がどうしても困難である場合、再委託運用基準を所管する部署とも十分に協議の上、代替案について改めて検討し、検討の経緯を書面で保存しておくことが望まれる。

(防災推進課)

ケ 福岡市防災気象情報システム改修業務委託（量水標及び水位計更新等）（防災・危機管理部防災推進課）No30
（結果）特命随意契約に係る自主的チェックの適時の実施について

【指摘事項】

【現状】の＜特命随意契約事務の自主的チェックの分類＞によれば、各自主的チェックについて市は、随意契約委託先選定伺に綴って回議することを求めている。

この点、本契約に照らすと、自主的チェックは本来、随意契約業者選定伺の起案時、すなわち令和2年2月27日に実施すべきだったと考えられる。しかし、実際に新規委託チェックリストが作成されたのは令和2年3月2日であり、事後的な決裁となっている。

見積書入手時に自主的チェックを実施し

「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」に従い、随意契約業者選定伺起案の段階で、自主的チェックを行うよう、組織内で再度周知・徹底し、令和3年3月から再発防止を図っている。

た場合、特命随意契約の妥当性を詳細に検討するタイミングが契約直前となり、スケジュール通りに契約締結できない、又は検討が疎かになる等のおそれがある。また、自主的チェックの結果、仮に特命随意契約は妥当ではないと判断された場合、再度委託先候補となる業者選定及び見積依頼を実施することになり、契約事務手続上、手戻りが生じる可能性もある。

よって、市は、「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」に従い、随意契約業者選定伺起案の段階で自主的チェックを行うべきである。

(防災推進課)

コ スポーツ大会等PR業務委託（スポーツ推進部スポーツ推進課）No31

① (結果) 委託審査委員会の適時の実施について

【指摘事項】

市は、特命随意契約締結に先立って契約事務の自主的チェックを求めている。当該自主的チェックは、同一委託先との契約の継続年数に応じて、「新規委託チェック」「継続委託チェック」「長期継続委託チェック」の3通りに分かれている。

また、市は、一定の要件を満たす特命随意契約については、事前に委託審査委員会による特命随意契約の是非についての審査を実施することを求めている。

本契約に関して上記の「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」に照らすと、本来、次のとおり自主的チェック及び委託審査委員会審査を実施すべきだったと考えられる。すなわち、委託審査委員会による審査は本来、平成29年度に長期継続委託チェックリストを用いた

委託審査委員会の適時の実施については、「福岡市事務事業の委託に関する要綱」及び「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」に則り、令和3年1月に委託審査委員会による特命随意契約の是非についての適正な実施時期を確認した。

また、令和3年4月から新たに委託審査委員会対象リストを作成し、再発防止を図っている。

チェック結果に基づいて行われるべきところ、1年遅れて平成30年度に継続委託チェックリストを用いたチェック結果に基づいて行われている。

この点、市担当者によれば、平成29年度に委託審査委員会による審査の実施を失念していたため、平成30年度に実施したとのことである。

継続委託チェックリスト及び長期継続委託チェックリストは、次のとおりチェック項目に相違がある。前者が継続的に同一の業者に委託することの合理性について重点を置いているのに対し、後者は前者の視点に加えて、3年以上契約を継続しようとする委託先業者の選定に際して、本当に代替可能な業者が存在しないかどうかについて改めて検証する点を重視していると考えられる。

さらに、委託審査委員会による審査についても特命随意契約に際し、長期継続委託チェックリストに基づく自主的チェックと同じタイミングで「他に代替可能な業者がないかどうか」等の視点を始めとして業者選定の適正性を判断し、必要に応じて意見を述べることを期待されていると考えられる。

したがって、本来実施すべきタイミングで委託審査会による審査を実施せず、長期継続委託チェックリストではなく、継続委託チェックリストに基づいて審査を実施することは、①特命随意契約の是非について改めて検討する時期が遅れる、②特命随意契約を実施するに当たって検討すべき事項が漏れるといったリスクに繋がり、業者選定を適正に行うことができない可能性がある。

よって、市は、各チェックリストや委託審査委員会の審査の趣旨を理解した上

<p>で適切に運用すべきである。 (スポーツ推進課)</p>	
<p>② (結果) 委託料の経済性の確保について 【指摘事項】 市は、【現状】の<業務委託料の内訳>に記載した内訳よりも詳細な内容が分かる資料を業者選定時においても、業務完了時においても入手していなかった。このことは、特に次の観点から市が業務委託料の経済性を検討できず、業務委託料の高止まりに繋がるおそれがあると言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 看板設置費は、設置に係る人件費等が想定されるが、人件費(単価及び工数)やその他諸経費の金額が明確ではない。 ● 事務経費が業務委託料の過半を占めているが、当該経費の内容が明確ではない。 ● 毎年度同じ業務を実施していることから、アビスパ福岡の支援という要素があるとしても委託先業者側で効率化を図り、各費用を削減する余地があるのではないか。 <p>特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから適用できる場面が限定されており、特に委託料に経済性が確保されているかは、十分に留意が必要であると考えられる。</p> <p>よって、市は、委託先業者の見積額をそのまま受け入れるのではなく、見積書や執行計画の内容を十分に検討し、経済性の確保に努めるべきである。 (スポーツ推進課)</p>	<p>本件については、業務内容が本市が主催するスポーツ大会等を広く周知するための広告としての性格を有していることを踏まえ、令和2年度からは、契約のやり方を見直し、PR看板の設置等に関する契約をPR広告の掲出に関する契約へと変更し、規格や単価を見積書で明確にして、広告料の内訳がわかるようにした。</p> <p>今後は、福岡市役所1階ロビーのデジタルサイネージ広告や福岡市地下鉄の駅構内広告などの他施設の広告料の料金見直しの動向等を踏まえながら、見直しの必要性等について検討を行うこととする。</p>
<p>③ (意見) 業務委託の効果及び必要性</p>	<p>本業務の効果及び必要性については、</p>

<p>に関する検討資料の保存について</p> <p>【意見】</p> <p>業務委託の効果や必要性について検討した資料が保管されていないことは、説明責任の観点から問題がある。特にアビスパ福岡の支援という政策判断があるとしても、特命随意契約を長期間にわたり実施している業務委託の場合は、特定の委託先業者に対する冗費に繋がっていないことを、毎年度説明すべきだと考えられる。</p> <p>よって、本業務委託の効果及び必要性について、十分に検討した上で書面にて保存しておくことが望まれる。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>	<p>「福岡市事務事業の委託に関する要綱」等に基づき、必要な時期に委託審査委員会での審議等で諮るとともに、毎年度の予算編成において検討を行っており、今後も資料の整理も含め検討の充実に努めていく。</p>
<p>サ 福岡市総合体育館整備運営事業モニタリング等支援業務委託（平成31年度分） （スポーツ推進部スポーツ施設課）No32</p> <p>①（意見）長期継続委託チェックリスト及び委託審査委員会審査の補完的実施について</p> <p>【意見】</p> <p>市は、本委託契約が毎年度継続した特命随意契約であることを理由に、平成29年度及び平成30年度については継続委託チェックリスト、令和元年度については長期継続委託チェックリストを用いて自主的チェックを実施している。</p> <p>しかし、【現状】の〈各年度の業務委託〉によれば、同じ委託契約名でも実施内容は一部異なっており、最終契約額も年度ごとに大きく増減している。</p> <p>以上を踏まえると、特に前年度業務に含まれていない当年度業務については、新規契約と同じ視点での検討が必要になると考えられる。</p> <p>業務内容を十分に検討せず、形式的に</p>	<p>福岡市総合体育館整備運営事業モニタリング等支援業務委託については、令和元年度から長期継続委託チェックリストを使用して、チェックを実施している。</p> <p>また、今後は、継続委託チェックリストを使うべき年度であったとしても、業務内容の一部に新規性があるような場合は、長期継続委託チェックリスト等を補完的に使用していく。</p>

毎年度継続した特命随意契約であると判断してしまうことは、特命随意契約を実施するに当たって本来検討すべき事項が漏れることに繋がり、業者選定を適正に行うことができない可能性がある。

継続委託チェックリスト及び長期継続委託チェックリストは、次のとおりチェック項目に相違がある。前者が継続的に同一の業者に委託することの合理性について重点を置いているのに対し、後者は前者の視点に加えて、3年以上契約を継続しようとする委託先業者の選定に際して、新規契約時と同様の視点で本当に代替可能な業者が存在しないかどうかについて、改めて検証する点を重視していると考えられる。

委託審査委員会による審査についても、特命随意契約に際して、「他に代替可能な業者がないかどうか」等の視点を始めとして業者選定の適正性を判断し、必要に応じて意見を述べることを期待されていると考えられる。

よって、継続的な特命随意契約に関して、たとえ継続委託チェックリストを使うべき年度であったとしても、業務内容の一部に新規性があるような場合は、長期継続委託チェックリストの項目や委託審査委員会での審査の趣旨を踏まえ、これらの手続を補完的に実施することが望まれる。

(スポーツ施設課)

② (意見) 再委託の承諾手続に係る文書の保管について

【意見】

再委託の承諾に係る書面が保管されていないことは、市が再委託を承諾したという事実が確認できず、再委託内容の妥

再委託の承諾手続に係る文書の保管については、平成30年3月の「業務委託契約における再委託の運用基準」の通知を受け、平成30年度の契約以降、同運用基準に従って手続を行っている。

また、再委託承諾申請書等の再委託の承

当性を検証することが困難である。このため、説明責任の観点から問題があるほか事故発生時の責任の所在が不明確になるおそれがある。

この点、市は再委託の承諾手続の標準化を図ることを目的として、平成30年3月に「業務委託契約における再委託の運用基準」(以下「再委託運用基準」という。)を定め、平成30年4月1日以後に契約を締結する案件から運用を開始している。

本委託契約についても、平成30年度の契約では、再委託運用基準に従って再委託承諾申請書及び再委託承諾書が保管されている。なお、令和元年度の契約では、業務の再委託が実施されていないため、再委託承諾申請書及び再委託承諾書はない。

よって、市は、今後も再委託運用基準に基づき、適切な再委託の手続を実施するとともに、再委託の承諾手続に係る文書を適切に保管することが望まれる。

(スポーツ施設課)

諾手続に係る文書についても、適切に保管している。

(6) 環境局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>オ 福岡市臨海リサイクルプラザ(臨海3Rステーション)事業企画運営業務委託(循環型社会推進部家庭ごみ減量推進課)No37</p> <p>① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>参考見積額が予定価格に反映されることを予測して、参考見積額を過大とする思惑が、参考見積書を提出した業者に生じかねない。特に1者のみから参考見積書を入手し、参考見積書の項目や金額を</p>	<p>令和3年度からの委託先事業者を、令和2年度にプロポーザル方式で選定を行った。今回も5年を上限としており、参考見積書の金額の妥当性の検討については、令和4年度以降、福岡市契約事務規則に基づき検討を行い、検討過程を文書として保存することとする。</p> <p>また、今回の事例を令和3年3月に課内の研修等で情報共有し、再発防止を図っている。</p>

そのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書は、あくまでも参考として位置付けられるべきものである。

(報告書168P参照)

本業務委託では特命随意契約が締結されており、高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、本委託契約において市は、プロポーザル方式により選定された業者と平成28年度から5年間を上限として特命随意契約を締結するが、当該業者から入手した参考見積書の項目及び金額と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しており、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考ええる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討する必要がある。その上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

(家庭ごみ減量推進課)

② (意見) 利用者数に係る成果目標の見直しについて

利用者数に係る成果目標の見直しについては、新型コロナウイルス感染症の影響に

【意見】

【現状】の＜利用者数の状況＞によれば、利用者数が目標値を大幅に下回る状況が続いている。また、直近年の利用者数は減少傾向にあるにもかかわらず、目標値は増加しているため、目標達成率が大きく減少する傾向にある。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年度は更に利用者数が減少する可能性があると考えられる。

成果目標は、特定の目標実現に向けて具体的な目標となる項目を定め、その目指すべき水準について定量的かつ明瞭に示すとともに、目標に対する成果を把握していくための指標である。明らかに達成困難な目標値を設定することは、委託先業者にとって目指すべき目標として機能せず、目標値の設定が形骸化するおそれがある。

例えば、市は「第9次福岡市基本計画」において、施策の評価のために成果指標を複数設定しており、当該成果指標の目標値は過去の推移等に基づいて設定している。

市は、実績が目標値を大きく下回っている要因について検討し、目標達成が困難と認められる場合には目標値を実効性のある数値に見直すように、委託先業者に対して指導する等の対応を図ることが望まれる。

(家庭ごみ減量推進課)

よる臨時休館等の対応を年度途中で決定することもあることから、適切な目標値の設定となるよう、令和3年度より確認、助言することとした。

また、今回の事例を令和3年3月に課内の研修等で情報共有し、再発防止を図っている。

カ ポイ捨て防止及びごみ減量PR業務委託（循環型社会推進部家庭ごみ減量推進課）No38

① (結果) 委託料の経済性の確保について

【指摘事項】

本件については、業務内容が環境美化やごみ減量について、市民へ広く周知するための啓発としての性格を有していることを踏まえ、令和3年度からは、契約のやり方を見直し、PR看板の設置等に関する契約をPR広告の掲出に関する契約へと変更

市は、【現状】の〈業務委託料の内訳〉に記載した内訳よりも詳細な内容が分かる資料を業者選定時においても業務完了時においても入手していなかった。このことは、特に次の観点から市が委託料の経済性を検討できず、業務委託料の高止まりに繋がるおそれがあると言える。

- 看板設置費は、設置に係る人件費等が想定されるが、人件費（単価及び工数）や、その他諸経費の金額が明確ではない。
- 事務経費が業務委託料の過半を占めているが、当該経費の内容が明確ではない。
- 毎年度同じ業務を実施していることから、アビスパ福岡の支援という要素があるとしても、委託先業者側で効率化を図り、各費用を削減する余地があるのではないか。

特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから適用できる場面が限定されており、特に委託料に経済性が確保されているかは十分に留意が必要であると考えられる。

よって、市は、委託先業者の見積額をそのまま受け入れるのではなく、見積書や執行計画の内容を十分に検討し、経済性の確保に努めるべきである。

(家庭ごみ減量推進課)

し、規格や単価を見積書で明確にして、委託料である広告料の内訳がわかるようにした。

今後は、福岡市役所1階ロビーのデジタルサイネージ広告や福岡市地下鉄の駅構内広告などの他施設の広告料の料金見直しの動向等を踏まえながら、見直しの必要性等について検討を行うこととする。

また、今回の事例を令和3年3月に課内の研修等で情報共有し、再発防止を図っている。

② (意見) 業務委託の効果及び必要性に関する検討資料の保存について

【意見】

業務委託の効果や必要性について検討した資料が保管されていないことは、説明責任の観点から問題がある。特に、アビスパ福岡の支援という政策判断があるとしても、特命随意契約を長期間にわた

本業務の効果及び必要性については、「福岡市事務事業の委託に関する要綱」等に基づき、必要な時期に委託審査委員会での審議等で諮るとともに、毎年度の予算編成において検討を行っており、今後も資料の整理も含め検討の充実に努めていく。

また、今回の事例を令和3年3月に課内の研修等で情報共有し、再発防止を図って

<p>り実施している業務委託の場合は、特定の委託先業者に対する冗費に繋がっていないことを毎年度説明すべきだと考えられる。</p> <p>よって、市は、本業務委託の効果及び必要性について、十分に検討した上で書面にて保存しておくことが望まれる。</p> <p>(家庭ごみ減量推進課)</p>	<p>いる。</p>
<p>キ 福岡市家庭系廃蛍光管等再資源化業務委託（循環型社会推進部家庭ごみ減量推進課）No39</p> <p>（結果）委託料の確定に係る仕様書文言の見直しについて</p> <p>【指摘事項】</p> <p>仕様書上の要求事項と、実際の業務の流れに乖離が生じていることは、委託業務の履行確認時に支障をきたす、また、委託先業者が業務内容を一部誤解するといったことに繋がるおそれがある。</p> <p>市は、現状に合わせて仕様書の文言を修正すべきである。</p> <p>(家庭ごみ減量推進課)</p>	<p>委託料の確定に係る仕様書文言については、令和3年度の契約から仕様書の見直しを行い、実際の業務の流れに合致する内容に修正した。</p> <p>また、今回の事例を令和3年3月に課内の研修等で情報共有し、再発防止を図っている。</p>
<p>ケ 「福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイト」コンテンツ移行等業務委託（循環型社会推進部事業系ごみ減量推進課）No41</p> <p>（意見）特命随意契約による新規委託チェックリストの適切な運用について</p> <p>【意見】</p> <p>市は、予定委託先業者が登録業者であるにもかかわらず、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないかどうかの確認を行っている。</p> <p>しかし、そもそも福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置は、登録業者でない者に対して措置されるものであ</p>	<p>特命随意契約による新規委託チェックリストの適切な運用については、人事異動や契約が多い年度当初に、今回指摘された事項を課内で供覧し、説明を行い、原因を共有した。</p> <p>また、今後、新規委託チェックリストを使用する際は、各確認項目の内容や趣旨を確認することとし、再発防止を図る。</p>

<p>り、本委託契約の予定委託先業者に対しては、本来確認する必要がない項目である。特段の事情なく、本来実施不要の確認手続を実施することは、効率性の観点から問題がある。</p> <p>よって、市においては、新規委託チェックリスト各確認項目の内容や趣旨を十分に踏まえ、過不足なく手続を実施していくことが望ましい。</p> <p>(事業系ごみ減量推進課)</p>	
<p>ス 福岡市し尿収集運搬業務委託（循環型社会推進部収集管理課）No45</p> <p>① (結果) 適時の記名、押印の実施について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>適時に記名、押印がなされないことは、市が適切に業務の履行確認を実施していることを事後的に確認できなくなる可能性があり、説明責任の観点から問題がある。</p> <p>市は、業務の履行確認を実施次第、速やかに担当者による記名、押印が実施される体制を整えるべきである。</p> <p>(収集管理課)</p>	<p>適時の記名、押印の実施については、令和3年度の仕様書を変更し、前月分の完了報告の内容を確認した上で当月分の支払手続を行うように事務処理手順を改め、業務の履行確認を実施次第、速やかに担当者による記名、押印が実施される体制を整えた。</p> <p>また、今回の事例を令和3年3月に課内の研修等で情報共有し、再発防止を図っている。</p>
<p>② (意見) 積算報告書における増減理由の記載誤りに対する修正について</p> <p>【意見】</p> <p>増減理由の内容が誤ったまま精算報告書を市が受領していることは、市の業務履行確認が適切に行われていないのではないかとの疑念を抱かれかねない。</p> <p>よって、市は、精算報告書受領時において内容を十分に精査し、必要に応じて委託先業者に修正を求めることが望まれる。</p> <p>(収集管理課)</p>	<p>積算報告書における増減理由の記載誤りに対する修正については、令和3年度より、提出された直後に担当者、担当係長にてダブルチェックを行い、内容を十分に精査するとともに、必要に応じて速やかに委託業者に修正を求めることとした。</p> <p>また、今回の事例を令和3年3月に課内の研修等で情報共有し、再発防止を図っている。</p>

<p>セ 福岡市家庭系ごみ処理手数料徴収事務委託（循環型社会推進部収集管理課）No46 （結果）再委託承諾手続の実施について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>本業務委託について、保管配送業務及び販売業務は、ふくおか環境財団の職員が行わず、ふくおか環境財団が委託した第三者たる業者により行われている。</p> <p>個別の業者選定等に市の関与がないことからすれば、これは、業務内容の「再委託」であると評価せざるを得ない。</p> <p>このため、再委託である場合は、上記の「業務委託契約における再委託の運用基準」に従い、再委託の承諾手続をしなければならない。仮に本業務の「再委託」の点を業務委託契約書第5条第3項の規定に基づくものであるとすると、再委託の承諾手続等が踏まれないままふくおか環境財団が選定した業者に本業務を委託していることになり、「業務委託契約における再委託の運用基準」には適合しない。</p> <p>よって、ふくおか環境財団の職員以外の業者によって保管配送業務及び販売業務が行われる場合、ふくおか環境財団から第三者たる業者への委託は「再委託」に該当するという前提で、業務委託契約書の記載を見直すとともに、再委託の場合の承諾手続等を履行する必要がある。又は、委託業務契約及び仕様書等の設計図書の変更を行い、実質的にも再委託とはならない形の業務委託の形態を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（収集管理課）</p>	<p>再委託承諾手続の実施について検討した結果、令和3年3月に、保管配送業務については、再委託業務として「業務委託契約における再委託の運用基準」に従い、令和3年度の契約から、再委託の承諾手続を行うこととした。また、販売業務については、小売店等からの申出により指定袋の取扱店として登録するものであるが、仕様書には「指定袋販売委託契約」という記載をしており、再委託と誤認させてしまったため、令和3年度の契約から、仕様書の記載内容について見直しを行った。</p> <p>また、今回の事例を令和3年3月に課内の研修等で情報共有し、再発防止を図っている。</p>
<p>タ 福岡市粗大ごみ受付センター業務等委託（循環型社会推進部収集管理課）No48 （結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について</p>	<p>再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施については、令和3年度の契約から、「業務委託契約における再委託の運用基準」に示された再委託承</p>

【指摘事項】

市は、委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、次のように定めている。(報告書192P参照)

しかし、本委託契約に係る再委託承諾申請書には再委託の必要性及び契約予定金額について記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について(通知)」(以下「再委託運用基準」という。)で求められている内容を一部欠いている。

この点、市担当者によれば、過年度から現在の様式を使用しており、変更を検討したことはないとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約に係る契約書においても当該方針に従って再委託の制限に関する規定がある。(報告書192P参照)

委託先業者が業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、再委託承諾申請書等の情報を基に、総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の必要性や再委託の相手方の契約予定金額は重要な項目であるといえる。すなわち、前者の「市が委託先業者に委託した事業をなぜ再委託する必要があるのか」という情報は定性的な視点から、後者の「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という情報は定量的な視点から、それぞれ重要な判断要素の一部であると考えられる。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、再委託の必要性及び契約予定金額の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査

諾申請書のひな形を利用し、再委託の必要性及び契約予定金額の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行うこととした。

また、今回の事例を令和3年3月に課内の研修等で情報共有し、再発防止を図っている。

を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

(収集管理課)

チ 自己搬入ごみ事前受付センター業務等委託（施設部管理課）No49

- ① （結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について

【指摘事項】

市は、委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、次のように定めている。（報告書195P参照）

しかし、本契約の再委託における承認願には契約予定金額が記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」（以下「再委託運用基準」という。）で求められている内容を一部欠いている。

この点、市担当者によれば、再委託の承認についての様式を特に決めておらず、独自の様式を使用しているとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、業務委託の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約に係る契約書においても、当該方針に従って再委託の制限に関する規定がある。（報告書195P参照）

委託先業者が、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、承認

再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施については、「業務委託契約における再委託の運用基準」に則り、令和3年1月に、同運用基準に示されたひな形を利用して、契約予定金額が記載された再委託承認申請書の提出を求め、承諾手続を行った。

また、今回の事例を課内の研修等で情報共有するとともに、令和3年4月から、契約事務に関する規定や各種通知・マニュアル等を課の共有フォルダにて管理の上、各担当者が必要に応じ、チェックする環境を整えることとし、再発防止を図っている。

願等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に、再委託の相手方の契約予定金額、すなわち、「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という情報は、定量的な側面から重要な判断要素の一部であると考えられる。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、再委託の契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

(管理課)

② (意見) 定期点検業務の履行確認に係る文書の保存について

【意見】

市は、委託料支払に先立ち、委託先業者が適切に業務を履行したかどうかについて契約時の仕様書等の内容に沿って確認する必要がある。市担当者によれば、本委託契約の定期点検業務については、各システムを設置している現場に配置された委託先業者のシステムエンジニアが、市に対する報告を適宜口頭にて行っているとのことである。

しかし、市に対する報告内容が書面にて保存されていないことは、委託先業者が履行責任を果たしたかどうか、また、市が適切に確認したかどうかについて事後的に検証することができず、説明責任の観点から問題がある。

定期点検業務の履行確認については、運用管理業務同様、令和3年度から、定期点検結果報告書を提出させることとし、仕様書に記載した。

また、今回の事例を令和3年3月に課内の研修等で情報共有し、再発防止を図っている。

よって、市においては、定期点検業務についても自己搬入ごみ事前受付システムの運用管理業務同様、文書にて報告を求めるよう仕様書内容の見直しを検討することが望ましい。

(管理課)

(7) 農林水産局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>ア スマート農業推進事業のワークショップ等運營業務委託（総務農林部政策企画課）No54 （結果）仕様書内容の明確化について 【指摘事項】</p> <p>「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」によれば、仕様書は業者による経費算定の基礎資料となることから、細部にわたり具体的な内容を明らかにする必要がある。</p> <p>しかし、本業務の仕様書では、講師等に関して人数は「2名程度」、報償費は「選定した講師の役職に応じて決定」と記載され、業者にとって具体的に人数を何名にするか、報償費の積算根拠となる役職をどの程度にするかの判断に差が生じてしまう。このため、仕様書について、業務の細部にわたり具体的な内容が明らかであるとは言えず、価格競争を前提とした業者の選定を行うに際し、公正な業者の選定に問題がある。</p> <p>よって、市は、仕様書について細部にわたり具体的な内容を明らかにし、公正な競争を確保すべきである。具体的には、講師等に関して具体的な人数を明示するとともに、報償費の算定根拠となる想定役職を明示することが考えられる。</p> <p>(政策企画課)</p>	<p>今回の指摘内容については、令和3年8月に課内会議等で周知を行うとともに、仕様書の作成においては、複数の職員で経費算定の根拠となる記載について、具体的であるか内容確認を行うこととした。</p>

<p>イ ふくおかさん家のうまかもん事業者認定事業支援及び広報業務委託（総務農林部農業振興課）No55</p> <p>① （結果）提案競技実施チェックリストの作成について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>市は、正確な事務手続の実施、公平性の確保、競争性の確保等を担保するため、提案競技を実施しようとする場合は、次のとおり「提案競技実施チェックリスト」によりチェックを行い、提案競技実施伺に綴って回議することとしている。</p> <p>しかし、本業務については、「提案競技実施チェックリスト」が作成されていなかった。</p> <p>よって、市は、「提案競技実施チェックリスト」による自主チェックを適切に行い、提案競技に関する事務の適正な執行を図るべきである。</p> <p style="text-align: right;">（農業振興課）</p>	<p>今後、提案競技を実施しようとする場合は、「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」に基づき、「提案競技実施チェックリスト」により事前チェックを行い、提案競技実施伺に綴って回議することとした。</p> <p>また、令和3年3月に今回の指摘事項を課内職員に対して周知するとともに、人事異動時に文書化して共有し、再発防止に努めている。</p>
<p>③ （意見）効果を踏まえた事業の見直しについて</p> <p>【意見】</p> <p>条例の趣旨は、福岡市内産の農林水産物等の生産の拡大、消費の推進等であり、そのために「ふくおかさん家のうまかもん」の魅力を市民へ浸透させること等を目指している。しかし、現段階では、認定事業者数は目標未達となる可能性があり、また、「ふくおかさん家のうまかもん」の認知度についても向上が見られない。</p> <p>このため、本事業について、平成27年度から令和元年度までに約2千万円の事業費が投じられているが、認定事業者の獲得及び広報業務の実施という観点か</p>	<p>ふくおかさん家のうまかもんの認知度向上及び市内産農林水産物の消費拡大の推進のため、監査意見を踏まえて、より効果的な事業内容の検討を進める。</p>

ら、期待どおりの成果が得られているとは必ずしも言えない。一方で、市内産の農林水産物等の生産、消費等の推進は、生産者、事業者及び市民にとって、重要な施策であると考えられる。

よって、市は、事業者及び市民の現実及び実態に即し、より効果的な事業となるように見直しを検討することが望まれる。

例えば、認定事業者数については、新型コロナウイルス感染症の影響等様々なマイナス要因も考えられるが、それだけではなく、根本的な原因の認識も必要である。

具体的には、事業者にとって認定を受けるメリットが乏しいとも考えられる。市提供資料によれば、認定事業者が受ける主なメリットは次のようなものがあるとのことである。しかし、一般的に飲食店等は日々安くて品質の高い食材を仕入れるものと想定され、産地等は仲介業者に一任しているケースも多く、そのような状況で福岡市内産の食材を積極的に利用する動機付けの制度になっているか検討することも考えられる。

(農業振興課)

エ 早良区重留5丁目地内山田池外1箇所取水施設清掃業務委託(総務農林部農業施設課) No57
(意見) 競争見積合わせの業者選定に係る理由の明記について

【意見】

下見積書は、工数等を参考にするために徴収するものであるが、清掃対象の池が所在する区の業者が競争見積合わせを実施する際の業者に選定されていなかった点は合理的とは言えない。

競争見積合わせの業者選定については、当該包括外部監査での意見を踏まえ、下見積書を徴取した業者全てを競争見積合わせに選定するよう、令和3年1月に所属職員に対し、周知徹底を図った。

また、当課にて運用している契約事務チェックシートにも記載を行い、再発防止に努めている。

また、「随意契約業者選定伺」において、2者を選定した理由は明記されていなかった。

このため、競争見積合わせの業者選定に関して、透明性の担保の観点から問題があると言わざるを得ない。

よって、市は、業者選定に当たって、複数の者を参加させるという形式的な要件を満たすことにとどまらず、真に競争性を持たせる意図をもつことが望まれる。また、本業務については、競争見積合わせの業者選定について、業者選定理由を決裁文書等に明記することが望ましい。

(農業施設課)

オ 福岡市水産物販路拡大業務委託（水産部水産振興課）No58

① (結果) 事業に係る主体性の発揮、適切な仕様書の作成及び適正な予定価格の積算について

【指摘事項】

市によれば、招聘するシェフ等の選定や参加するイベント等は、市と委託先がアドバイザーなども利用しながら行っているとのことであるが、仕様書の委託内容について詳細な記載が不足しており、具体的な業務内容は事実上業者任せとなっている。このため、業者へ必要な業務を指示できない等のリスクがある。

よって、市は、仕様書の作成及び予定価格の積算について、次のとおり実施すべきである。

市は、活動内容について具体的に決定し、仕様書に明記すべきである。また、仕様書は適正な見積りや積算の根拠となるものであるため、シェフの招聘であれば回数や人数についても適切に明示すべきである。

委託内容については、仕様書で詳細な日数、回数、人数等を今後明記することとする。

また、予定価格の積算については、他の類似した委託の内容や金額を参考にしながら、設計金額を積算することとした。

なお、当該委託は新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度は実施していない。

また、仕様書の委託内容について詳細な記載が不足している上に、予定価格は業者からの参考見積書の踏襲により積算されており、事実上業者任せの予定価格の積算となっている。このため、適正な価格が決定されているとは考えにくい。

よって、市は、予定価格の積算にあたり、可能な限り客観的な情報に基づく工数や単価に基づき設計金額を積算し、適正な予定価格を決定すべきである。

(水産振興課)

② (意見) 事業の成果指標の設定と効果測定について

【意見】

市は事業の成果指標として「福岡市水産業総合計画」に設定されている「漁労所得」及び「新規就業者」という指標を採用しているとのことだが、このような包括的な成果指標は漁業振興政策全体の効果を図る指標としては有用であるものの、各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判明せず、また翌年度以降のフィードバックにも繋がりにくいと考えられる。

市は、シェフの招聘回数や香港での取扱店舗の増加等、事業実施による成果は把握しているものの、例えば商談であれば商談成立件数や参加者数等、当該事業に関する固有の成果指標については設定していないため、これらの成果指標を設定し、効果を測定することが望ましい。その上で市は、成果指標について委託先と共有し、委託先から結果の報告を受け、市において事業の実施方法や内容の見直しを行うことが望ましい。

また、このように各活動レベルで成果指標を定めることは、包括的な成果指標

委託の成果指標については、包括的な政策全体の成果指標ではなく、委託の目的及び内容に応じた、成果の測定が可能な指標を第11次福岡市水産業総合計画（令和4年度～令和8年度）において設定することとした。

なお、当該委託は新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度は実施していない。

<p>の目標と実績の差の原因がどの活動にあるかを把握することを可能にし、有用であると考え。</p> <p>(水産振興課)</p>	
<p>カ 福岡市鮮魚市場市場会館等施設管理業務委託（中央卸売市場鮮魚市場）No59</p> <p>① (結果) 再委託に係る妥当性の判断根拠の明確化等について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約の契約書においても、当該方針に従って再委託の制限に関する規定を設けている。(報告書215P参照)</p> <p>市によると、当契約は施設管理業務を行う上で必要な総合的企画や業務遂行管理といった主たる業務は委託先業者が担っているとのことであるが、再委託の申出書を閲覧する限り、委託業務の相当部分を再委託しているように見えてしまう。このため、業務の主たる部分を再委託しているかのような疑念が生じかねない。よって、市は、再委託の承諾に際しては、この観点についての判断の根拠を決裁文書等で適切に示す必要がある。</p> <p>また、再委託の承諾を判断する上で再委託金額を把握する必要があると考えますが、再委託の申請書には再委託先業者との契約予定金額が記載されておらず、再委託運用基準で求められる情報が一部不足している。</p> <p>よって、市は、再委託の運用基準に基づき、委託先業者に対して契約予定金額の記載を求めるべきである。これにより、再委託の妥当性の判断の根拠とする</p>	<p>再委託に係る妥当性の判断根拠の明確化等については、「業務委託契約における再委託の運用基準」に基づき、令和3年度の契約から、再委託承諾の決裁時に審査内容を文書にて示すこととした。</p> <p>また、再委託金額等の審査に必要な情報については、令和2年度の契約時より委託先業者に契約予定金額ほか審査事項に係る情報を記載した「再委託承諾申請書」を提出させ、市は本書記載情報等に基づいて再委託の妥当性を審査の上、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うこととしている。</p>

<p>こと、また、委託先が不当に高い中間利益を取得していないかの確認をすることが不可欠であると考える。 (中央卸売市場鮮魚市場)</p>	
<p>② (結果) 再々委託に係る適切な審査の実施について 【指摘事項】 市は、再委託先業者が更に第三者に委託する再々委託を実施しようとする場合の手續について、次のとおり定めている。(報告書217P参照) しかし、本契約の再々委託は申請、承諾の手續が実施されていなかった。 よって、市は、再委託の運用基準に基づき、委託先業者に対して再々委託の申請を行わせ、適切な審査を行うべきである。 (中央卸売市場鮮魚市場)</p>	<p>再々委託に係る適切な審査の実施については、「業務委託契約における再委託の運用基準」に基づき、令和3年度の契約から、委託先業者に再委託だけでなく再々委託の申請も行わせ、適切な審査を行うこととした。</p>
<p>③ (結果) 特命随意契約の理由の正確性について 【指摘事項】 特命随意契約の一つ目の理由として記載されている「業界に係る専門的な知識を要する施設管理」という点については、仕様書の内容等を閲覧する限り、それぞれの業務は、実施可能な業者が他にないほどに特殊な業務であるか疑問である。このことは、上記「①(結果)再委託に係る妥当性の判断根拠の明確化等について」及び「②(結果)再々委託に係る適切な審査の実施について」で指摘したとおり、当該業務が更に別の業者に再委託、再々委託をされているという事実からも明らかであると考える。 また、二つ目の「場内で発生する塵芥・魚滓、場内の交通秩序を維持する交</p>	<p>特命随意契約の理由の正確性については、本業務委託契約での委託先は、開設者である市を含む市場関係者を会員として市場の施設管理の受け皿として設立された団体であることや、市場関係者が支払う施設使用料で施設管理費が賄われていることから、市場関係者より当該管理費の使途が業界に見える形が必要との意見があったことなどを、令和3年度の契約から、特命随意契約の理由として記載している。 また、所属内で情報を共有し、契約事務に当たっては複数の職員で確認を行うなどチェック体制の強化を図り、再発防止に努めている。</p>

通指導業務」に関しては、次のとおり本業務委託契約の範囲外であり、これらの業務は同一業者と別途特命随意契約を締結しているため、本業務委託契約の特命随意契約の理由とはならない。

このように本件は、特命随意契約とする理由が正確ではないため、透明性の観点から問題があると言わざるを得ない。

市によると、特命随意契約としている理由として市場施設管理費は、入居者である鮮魚市場関係者が支払う使用料のなかで賄うため、透明性の観点から、委託業者を施設管理の受け皿として組織したことやこれにより市の人件費も削減してきたことなど、業界特有の事情や経緯が存在するとのことである。よって、市は、特命随意契約とする理由について、これらを踏まえた正確な記載をするべきである。

(中央卸売市場鮮魚市場)

サ 食肉市場維持管理等業務委託（中央卸売市場食肉市場）No64

① (結果)再委託承諾手続の実施について

【指摘事項】

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約の契約書においても、当該方針に従って再委託の制限に関する規定を設けている。(報告書224P参照)

しかし、本契約の再委託は申請、承諾の手続が実施されていなかった。

本業務委託は、市の施設に関する工事や修繕等を業者に委託するものであるため、再委託先の業者が再委託される業務

再委託承認手続については、「業務委託契約における再委託の運用基準」に則り、令和3年度の契約から、委託先業者に対して再委託の申請を行わせ、本市で審査を行った後に、再委託を承認することとした。

<p>を履行する能力を有すること等が重要である。</p> <p>よって、市は、再委託の運用基準に基づき、委託先業者に対して再委託の申請を行わせ、適切な審査を行うべきである。</p> <p>(中央卸売市場食肉市場)</p>	
<p>② (結果) 設計書積算の具体化について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>市は、本業務の専門性の高さから特命随意契約とし、さらに、「施設設備の維持管理、補修等」に係る業務委託の具体的内容は、市が仕様書で定めるのではなく、委託業者が設置した委員会で半期ごとに検討、承認して実施される方法を採用しており、例外的な取扱いを行っている。</p> <p>しかし、本業務はあくまで通常の委託契約である。【現状】に記載したとおり、積算内容のうち「(維持管理)」については、いずれも端数のない金額で計上されている等、積算が具体的に算定されているとは考えにくい。設計書の内容に具体性が欠けていることは、結果として契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。</p> <p>よって、市は、契約額の根拠となる設計書について、その内容を具体的に示し、事業の透明性を担保するべきである。</p> <p>(中央卸売市場食肉市場)</p>	<p>設計書積算の具体化については、令和3年度の契約から、契約額の根拠となる設計書を作成する際に、5カ年整備計画書を基に、工事内容ごとの工事費用を詳細に示すこととした。</p>
<p>③ (意見) 実績額検証の強化について</p> <p>【意見】</p> <p>設計内容と実績について、金額に差異が生じていることは理解できる。</p> <p>しかし、全体の収支差額は差異なく0円であることは通常考えにくく、契約額</p>	<p>実績額の検証については、令和3年度の契約から、食肉市場整備委員会において、維持管理・補修等を審査することで、実績額の妥当性の検証を強化し、透明性を担保することとした。</p>

<p>を前提として工事等金額の調整が行われていると推察される。このため、結果として実績額の妥当性についても疑念が生じかねない。</p> <p>よって、市においては、実績額の妥当性についても検証を強化し、透明性を担保することが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">(中央卸売市場食肉市場)</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(8) 住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>イ 令和元年度公営住宅（箱崎ふ頭住宅）新築工事外実施設計業務委託（住宅部住宅建設課）No66</p> <p>（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>市は、委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、次のように定めている。しかし、本委託契約に係る再委託承諾申請書には、再委託の必要性及び契約予定金額について記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」（以下「再委託運用基準」という。）で求められている内容を一部欠いている。（報告書230P参照）</p> <p>また、再委託運用基準では、委託先業者から必要な情報を入手するため、再委託承諾申請書についてひな形が示されているが、本業務委託では、当該再委託申請書のひな形は利用されていない。</p> <p>この点、市担当者によれば、過年度から現在の様式を使用しているとのことである。</p> <p>市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約に係る</p>	<p>再委託承諾申請書については、「業務委託契約における再委託の運用基準」に示されたひな形で、委託先業者から令和2年11月に再度提出を受け、改めて、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託していないことを確認した。</p> <p>また、再委託承諾申請書の様式については、同運用基準に示されたひな形に令和2年度事業から統一を行い、所属内で同基準の周知を行うとともに、複数人でのチェックを行い、再発防止を図っている。</p>

契約書においても、当該方針に従って再委託の制限に関する規定を設けている。(報告書231P参照)

委託先業者が、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、再委託承諾申請書等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の必要性や再委託の契約予定金額は重要な項目であると言える。

すなわち、前者は「市が委託先業者に委託した事業をなぜ再委託する必要があるのか」という定性的な視点から、後者は「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という定量的な視点から、それぞれ重要な判断要素の一部であると考えられる。

よって、市は、再委託運用基準に則り、再委託の必要性、再委託の契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

(住宅建設課)

ウ 福岡市営住宅の指定管理者公募に係るアドバイザー業務委託(住宅部住宅管理課) No67

(結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測し

福岡市契約事務規則に則り、予定価格について、参考見積書の妥当性を検討して適正に定めるとともに、検討した文書を保存するよう所属職員に対し、令和3年3月に周知徹底を行った。

また、特命随意契約のチェックリストを活用し、予定価格の妥当性検討の有無を確認することで再発防止を図っている。

て参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に1者のみから参考見積書入手して参考見積書の項目や金額を前提に設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書は、あくまでも参考として位置付けられるべきものである。

本業務委託では特命随意契約を締結しており、契約額は予定価格と同額であることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、1者のみから入手した参考見積書の項目及び金額と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考えられる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討する必要がある。その上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

(住宅管理課)

キ 違反広告物除却等作業委託（地域まちづくり推進部都市景観室）No71
(結果) 随意契約の理由の明確化について

本業務委託については、令和3年度の契約から、随意契約となる理由を明確化し、根拠法令は「地方自治法施行令167条の2

【指摘事項】

市の「随意契約ガイドライン」では、「随意契約による場合は地方自治法施行令第167の2第1項第1号から第9号までの号数による随意契約の方法とするか明確にすること」とされている。すなわち、例外的な契約である随意契約を選択する以上、契約事務の公正性、経済性の観点から、その理由を客観的、総合的な観点から整理しておく必要があるということである。

しかし、上記のとおり、本業務委託では、起案文書において随意契約の根拠法令として「地方自治法施行令第167の2第1項第2号」が示されているが、この規定に該当する理由の明示がない。

随意契約ができる場合としての「地方自治法施行令第167の2第1項第2号」は、「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」であり、具体的な事例は、「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。」「特殊な性質を有する品物を買入れ、若しくは特別な目的がある契約で品物の買入先が特定されているとき又は特殊な技術を必要とするとき。」「1つの契約において、複数の品目・業務等単価契約する場合で競争入札に付することができないとき。」等がある。このため、本業務委託の随意契約理由について、「地方自治法施行令第167の2第1項第2号」を根拠法令とする場合は、「1つの契約において、複数の品目・業務等単価契約する場合で競争入札に付することができないとき。」に該当すると考えられる。

随意契約とした理由について市へ質問したところ、競争入札有資格者名簿の登録業種にない業種の契約であったためとのことである。このような場合の根拠法令としては、「地方自治法施行令第167条の2第1項

第1項第2号又は第6号」に該当する旨及びその条文に該当する理由を起案文書に明示した。

また、令和3年3月に、「特命随意契約チェックリスト」に、随意契約となる根拠法令及びその条文に該当する理由の起案文書への記載に関する項目を追加した新たなチェックリストを作成し、再発防止を図っている。

第6号」の「競争入札に付することが不利と認められるとき」とすべきである。

随意契約は、地方自治法で定められる契約手続のうち例外的な契約方法であり、随意契約の理由の明示は、説明責任の観点から重要である。

よって、市は、本業務委託については、随意契約となる理由を明確化し、根拠法令は「地方自治法施行令167条の2第1項第2号又は第6号」に該当する旨及びその条文に該当する理由を起案文書等に明示すべきである。

(都市景観室)

ク 違反広告物除却作業委託（地域まちづくり推進部都市景観室）No72

① (意見) 特命随意契約理由の十分な検討について

【意見】

特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから、次のとおり適用できる場面が限定されている。(報告書242P参照)

【現状】に記載のとおり、高齢者福祉の観点から、福岡市シルバー人材センターに発注するという点は理解できる。また、当該法人の設立趣旨を踏まえれば、業務に対して委託料が過度に高額になるリスクは低いと考えられる。

しかし、安易に福岡市シルバー人材センターとの特命随意契約が継続されることは、場合によっては契約の公正性や競争性が阻害されるおそれがある。特命随意契約が適用できる場面が限定されている趣旨を踏まえれば、業者選定は、高齢者福祉の観点のみではなく、業務委託の有効性、効率性、経済性も踏まえ、総合的な判断に基づいて実施されるべきであ

特命随意契約理由の十分な検討については、令和3年度の契約から、シルバー人材センターは本市の施策の一つである高齢者の生きがい対策の一環として働く意欲のある高齢者に対して働く場を提供する目的で設立された団体であり、作業が軽易なため高齢者に適しているといった高齢者福祉の観点だけでなく、本業務委託を違反広告物除却等作業委託で一括して発注することで、より効率的、経済的に事業を実施することが可能ではないかといった検討を行い、一括発注による効率化よりもシルバー人材センターへの分割発注による経済的メリットの方が大きいことから本業務委託については同センターに随意契約を行うという検討結果を起案文書に記載した。

また、令和3年3月に、同検討結果の起案文書への記載に関する項目を追加した「特命随意契約チェックリスト」を作成した。

ると考えられる。

例えば、長浜市（滋賀県）の随意契約ガイドラインによれば、長浜市は、シルバー人材センターとの特命随意契約を認めつつも、その判断は慎重になされるよう注意喚起している。

本委託業務に関して、市は、本委託契約対象外の区域等における違反広告物除却業務については、別の業者と「平成31年度 違反広告物除却等作業委託」を通じて行っている。例えば、本業務委託における違反広告物除却業務についても、当該別の業者との違反広告物除却等作業委託で一括して発注することで、より効率的、経済的に事業を実施することが可能ではないかといった検討の余地があると考えられる。

よって、市は、特命随意契約の締結に当たっては、その理由について慎重に判断することが望まれる。

(都市景観室)

② (意見) 随意契約締結についての情報公開の充実について

【意見】

福岡市契約事務規則にも「公表」の定義やその方法の定めはないものの、一般に公表とは、広く一般にその事実を発表することをいうことを意味すると解される。

しかし、市の「原課にて公表」とされる情報の取扱いは、契約書類の閲覧の申し出があった場合にそれを閲覧させるという消極的なものであり、市民に広く契約の相手方等を知らしめるための積極的な行いとは言えないと考えられる。特に、市には公表の方法の定めがないこともあり、契約書類が閲覧可能かどうかを

契約監理課と協議し、令和3年1月に市ホームページにて、契約情報（見積結果及び特命随意契約理由）を公表した。

今後、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号による随意契約を行う際には、規定に基づいた公表を行っていく。

知らない市民も多いと思われ、契約の相手方や契約した理由を知る機会が十分に与えられないままである。その意味で、市の事後の公表の実施方法については、積極的な情報提供を求められる「公表」の趣旨目的と整合しない面がある。

よって、市においては、公表の定義ないし公表の方法についての明確な規定を設けることが望ましい。

例えば、筑紫野市(福岡県)では、契約の透明性確保の観点から、次のとおり、契約の発注見通し(事前の情報公表)及び契約締結の状況(事後の情報公開)に関する情報が、全てホームページ上に公表されている。

市は他地方公共団体の事例も参考にしながら、ホームページ等を用いた情報公開の拡充を図ることが望まれる。

(都市景観室)

ケ 平成31年度ウォーターフロント地区再整備事業(中央ふ頭西側・基部エリア)に係るアドバイザー業務委託(都心創生部ウォーターフロント再整備推進課) No73
(結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点か

今回の指摘事項を令和3年4月に所属職員に周知するとともに、福岡市契約事務規則を再確認し、規則に基づく適切な事務処理について周知徹底を行った。

予定価格の作成に当たっては、福岡市契約事務規則に則り、参考見積書の妥当性を検討した上で、予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存するよう所属職員に対し、周知徹底を行った。

また、特命随意契約のチェックリストを活用し、予定価格の妥当性検討の有無を確認することで、再発防止を図っている。

ら適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。(報告書250P参照)

本業務委託では、特命随意契約が締結されており、契約額は予定価格とほぼ同額であることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、1者のみから入手した参考見積書の項目及び金額と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考えられる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討する必要がある。その上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

(ウォーターフロント再整備推進課)

コ Fukuoka Smart East推進に必要な機能要件等検討業務委託(九大まちづくり推進部イノベーション推進・Smart EAST担当) No74

(意見) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

【意見】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかね

今回の指摘事項を令和3年4月に所属職員に周知するとともに、福岡市契約事務規則を再確認し、規則に基づく適切な事務処理について周知徹底を行った。

予定価格の作成に当たっては、福岡市契約事務規則に則り、参考見積書の妥当性を検討した上で、予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存することを所属職員に対して周知徹底した。

また、特命随意契約のチェックリストを

ない。特に、1者のみから参考見積書を手
 入して参考見積書の項目や金額をそのまま
 設計書及び予定価格に反映した場合、取引
 の実例価格が反映されにくく、予定価格が
 過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価
 格について次の規定があり、様々な観点か
 ら適正な予定価格を算出することを要求し
 ている。したがって、業者から取得した参
 考見積書はあくまでも参考として位置付け
 られるべきものである。(報告書252P参
 照)

本業務委託において、市は、1者のみか
 ら入手した参考見積書の項目及び金額と同
 内容で設計書を積算して予定価格を作成し
 ているが、実例価格等の妥当性を検討した
 文書を残していない。このため、予定価格
 の作成に当たって適切に検討がなされたか
 確認できず、説明責任の観点から課題があ
 ると考える。

よって、市においては、福岡市契約事務
 規則に基づき、入手した参考見積書の金額
 の妥当性を検討した上で予定価格を作成す
 るとともに、その検討過程を文書として保
 存することが望ましい。

なお、予定価格に係る意見は上記のと
 おりであるが、本業務委託では提案競技(プ
 ロポーザル)が実施されており、提案を
 広く募る等、業者選定手続は適切に行われ
 ていると考えられる。

(イノベーション推進・Smart EAST担当)

活用し、予定価格の妥当性検討の有無を確
 認することで再発防止を図っている。

サ 「香椎駅周辺地区の情報発信」に関す
 る街路灯バナー製作業務委託(香椎振興
 整備事務所商業対策課) No75
 (結果) 参考見積書を前提とする場合の適
 切な予定価格の作成について

【指摘事項】

予定価格の作成に当たっては、福岡市契
 約事務規則に則り、入手した参考見積書の
 金額の妥当性を検討した上で予定価格を作
 成するとともに、その検討過程を文書とし
 て保存するよう、所属職員に対して令和3
 年4月に研修を行い周知徹底した。

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入力して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。(報告書256P参照)

本業務委託では、特命随意契約が行われており、高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、1者のみから入手した参考見積書の項目及び金額と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって、適切に検討がなされたか確認できず説明責任の観点から課題があると考えられる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討する必要がある。その上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

(商業対策課)

また、特命随意契約のチェックリストを活用し、予定価格の妥当性検討の有無を確認することで再発防止を図っている。

<p>シ 2019年度 福岡市街路樹等維持管理・整備委託（花とみどりのまち推進部みどり運営課）No76</p> <p>② （意見）実績額検証の強化について</p> <p>【意見】</p> <p>本業務委託では、実績に応じた精算を行うことが前提となっている。しかし、市は、上記に記載したとおり、事務費等について支出証拠書類までの確認は行っていない。令和元年度の実績においては、事務費等の合計は83,309,000円である（82,401,000円＋908,000円＝83,309,000円）。これでは実績に応じた精算が必要であるにもかかわらず、委託先業者が作成した計算書の実績額を確認したとは言えない。</p> <p>よって、市においては、実績額の検証を強化し、事務費等についても支出証拠書類を確認すること等を検討し、実績額の妥当性について透明性を担保することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（みどり運営課）</p>	<p>実績額検証の強化については、令和3年度の契約から、事務費等についても支出証拠書類を確認することとしている。</p>
<p>ス マレーシアイポー市姉妹都市庭園部分再整備工事等技術支援業務委託（花とみどりのまち推進部みどり活用課）No77</p> <p>（意見）予定工数と実績工数の比較等による業務実績の事後検証について</p> <p>【意見】</p> <p>委託開始時に決定した予定工数の妥当性の検討等を図るには、実績工数を把握し、事後検証を行うことが重要である。</p> <p>よって、市においては、委託業務の完了時に実績工数を適切に把握し、予定工数と比較するとともに、両者に差が発生している場合はその原因を分析するといった業務実績の事後検証を行うことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（みどり活用課）</p>	<p>本委託のように頻度が少なくかつ特殊性の高い業務については、標準歩掛が存在せず、見積りにより積算設計せざるを得ないことから、今後は、完了報告時に実績工数の提出を受注者に求めることで、見積内容との整合性の確認を行っていく。</p> <p>また、上記取扱いについて、令和3年度当初に課内会議にて所属内で周知徹底を図った。</p>

ソ 動物園夜間警備等業務委託（花とみどりのまち推進部動物園）No79

（意見）同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の履行内容の評価について

【意見】

「清掃及び警備委託に係る契約事務等について（通知）」（以下、本業務委託において「通知文書」という。）によれば、初年度とされる平成28年度の契約の相手方と引き続き特命随意契約を締結することは許容される。

もともと、通知文書は、業務内容から警備員の資質の向上と確保が要求され、契約の相手方の頻繁な交代は不利であること及び経費の効率的利用等を考慮されたものであり、「2年間は初年度の当該契約の相手方と特命随契によることができる」との定めをしているのみで、全3年間の契約締結を強いる趣旨ではない。

本業務委託については、通知文書を前提に、平成29年度及び平成30年度に同一業者と継続して特命随意契約が締結されているが、特命随意契約を締結する場合の具体的な判断基準等は把握できなかつた。

特定の相手先と継続して特命随意契約を締結する以上、どのような判断を行ったのか明確にすることが説明責任を果たす上で重要である。

よって、市においては、通知文書を前提に同一業者と継続して特命随意契約を締結する際には、委託先業者の履行内容を具体的かつ客観的な基準等で評価するとともに、適切な履行の確保を図ることが望ましい。

なお、履行状況の評価する際の具体的な基準等の例としては、次のとおりと考えられるので参考にされたい。

（動物園）

通知文書を前提に同一業者と継続して特命随意契約を締結する際には、契約締結時に適切な履行の確保を図るため、受託者の具体的・客観的な履行状況を把握できるよう、業務体制、履行確認方法、従事者の労働環境確保等の具体的評価基準等を設定するよう令和3年8月に見直した。

チ 福岡市動物園園内マップデザイン改訂
業務委託（花とみどりのまち推進部動物
園）No81

（意見）参考見積書を前提とする場合の適
切な予定価格の作成について

【意見】

参考見積書を提出した業者には、参考見
積額が予定価格に反映されることを予測し
て参考見積額を過大とする思惑が生じかね
ない。特に、1者のみから参考見積書を入
手し、参考見積書の項目や金額をそのまま
設計書及び予定価格に反映した場合、取引
の実例価格が反映されずに、予定価格が過
大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価
格について次の規定があり、様々な観点か
ら適正な予定価格を算出することを要求し
ている。したがって、業者から取得した参
考見積書はあくまでも参考として位置付け
られるべきものである。（報告書267P参
照）

本業務委託において、市は、1者のみか
ら入手した参考見積書の項目及び金額と同
内容で設計書を積算して予定価格を作成し
ているが、実例価格等の妥当性を検討した
文書を残していない。このため、予定価格
の作成に当たって適切に検討がなされたか
確認できず、説明責任の観点から課題があ
ると考える。また、委託先の選定に当たっ
ては競争見積合わせが実施されているが、
結果として、高い落札率であることから、
契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市においては、福岡市契約事務
規則に基づき、入手した参考見積書の金額
の妥当性を検討した上で予定価格を作成す
るとともに、その検討過程を文書として保
存することが望ましい。

（動物園）

予定価格の作成については、参考見積書
を前提とする場合、福岡市契約事務規則に
基づき、参考見積書の金額の妥当性を検討
した上で予定価格を作成するとともに、そ
の検討過程を文書として保存するよう令和
3年8月に課内で周知徹底を図った。

また、特命随意契約のチェックリストを
活用し、予定価格の妥当性検討の有無を確
認することで再発防止を図っている。

<p>ツ 植物園夜間警備等業務委託（花とみどりのまち推進部植物園）No82</p> <p>① （結果）一般仕様書における業務報告書の記載の削除等について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>本業務委託の内容は、植物園における夜間警備等を委託するものであるため、一般仕様書の業務報告書で求められている記録写真帳、廃棄物処理表等は特段必要ないと考えられる。しかし、一般仕様書に記載がある以上、委託業者においては提出が義務化された書類であるように捉えられ、業務完了時におけるトラブルの原因にもなりかねない。</p> <p>よって、市は、本業務委託の内容に合わせて、一般仕様書に記載がある業務完了報告書の内容を削除又は修正する等、必要な措置を講じる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（植物園）</p>	<p>一般仕様書における業務報告書の記載の削除等については、令和3年度の契約から、「業務報告書の内容」を削除し、特記仕様書により「業務完了報告書、記録写真」等必要がある業務のみ提出を義務付けるよう修正した。</p> <p>また、業務委託の内容にあわせて、一般仕様書の内容を修正するよう、令和3年1月に所属内で周知した。</p>
<p>② （意見）同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の履行内容の評価について</p> <p>【意見】</p> <p>通知文書によれば、初年度とされる平成30年度の契約の相手方と引き続き特命随意契約を締結することは許容される。</p> <p>もっとも、通知文書は、業務内容から警備員の資質の向上と確保が要求され、契約の相手方の頻繁な交代は不利であること及び経費の効率的利用等を考慮されたものであり、「2年間は初年度の当該契約の相手方と特命随契によることができる」との定めをしているのみで、全3年間の契約締結を強いる趣旨ではない。</p> <p>本業務委託については、令和元年度に通知文書を前提に同一業者と継続して特命随意契約が締結されているが、特命随</p>	<p>同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の履行内容の評価については、令和4年度の契約締結時に適切な履行の確保を図るため、受託者の具体的・客観的な履行状況を把握できるよう、業務体制、履行確認方法、従事者の労働環境確保等の具体的評価基準等を設定するよう令和3年2月に見直した。</p>

<p>意契約を締結する場合の具体的な判断基準等は把握できなかった。</p> <p>特定の相手先と継続して特命随意契約を締結する以上、どのような判断を行ったのかを明確にすることが説明責任を果たす上で重要である。</p> <p>よって、市は、通知文書を前提に同一業者と継続して特命随意契約を締結する際には、委託先業者の履行内容を具体的かつ客観的な基準等で評価するとともに、適切な履行の確保を図ることが望ましい。</p> <p>なお、履行状況を評価する際の具体的な基準等の例としては、次のように考えられるので参考にされたい。</p> <p style="text-align: center;">(植物園)</p>	
<p>テ 福岡市動植物園再生事業 植物園エントランス基本設計等業務委託（花とみどりのまち推進部植物園）No83</p> <p>(意見) 同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の範囲、期間及び想定委託金額の具体化について</p> <p>【意見】</p> <p>デザインの一貫性、意匠設計の継続等を考えると、上記の特命随意契約理由は問題ないと考えられる。</p> <p>しかし、平成23年度からは8年が経過し、チェックリストに記載の「平成27年に福岡市動植物園再生事業センターゾーン設計等業務委託（その5）」からも3年が経過している。</p> <p>あまりに長期に及び、継続して同じ業者と特命随意契約が締結される場合、当該業者は現時点でも平成23年度に審査された同等の技術を保有し続けているのか、社会状況の変化等により他の業者でも受託可能ではないか、当該業者に特別な配慮をしてい</p>	<p>同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の範囲、期間及び想定委託金額の具体化について、動植物園再生基本計画に基づき順次園内の整備を進めることとしており、今後、同様の業務委託を実施する際には、設計範囲や期間などを整理することとし、令和3年1月に所属内でも周知徹底を図った。</p>

るのではないかといった点で課題や疑問が生じ、説明責任の観点から疑念が生じかねない。

このため平成23年度の時点で、本業務委託を含め今後どのような範囲、期間及び想定委託金額で特命随意契約が継続される予定であるのかを具体化することが望ましかったと考える。よって、市においては、今後同様の業務委託を実施する場合には、この点に留意して検討することが望ましい。
(植物園)

(9) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>ア 「下水道フェア福岡2019」業務委託(総務部総務課) No84 (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。</p> <p>また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。(報告書275P参照)</p> <p>本業務委託では、特命随意契約が行われており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求</p>	<p>参考見積書について、見積提出業者と協議を行った内容や、金額の妥当性を検証した過程を、令和3年度の契約から、文書として残すこととした。</p>

められることになる。

この点、市は、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していなかった。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考え。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討する必要がある。その上で予定価格を作成するとともに、その検証過程を文書として保存する必要がある。

(総務課)

イ 福岡市下水道PR施設リニューアル業務委託（総務部下水道経営企画課）No85
① (結果) 提案競技における公平性の確保及び事前協議の文書化の必要性について

【指摘事項】

プロポーザル方式による提案競技においては、業者の提案内容を選定するのではなく、提案内容の優秀な者を契約予定者として選定するものである。

そのため、提案競技で契約予定者として選定されたとしても、その後の市との協議の結果、折り合いがつかなければ契約締結に至らない場合もあり得る。

その点、市が契約予定者との十分な協議を実施し、本業務委託における市の意図を伝えようとしたことについては理解できる。

しかし、その協議期間が長期間になれば、他の提案参加者であったとしても「当該協議期間と同程度の協議が市と行えるのであれば、市の意図を十分に汲み

提案競技にかかる期間は、全業者とも同一の期間であり、提案書の提出及び評価にいたるまで全て同条件下で行われている。そのため、契約予定者決定後に成果物のイメージの整合性が図られるよう、すり合わせがあったとしても、提案競技にかかる評価に影響はなく業者間で不公平が生じるものではないと考えるが、より適切な業者選定の観点から、事前に（提案競技の公告から提案書受付の間に）十分なスケジュールを確保することとする。また、契約予定者決定後において協議が長期化した場合には、契約時に協議内容等を記載した上で決裁を行うこととする。

取った提案ができた可能性」が生じ得る。

とすれば、契約予定者決定後にあまりにも長期間にわたる協議を行った場合、「長期間の協議を行った者（契約予定者）」と「行っていない者（契約予定者以外の提案競技参加者）」との間に不公平が生じる可能性があると言わざるを得ない。

よって、市は、適切な業者選定及び公平性の確保の観点から、契約予定者が決定した後ではなく、事前に（提案競技の公告から提案書受付の間に）十分なスケジュールを予定して、提案競技参加者に対して公平に市の意図を十分伝える機会を確保すべきである。

また、市においては、やむを得ず契約予定者決定後において協議が長期化した場合には、協議内容及び経緯を議事録として残すとともに、契約締結時の起案に文書を記載して決裁を受けることが望ましい。

(下水道経営企画課)

② (意見) 提案内容に関する事後的な検証及び委託業務の効果の測定について

【意見】

市においては、本業務委託の完了において、提案競技における提案内容のうち、最終的な仕様書に反映された内容が適切に実施されているかどうかを検証することが望ましい。

また、本業務委託の完了後において、下水道事業に対する市民の理解促進を図られているかが重要となる。そのため、本施設の利用状況を継続的にチェックし、本業務委託に要した支出に対する費用対効果の観点から効果の測定を行うこ

提案競技により契約予定者として選定された者とは、提案内容に基づく協議を行い、見積書及び仕様書の確認を行った上で契約を行っており、その最終仕様書の内容が適切に実施されているかの確認は、業務完了検査時に実施している。また、下水道事業に対する市民の理解促進を図るため、本施設の利用状況を継続的に確認していくこととする。

<p>とが望ましい。 (下水道経営企画課)</p>	
<p>ウ 下水道事業財務会計システム運用管理・保守業務委託（総務部経理課）No86（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について 【指摘事項】 市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっている。このため、再委託を承諾する場合には、慎重な審査、的確な情報の把握が必要である。（報告書282P参照） 本業務委託については、審査事項エについて委託先から提出された再委託等の申請に記載がなく、市の決裁文書にも審査を行った旨の記載がない。また、「業務委託契約における再委託の運用基準」において求められる情報が一部不足している。 よって、市は、再委託運用基準に基づき、「エ 再委託の相手方が、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者でないこと」「再委託の契約予定金額」等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。 なお、市においては、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。 (経理課)</p>	<p>令和3年度の契約から、可能な限り「業務委託契約における再委託の運用基準」に示された再委託承諾申請書のひな形により申請を受けており、必要事項の審査を適切に行っている。</p>
<p>エ 収納情報作成及び収納消込データ整理</p>	<p>令和3年度の契約から、「業務委託契約</p>

編集業務委託（総務部経理課）No87
（結果）再委託に係る妥当性の再検討等について

【指摘事項】

再委託承諾申請書及び承諾に係る決裁文書の記載内容からは、本業務委託の全部または主たる一部を再委託先に再委託しているものと判断せざるを得ない。

よって、市は、業務委託契約書及び業務委託契約における再委託の運用基準に従い、再委託の具体的な実態を詳細に把握し、再委託の妥当性を再検討する必要がある。

なお、再委託先において本業務委託内容が全て実施できるのであれば、本委託契約は1者による特命随意契約が締結されているため、競争性の確保の観点から業者選定に疑義が生じかねない。よって、市は、再委託の妥当性を慎重に審査すべきである。

（経理課）

における再委託の運用基準」に従い、再委託される業務が委託業務の全部又は主たる部分でないことを含めた審査を行い、再委託の妥当性について検討している。また、その旨を再委託承諾申請書及び承諾に係る決裁文書に記載している。

キ 博多口地下駐輪場外2箇所に係る駐輪場管理システム等改修業務委託（管理部自転車課）No90

（結果）参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入力して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求し

令和3年度から、入札によらない特命随意契約においても、予定価格の作成に当たっては価格の妥当性を検討した事績を文書として残すこととし、令和3年3月の課内会議で課内職員に周知した。

ている。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。(報告書288P参照)

本業務委託では、特命随意契約が締結されており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料としての参考見積額の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、契約の相手となることが予定されている1者の参考見積書の見積価格がそのまま予定価格として反映されており、予定価格の作成過程において、契約の目的となる物件の取引の実例価格の検証等、福岡市契約事務規則で求められる考慮事項について十分な検討が行われていない可能性がある。

例えばハードウェアのデスクトップパソコンやディスプレイなどの機器費の点である。予定価格を積算する上で作成された設計書では、「1 機器費」の項目の中で「①駐輪場管理システムパソコン」は1台の単価、「②ディスプレイ」は1台の単価が設定されている。ディスプレイは比較的容易に家電量販店などでの一般的な販売価格と検証可能である。また、パソコンの単価は一般的な家電量販店等で販売されているデスクトップパソコンより高額に設定されており、機器仕様書が定めるハードウェアの機能が、一般的な家電量販店等で販売されているデスクトップパソコンの機能とどのような点が異なるのか、特に具体的に検証される必要がある。ところが、設計書が前提とする参考見積書の価格が、機器仕様書が定める機能という観点から適正に評価されているのかについての検証の過程が文書として残されておらず、市が適切に検証を行ったことが確認できなかった。

以上から、予定価格の作成に当たって、適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考え。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

(自転車課)

ク 放置自転車対策業務委託（管理部自転車課）No91

（意見）随意契約締結についての情報公開の充実について

【意見】

福岡市契約事務規則にも「公表」の定義やその方法の定めはないものの、一般に公表とは、広く一般にその事実を公表することをいうことを意味すると解される。

しかし、市の「原課にて公表」とされる情報の取扱いは、契約書類の閲覧の申し出があった場合にそれを閲覧させるという消極的なものであり、市民に広く契約の相手方等を知らしめるための積極的な行いとは言えないと考えられる。特に市には公表の方法の定めがないこともあり、契約書類が閲覧可能かどうかを知らない市民も多いと思われ、契約の相手方や契約した理由を知る機会が十分に与えられないままである。その意味で市の事後の公表の実施方法については、積極的な情報提供を求められる「公表」の趣旨目的と整合しない面がある。

よって、市においては、公表の定義ないし公表の方法についての明確な規定を設け

契約監理課と協議の上、令和3年1月に市ホームページにて契約締結情報（見積結果、特命随意契約理由）を公表した。

<p>ることが望ましい。</p> <p>例えば、筑紫野市（福岡県）では、契約の透明性確保の観点から、次のとおり、契約の発注見通し（事前の情報公表）及び契約締結の状況（事後の情報公開）に関する情報が、全てホームページ上に公表されている。</p> <p>市は、他地方公共団体の事例も参考にしながら、ホームページ等を用いた情報公開の拡充を図ることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（自転車課）</p>	
<p>ケ 平成31年度福岡市陳情兼パトロール受付システム保守管理業務委託（管理部道路維持課）No92</p> <p>① （結果）契約変更に関する根拠規定記載の確認について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>業務委託契約書第25条は発注者の任意解除権を定める規定であり、契約を変更する場合の根拠条文とはなりえない。消費税増税に伴う業務委託料の変更の根拠条文となり得るのは業務委託契約書第17条である。</p> <p>市が用いている業務委託契約書の様式の中には、その第25条において業務委託料の変更方法等を定めるものもあるため、上記根拠条文の誤植は別の業務委託契約書の条項との混同に起因するものと思われるが、各契約の都度、業務委託契約書の条文に当たり、根拠条文を確認すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（道路維持課）</p>	<p>契約変更に関する根拠規定記載の確認については、令和3年3月の課内会議にて事例の周知及び注意喚起を図った。</p> <p>また、今後も誤りやすい事例として、毎年度、課内会議で周知を行い、再発防止を図ることとしている。</p>
<p>② （結果）参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>参考見積額が予定価格に反映されるこ</p>	<p>令和3年度の契約より、参考見積書の内容について委託予定先業者と行った協議の内容を議事録として残すこととし、予定価格の作成に当たり参考見積書を本委託の設</p>

とを予測して、参考見積を提出した業者に、参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。(報告書297P参照)

本業務委託では特命随意契約が締結されており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料としての参考見積額の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、参考見積書の内容について委託先業者の担当者と協議を行っているとのことであったが、当該打合せ内容を議事録として残しておらず、適切に検討がなされたか決裁文書等では確認できなかった。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたかが確認できず、説明責任の観点から課題があると考えられる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で適切に予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

(道路維持課)

計に採用する際は、その検討過程を文書として保存することとしている。

<p>コ 平成31年度福岡市道路施設アセットマネジメントシステム保守管理業務委託(管理部道路維持課) No93</p> <p>① (結果) 契約変更に関する根拠規定記載の確認について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>業務委託契約書第25条は、発注者の任意解除権を定める規定であり、契約を変更する場合の根拠条文とはなり得ない。消費税増税に伴う業務委託料の変更の根拠条文となり得るのは業務委託契約書第17条である。</p> <p>市が用いている業務委託契約書の標準書式の中には、その第25条において業務委託料の変更方法等を定めるものもあるため、上記根拠条文の誤植は別の業務委託契約書の条項との混同に起因するものと思われるが、各契約の都度、業務委託契約書の条文に当たり、根拠条文を確認すべきである。</p> <p>(道路維持課)</p>	<p>契約変更に関する根拠規定記載の確認については、令和3年3月の課内会議にて事例の周知及び注意喚起を図った。</p> <p>また、今後も誤りやすい事例として、毎年度、課内会議で周知を行い、再発防止を図ることとしている。</p>
<p>② (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>参考見積額が予定価格に反映されることを予測して、参考見積を提出した業者に、参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。</p> <p>また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考とし</p>	<p>令和3年度の契約より、参考見積書の内容について委託予定先業者と行った協議の内容を議事録として残すこととし、予定価格の作成に当たり参考見積書を本委託の設計に採用する際は、その検討過程を文書として保存することとしている。</p>

て位置付けられるべきものである。(報告書300P参照)

本業務委託では、特命随意契約が締結されており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料としての参考見積額の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、参考見積書の内容について委託先業者の担当者と協議を行っているとのことであったが、当該打合せ内容を議事録として残しておらず、適切に検討がなされたか決裁文書等では確認できなかった。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考ええる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で適切に予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

(道路維持課)

③ (意見) 打合せ協議の仕様書への記載と議事録の内容確認について

【意見】

本業務委託においては、予定価格及び契約額の基礎資料において「打合せ」それ自体について価格が設定されており、打合せ自体も業務委託の一内容であるといえる。

ところが、業務委託契約書にも仕様書にも打合せの実施の要否、回数、時期について何ら記載がない。

よって、市においては、打合せについ

令和3年度の契約より、打合せの実施時期及び回数を仕様書へ記載することとし、議事録については、履行確認の観点から、開始時刻と終了時刻の記載を徹底するとともに、発注者及び受注者による確認の証跡を残すこととした。

また、今回の事例を、毎年度、課内会議で周知を行い、再発防止を図ることとしている。

<p>ても最低限の業務内容を仕様書に記載するなどの工夫をすることが望ましい。また、業務内容の一つである打合せの履行確認及び事後の検証の観点から、開始時刻と終了時刻を明記するとともに、打合せ協議実施後、受託者と打合せ・協議記録簿の記載内容を共有し、打合せ内容や協議結果が正確に記録されているかを確認するとともに、その証跡を残すことが望ましい。</p> <p>(道路維持課)</p>	
<p>サ 平成31年度道路維持管理システム保守管理業務委託（管理部道路維持課）No94（意見）打合せ協議の議事録の内容確認について</p> <p>【意見】</p> <p>本委託事業においては、委託設計書においても打合せ協議それ自体について価格が設定されており、仕様書の記載からも打合せ協議も委託業務の重要な一内容として位置付けられている。</p> <p>よって、市においては、その業務内容の履行確認及び事後の検証の観点から、打合せ協議実施後、受託者と打合せ・協議記録簿の記載内容を共有し、打合せ内容や協議結果が正確に記録されているかを確認し、その証跡を残すことが望ましい。</p> <p>(道路維持課)</p>	<p>令和3年度の契約より、議事録については、履行確認の観点から、開始時刻と終了時刻の記載を徹底するとともに、発注者及び受注者による確認の証跡を残すこととした。</p> <p>また、今回の事例を、毎年度、課内会議で周知を行い、再発防止を図ることとしている。</p>
<p>シ 令和元年度路面下空洞調査点検業務委託（管理部道路維持課）No95（結果）関連文書（原本）の適切な管理及び保存について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>紛失後の手続を適切にとっていることについては評価できるが、文書の保存が徹底されていなかった点は指摘事項とせざるを</p>	<p>課内において管理する文書の紛失及び盗難がないことを再度確認するとともに、文書の適正管理及び文書紛失等の事案発生に際して速やかな報告について課長から担当者に指導を行った。</p> <p>令和2年12月に課内会議を開催し、改めて福岡市公文書規定及び道路維持課個人情報取扱要領に基づく個人情報の適正かつ慎</p>

<p>得ない。</p> <p>よって、市は、今後は、業務委託契約に関する文書を適切に管理、保存する姿勢と組織としての体制をより強固に構築すべきである。</p> <p>(道路維持課)</p>	<p>重な取扱い及び文書の適正管理について周知徹底を行った。</p> <p>また、今回の事例を課内会議で毎年度、周知を行い、再発防止を図ることとしている。</p>
<p>ス 福岡市道路施設アセットマネジメントシステム点検調査登録業務委託（管理部道路維持課）No96</p> <p>（結果）参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>参考見積額が予定価格に反映されることを予測して、参考見積を提出した業者に、参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。</p> <p>また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。（報告書307P参照）</p> <p>本業務委託では、特命随意契約が締結されており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料としての参考見積額の妥当性及び客観性が特に求められることになる。</p> <p>この点、市は、参考見積書の内容について委託先業者の担当者と協議を行っているとのことであったが、当該打合せ内容を議事録として残しておらず、適切に検討がなされたか決裁文書等では確認できなかつ</p>	<p>令和3年度の契約より、参考見積書の内容について委託予定先業者と行った協議の内容を議事録として残すこととし、予定価格の作成に当たり参考見積書を本委託の設計に採用する際は、その検討過程を文書として保存することとしている。</p>

た。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考ええる。また、予定価格に実例価格等が反映されないことと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で適切に予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

(道路維持課)

セ 令和元年度道路維持管理システムデータ等更新業務委託（管理部道路維持課）
No97

(結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

【指摘事項】

参考見積額が予定価格に反映されることを予測して、参考見積を提出した業者に、参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。(報告書309P参照)

本業務委託では、特命随意契約が締結されており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料とし

令和3年度の契約より、参考見積書の内容について委託予定先業者と行った協議の内容を議事録として残すこととし、予定価格の作成に当たり参考見積書を本委託の設計に採用する際は、その検討過程を文書として保存することとしている。

<p>ての参考見積額の妥当性及び客観性が特に求められることになる。</p> <p>この点、市は、参考見積書の内容について委託先業者の担当者と協議を行っているとのことであったが、当該打合せ内容を議事録として残しておらず、適切に検討がなされたか決裁文書等では確認できなかった。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考え。また、予定価格に実例価格等が反映されないことと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。</p> <p>よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で適切に予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(道路維持課)</p>	
<p>ソ 令和元年度福岡市橋梁定期点検業務委託(その7)(管理部道路維持課)No98(意見)登録業種がないことを理由とした随意契約の在り方の見直しについて</p> <p>【意見】</p> <p>本業務委託は、市の計画に基づき定期的に行われている業務であるため、市においては、随意契約の在り方を見直し、「橋梁点検」のための適切な登録業種を設定することを検討することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(道路維持課)</p>	<p>市の登録業種に「橋梁点検」を追加できるか契約監理課と協議を進めている。</p>
<p>タ 処理区域内下水道管清掃業務委託(管理部下水道管理課)No99(意見)委託区域の細分化等を通じた競争性を高める検討について</p> <p>【意見】</p>	<p>清掃業務委託の細分化については、平成26年度より分割し、実施している「処理区域内下水道管清掃業務委託(今宿地区)」及び、「処理区域内下水道管清掃業務委託(周船寺地区)」における緊急清掃等の実</p>

本業務委託について、「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）」を経ても応募がなかったことから、現状の委託区域の範囲を前提とするのであれば、地方自治法167条の2第1項第6号の規定に基づき、株式会社環境開発との随意契約となったのはやむを得ない面がある。

しかし、公募の受付は1年に1回のことであり、その受付期間も12日間と短期間であることに加え、昭和42年度から長らくの間、本件業務委託を株式会社環境開発に委託してその実績やノウハウが同社に集中していることもあり、他に履行可能な別の業者の参入障壁は決して低くはない。

そのため、「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）」を毎年実施したとしても、現状の委託区域の範囲のままでは事態に変化がもたらされる見込みは薄く、競争性に乏しい状況が続くおそれが高い。

そこで、市においては、平成26年度以降、本業務委託契約の委託範囲外のエリアを分割したように、本件業務委託契約の現状の委託区域についても細分化すること、より広く公募手続を周知すること等を通じて履行可能な者を増やし、競争性を高めるための検討を行うことが望ましい。

(下水道管理課)

施状況等を検証し、細分化の可能性について検討を行う。

また、現在の公募受付期間は「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）」に関する要綱に基づき、受付期間は公示の翌日より10日間（閉庁日を除く）としているが、公募手続をより広く周知するために公募方法の見直しについて検討を行う。

ツ 単価契約 排水設備完了検査業務委託
(管理部下水道管理課) No101
(意見) 他地方公共団体における同種業務に関する価格の調査検討について

【意見】

市は、本業務の性質や目的を踏まえて中立性、公平性を確保しつつも、競争性や経済性の観点から、同様の検査業務の委託を行っている他の地方公共団体の検査の単価

本業務と同様の委託を実施している他の地方公共団体に対して価格調査を行い、単価の合理性や相当性について検討する。

<p>を調査するなど、積極的に単価設定の合理性や相当性についての調査及び検討を実施することが望まれる。</p> <p>(下水道管理課)</p>	
<p>ト 平成31年度 工事台帳システム保守委託(計画部下水道事業調整課) No103 (意見) 設計書における過年度実績を踏まえた適切な工数の積算について</p> <p>【意見】</p> <p>市においては、特命随意契約の委託先1者から入手した参考見積書の工数をそのまま採用するのではなく、前年度も含めた過年度の工数の実績を分析した上で、設計書における工数の積算にフィードバックすることが望ましい。</p> <p>(下水道事業調整課)</p>	<p>設計書における過年度実績を踏まえた適切な工数の積算については、保守委託の月次報告書において、技術者の作業時間が確認できるよう、令和3年2月に報告書の様式変更を行った。</p> <p>また、令和3年度の保守委託においては、過年度の工数の実績を分析の上、設計書における工数を確認した上で積算に反映した。</p>
<p>ナ 主要地方道福岡志摩前原線(大字小田)外1路線道路改良検討業務委託(建設部建設推進課) No104 (意見) 仕様書等における業務内容の明確化について</p> <p>【意見】</p> <p>委託内容の説明については、福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱第4条において、次のとおり規定されている。</p> <p>上記規定は、「仕様書等は、委託業務の内容を指示するとともに当該業務に必要な経費算定の基礎資料となるものであるため、当該業務の細部にわたり具体的な内容を明らかにするものでなければならない」とし、仕様書等の具体的な内容を細部にわたって明確化することを求めている。</p> <p>ところが、本業務委託における仕様書等には、主要地方道福岡志摩前原(大字小田)のみが明記され、志賀島の1路線については「外1路線」と記載されているのみで明</p>	<p>意見について、令和3年4月に課内で周知し、今後は位置図については、複数の路線名がある場合には、路線名を記載し、仕様書については、成果物の内容をより分かりやすくすることとした。</p>

確な表示はない。

また、各路線の位置（履行場所）についても、位置図が作成されているものの位置図にも所在地番等の表示がなく、仕様書等のみから具体的な位置関係を把握することは容易ではない。確かに、添付された位置図には、例えば主要地方道志摩前原線を示す位置図で言えば「福岡市」「西区」「二見ヶ浦海岸」の記載、志賀島の1路線を示す位置図で言えば「福岡市」「東区」「志賀島」「JA福岡市東部志賀支店」の記載等、該当路線の所在地の手がかりとなる記載はある。しかし、現地についてある程度の土地勘がある者でなければ、このような記載のみから対象となる路線を具体的に特定することは困難であり、別途、地図などで独自に調査を行う必要があるものと思われる。

また、委託一般仕様書において成果品として報告書の提出が求められているが、その報告書には、委託特記仕様書に記載の業務内容の全てを織り込む必要があるのか、あるいは、最終的なイメージパースのみを報告書として提出すればよいのかという点についても必ずしも明らかであるとはいえない。

よって、市においては、本件業務委託の仕様書等については、市の委託に係る契約事務手続に関する要綱第4条の規定に照らし、路線名、履行場所（路線の始点及び終点の地番又は住居表示）、成果物の内容を明記する等の工夫により、業務内容をより具体化、明確化することが望ましい。

(建設推進課)

ヌ 一般県道町川原福岡線（下原）道路詳細設計修正業務委託（建設部東部道路課）No106
(意見) 競争入札実施の検討及び随意契約

再発防止のため、令和3年2月に課内研修を実施し、まずは競争入札を原則とし、競争入札において業務委託の目的が達成できないと判断した場合は、決裁文書におい

を締結する際の理由の明確化について

【意見】

市は、本委託については「検討業務」であり、登録業種にない業種であるとしている。

しかし、随意契約の相手方となる業者選定の段階では、土木設計（道路設計）としての登録業者のみを候補として挙げている。このため、本委託業務は、実質的には土木設計（道路設計）の登録業種として対応可能であるとの外観を有し、「登録業種にない」と評価することは適切ではないと考える。

また、上記「随意契約ガイドライン」はあくまでも随意契約の方法により契約を締結する場合における注意点や事例を示したものにすぎず、ガイドラインの示す項目に該当すれば、直ちに随意契約によるものとする趣旨ではないことは、次のとおり、同ガイドラインにおいて明らかにされているところである。

よって、市においては、本件に関して、土木設計（道路設計）の登録業種を対象として競争入札を実施することで業務委託の目的が達成できないかについて、十分な検討を行うことが望ましい。

なお、地元から早期に工事着手するよう要望があり、市としてこのような地元の声に応えるため、できるだけ早く本件業務委託契約の締結に至る必要があったという点については、緊急性の観点から、随意契約とした理由を正当化する根拠に該当し得る事情の一つではある。

この点、本件業務委託契約に関しては、地元として意見を述べた者（主体）、その意見の内容、意見の数等について議事録上では確認できるものの、随意契約に至る起案等において、具体的な状況や想定される

て、随意契約とした理由を明確に記載することとした。

スケジュールなどといった緊急性に関する詳細な検討内容を記載した決裁文書は確認できなかった。

よって、市においては、特に随意契約の理由に直接的に関わる事実関係（本件でいえば、地元からの早期工事着手を求める声やその声の裏にある背景事情、随意契約と競争入札の比較スケジュールなど）については、決裁文書において明確に文書化することが望ましい。

(東部道路課)

② (意見) 設計協議(打合せ)の適切な記録について

【意見】

設計協議(打合せ)についても金額が設定されているということは、設計協議(打合せ)も費用が発生する独立した委託業務の内容の一つであるということを意味する。

また、委託設計書添付の第11号代価表、第12号代価表及び第13号代価表は、各技術者単価に数量を乗じた金額となっているが、技術者単価は基本的には、所定労働時間8時間あたりの金額として設定されているところ、例えば、業務着手時の設計協議の数量が0.5であるということは、おおむね4時間程度の時間を要するものであることが前提となるはずである。仮に設計協議(打合せ)が、30分程度の所要時間で収まる内容であれば、技術者単価に0.5の数量を乗じて算出した金額の設定が契約内容に照らして妥当性を有しないという結論にもなり得よう。この場合は、次回以降の同様の契約を締結する場合の事業計画や予定価格に適正に反映されることが望ましい。

よって、市においては、次年度以降の

今回のことを受け、設計協議(打合せ)については、設計業務等標準積算基準書に基づき積算することになっており、設計協議(打合せ)の記録簿については、設計業務等共通仕様書に基づき、市が定めた様式で受注者へ提出を求めることとなっていることを改めて確認した。そのため、打合せ時刻または打合せに要した時間についての記録化は必要ないと判断した。

契約や予定価格への適切なフィードバックの観点から、委託業務の内容の一つである設計協議（打合せ）については、打合せ実施日や打合せ内容の記録を行うとともに、打合せ時刻または打合せに要した時間についても記録化しておくことが望ましい。

(東部道路課)

ノ 中部9号幹線外シールド掘進機等価格調査業務委託（建設部中部下水道課）
No108
(意見) 受注実績を業者選定要件とするものの必要性及び相当性の検討について

【意見】

本業務委託の遂行に当たっては、信頼度の高い価格調査という観点から、様々な情報を取得するために専門的知見や高度な価格調査能力が重要視される面はやむを得ない。ところが、「受注実績」を要求すると、契約締結の相手方となり得る業者が相当に限定されてしまい、競争性の担保の観点から問題が生じる面もある。

よって、市においては、競争性及び経済性の確保の観点から、業者選定要件として受注実績の要件を求めるものの必要性と相当性については、十分な検討を行うことが望ましい。いかなる業者であれば信頼性のある価格調査ができるかという点については、シールド掘進機等に関する知見や価格調査実績などを総合的に判断することが肝要である。価格調査結果の信用性（品質）と価格の両面において、市に最も有利な業者を選定するという観点からは、例えば、プロポーザル方式の採用についても検討することなどが望まれる。

(中部下水道課)

意見について、令和3年4月に課内で周知した。価格調査結果の信用性（品質）と価格の両面において、市に最も有利な業者を選定する観点より、入札条件として付していた調査業務の「受注実績」及びシールド掘進機等に関する知見としてのシールド実施設計の受注実績において、調査価格の品質を確保するため価格調査の「受注実績」の入札要件は必要であるが、一方でシールド掘進機に関する技術的な知見においては、受注者と協議を交えながら委託を進めることが可能と考えられることから、今後はこの要件を緩和することで、より多くの入札者を確保していく。

<p>ハ 周船寺第1雨水幹線分水施設水理検討業務委託（建設部西部下水道課）No109（意見）過去の実績を業者選定の要件に加えることの是非について</p> <p>【意見】</p> <p>前述の業者選定要件のうち、業者に対して「実績」を求める要件②及び③については、本業務が水理機能の検証、分析という専門性の高い業務であり、事業結果の信頼性、有用性という観点からは、一定の合理性が認められる。</p> <p>しかしながら、要件②及び③のように「実績」を必須の要件と設定することは、新規参入の可能性を阻害する面もある。</p> <p>その点、要件②及び③のような「実績」要件が必要となった理由について、決裁文書等において具体的な記載は確認できなかった。</p> <p>よって、市においては、透明性確保の観点から、新規参入の可能性に影響がある「実績」を要件とする場合には、「実績」要件が必要となった理由について、決裁文書において具体的に文書化することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（西部下水道課）</p>	<p>意見について、令和3年4月に課内で周知し、今後、業者選定に当たり過去の実績を要件とする場合は、決裁文書において、その理由を明確に記載することとした。</p>
<p>ヒ 下水道施設保全業務等委託（下水道施設部施設管理課）No110（結果）再委託承諾手続の実施について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>本業務委託について、施設の補修工事等は公社の技術職員が行わず、公社が手配した第三者たる業者に対し、公社が見積りをとった金額において委託されている。個別の業者選定や契約予定金額に市の関与がないことからすれば、これは、業務内容の「再委託」であると評価せざるを得ない。</p> <p>このため、再委託である場合は、上記の</p>	<p>下水道施設保全業務委託の再委託承諾手続については、「業務委託契約における再委託の運用基準」に則り、令和3年度の契約から仕様書の記載を見直し、再委託承諾手続を行った。</p>

「業務委託契約における再委託の運用基準」に基づき、再委託の承諾手続をしなければならない。仮に本業務の「再委託」の点を業務委託契約書第6条第2項の規定に基づくものであるとすると、再委託の承諾手続等が踏まれないまま公社が選定した業者に本業務を委託していることになり、「業務委託契約における再委託の運用基準」には適合しない。

よって、市は、公社の技術職員以外の業者によって補修工事等が行われる場合、公社から第三者たる業者への委託は「再委託」に該当するという前提で、業務委託契約書の記載を見直すとともに、公社に対して再委託の場合の承諾手続等を履行させる必要がある。または、委託業務契約及び仕様書等の設計図書の変更を行い、実質的にも再委託とはならない形の業務委託の形態を検討する必要がある。

(施設管理課)

フ 下水道機器（機械・電気設備）価格調査業務委託（下水道施設部施設整備課）

No111

（結果）契約変更の理由とその根拠規定の不整合の解消について

【指摘事項】

業務委託契約書第24条は、「業務委託料の変更」に代える設計図書の変更を規定する条文であり、業務委託料に変更があることを前提としている。

しかし、本委託業務では、工期のみに変更があり、業務委託料には変更がないことから、契約変更の根拠としては、業務委託契約書第18条又は第20条が適当である。このため、契約変更理由とその根拠規定が不整合である。

よって、市は、当該不整合を解消するた

再発防止のため、法令や契約条項に基づく起案を行う際の当該法令等の確認について、令和3年2月末に課内研修を実施した。

今後も課内会議の場を通じて定期的に研修を実施し、引き続き周知徹底を図る。

<p>め、契約変更の内容を踏まえ、業務委託契約書の条文に適切に照らした上で、契約変更の根拠条文とすべきである。 (施設整備課)</p>	
<p>へ 東部水処理センター外機器の運転保守等業務委託（下水道施設部東部水処理センター）No112 (結果) 保証人資格の設定の必要性について 【指摘事項】 福岡市契約事務規則第27条第1項の後段において、保証人を立てさせる場合の保証人の資格については、「そのつど」市長が定めると規定されている。ところが、本委託契約における保証人の資格について、明確な定めは確認できなかった。 よって、市は、同規則同項の規定に基づき、委託契約締結の都度、保証人の資格について明確な規定を設定すべきである。 (東部水処理センター)</p>	<p>東部水処理センター外機器の運転保守等業務委託における保証人の資格については、福岡市契約事務規則に則り、令和3年度からその能力や資質等について確認するための「保証人資格審査チェックリスト」を定め、委託契約締結時の保証人承認申請においては、そのチェックリストに基づき保証人の資格審査を行った上で承認することとした。</p>
<p>ム 中部水処理センター監視制御システム保守点検業務委託（下水道施設部中部水処理センター）No116 (意見) 予定価格の作成段階における価格交渉経過の記録化について 【意見】 参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手した場合は取引の実例価格が反映されにくく、価格が過大となる可能性がある。 本業務委託については、予定価格の作成に際して契約の相手方候補との間で価格交渉を行ったのであれば、その内容の妥当性の検証可能性の確保及び後任の担当職員へ</p>	<p>予定価格の作成に当たっては、参考見積書の徴取を行い、過去5か年程度の実績を基に、見積業者と人工数や業務内容の確認を担当職員が口頭にて行っている。今後については、後任担当職員への情報共有、予定価格作成経緯の明確化を目的とし、確認記録を作成するよう職員に周知した。</p>

<p>の情報共有の観点から、参考とした資料を整理して残す取組をするのが望ましい。 (中部水処理センター)</p>	
<p>メ 中部水処理センター再生水処理施設監視制御システム保守点検業務委託（下水道施設部中部水処理センター）No117 (意見) 同種機器の保守点検業務委託の価格の比較調査について 【意見】 本業務委託に係る再生水処理施設監視制御システムと全く同一のシステム導入例が確認できず、価格の比較が困難であるという事情については理解できる。 しかし、たとえ全く同一のシステムでなくとも、同種のシステム導入がなされているのであれば、相場を把握し、本業務委託費の妥当性を検討する目的で、他の同種システムについての価格の情報集約を図るために実施する調査は、適宜行うことが望ましい。 特に本業務委託契約においては、システムの開発者である株式会社安川電機でなければ保守点検は不可能であるとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき特命随意契約を締結しており、契約の過程において競争性に欠ける面があることを考慮すれば、尚更、相場把握のための調査を実施することが望ましい。 (中部水処理センター)</p>	<p>再生水処理施設監視制御システムについては、同一システムが存在しないこと、システム開発業者以外の保守が不可能であることから、特命随意契約を締結している。意見を受け、令和3年8月に類似システムの保守点検業務委託費用調査を行い、保守点検費用の相場、妥当性を検証した。</p>
<p>モ 中部水処理センター脱水汚泥処理処分（大牟田市）業務委託（下水道施設部中部水処理センター）No118 ① (意見) 随意契約の理由の明確化について 【意見】 上記のとおり、本委託契約は、平成16</p>	<p>現在、市では毎年、処分方法や処分先の追加や変更がないか等について他地方公共団体と情報共有を行っており、そこで得られた情報をもとに、セメント原料化としての処分先は限定されていることを確認している。 よって、以上を随意契約理由に反映する</p>

<p>年12月方針決裁に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結しているものである。すなわち、本委託契約を随意契約の方法によることが正当化されるかどうかは、平成16年12月の方針決裁に従うことの妥当性にかかってくることとなる。</p> <p>ところが、市が本件業務委託を行うに当たって随意契約の方法を選択する理由として掲げているのは、「平成16年12月の方針決裁時の状況に変化が見られないこと」という点のみである。よって、市においては、毎年、脱水汚泥の処理に関する問題について他地方公共団体と情報共有を行っているということであるため、単に「平成16年12月の方針決裁時の状況に変化が見られない」という記載のみではなく、他の地方公共団体との最新の情報共有結果に具体的に照らしながら、随意契約によることの理由をより明確化することが望ましい。</p> <p>(中部水処理センター)</p>	<p>ことにより、随意契約によることの理由を明確化すべく、令和3年6月に見直しを行った。</p>
<p>② (結果) 実際の委託業務内容と設計図書及び契約書の記載内容の確認について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>実際には、本委託業務に収集運搬は含まれていないにもかかわらず、本委託契約の「脱水汚泥処理処分 委託契約約款第1条」には収集運搬についての記載がある。</p> <p>この点については、実際の委託業務には収集運搬は含まれていないことから契約書の内容が誤りである。</p> <p>よって、市は、委託契約の締結の段階で、実際の委託業務内容と契約書の記載内容に齟齬がないかの確認を行うべきで</p>	<p>契約書中に誤った委託契約約款を綴じ込んだものの確認が不十分だったものであり、令和3年3月に所属職員に対し、今後、委託の起工時に契約書の記載内容を十分に確認するよう事例の周知及び研修を行い、再発防止を図った。</p>

<p>ある。</p> <p>(中部水処理センター)</p>	
<p>ヤ 高宮ポンプ場外2箇所ディーゼルエンジン点検業務委託(下水道施設部中部水処理センター) No119</p> <p>(結果) 契約変更の理由とその根拠規定の不整合の解消について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>業務委託契約書第20条は、「業務委託料の変更」に代える設計図書の変更」を規定する条文であり、業務委託料に変更があることを前提としている。</p> <p>ところが、本委託業務では、工期のみに変更があり業務委託料には変更がないという前提であったから、契約変更の根拠としては、業務委託契約書第14条または第16条が適当である。このため、契約変更理由とその根拠規定が不整合である。</p> <p>よって、市は、当該不整合を解消するため、契約変更の内容を踏まえて業務委託契約書の条文に適切に照らした上で、契約変更の根拠条文とすべきである。</p> <p>(中部水処理センター)</p>	<p>今回の監査の指摘事項等を踏まえ、令和3年3月に所属職員に対し、事例の周知及び研修を行い、再発防止を図った。</p> <p>今後も毎年度、研修を行っていく。</p>
<p>ユ 博多駅東ポンプ場外4箇所エンジン点検業務委託(下水道施設部中部水処理センター) No120</p> <p>(意見) 点検業務における価格に関する他地方公共団体事例の収集について</p> <p>【意見】</p> <p>市においては、市内部で適切に点検業務の価格についての相場が形成されているのであれば問題はないが、市内部の情報のみでは点検業務の価格が業者間で大きく開きがあるなど、適切な価格の把握が難しいような場合については、他地方公共団体における点検業務の価格についてもより広く情</p>	<p>ご意見を受け、市内部の点検業務において令和3年3月に価格調査をしたところ、点検業務の価格は、業者間で大きく開いておらず、適切な価格相場が形成されていると考えている。今後も適宜価格の調査を行い、情報収集を行っていく。</p>

<p>報収集を図ることが望ましい。 (中部水処理センター)</p>	
<p>ヨ 西部水処理センター外機器の運転保守業務委託（下水道施設部西部水処理センター）No121 (結果) 保証人資格の設定の必要性について</p> <p>【指摘事項】 福岡市契約事務規則第27条第1項の後段において、保証人を立てさせる場合の保証人の資格については、「そのつど」市長が定めると規定されている。ところが、本委託契約における保証人の資格について、明確な定めは確認できなかった。 よって、市は、同規則同項の規定に基づき、委託契約締結の都度、保証人の資格について明確な定めを設定すべきである。 (西部水処理センター)</p>	<p>西部水処理センター外機器の運転保守等業務委託における保証人の資格については、福岡市契約事務規則に則り、令和3年度からその能力や資質等について確認するための「保証人資格審査チェックリスト」を定め、委託契約締結時の保証人承認申請においては、そのチェックリストに基づき保証人の資格審査を行った上で承認することとした。</p>
<p>ワ 和白水処理センター外機器の運転保守業務委託（下水道施設部和白水処理センター）No127 (結果) 保証人資格の設定の必要性について</p> <p>【指摘事項】 福岡市契約事務規則第27条第1項の後段において、保証人を立てさせる場合の保証人の資格については、「そのつど」市長が定めると規定されている。ところが、本委託契約における保証人の資格について、明確な定めは確認できなかった。 よって、市は、同規則同項の規定に基づき、委託契約締結の都度、保証人の資格について明確な規定を設定すべきである。 (和白水処理センター)</p>	<p>和白水処理センター外機器の運転保守等業務委託における保証人の資格については、福岡市契約事務規則に則り、令和3年度からその能力や資質等について確認するための「保証人資格審査チェックリスト」を定め、委託契約締結時の保証人承認申請においては、そのチェックリストに基づき保証人の資格審査を行った上で承認することとした。</p>
<p>ヲ 西戸崎水処理センター外機器の運転保</p>	<p>西戸崎水処理センター外機器の運転保守</p>

<p>守業務委託（下水道施設部和白水処理センター）No128</p> <p>（結果）保証人資格の設定の必要性について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>福岡市契約事務規則第27条第1項の後段において、保証人を立てさせる場合の保証人の資格については、「そのつど」市長が定めると規定されている。ところが、本委託契約における保証人の資格について、明確な定めは確認できなかった。</p> <p>よって、市は、同規則同項の規定に基づき、委託契約締結の都度、保証人の資格について明確な規定を設定すべきである。</p> <p style="text-align: center;">（和白水処理センター）</p>	<p>等業務委託における保証人の資格については、福岡市契約事務規則に則り、令和3年度からその能力や資質等について確認するための「保証人資格審査チェックリスト」を定め、委託契約締結時の保証人承認申請においては、そのチェックリストに基づき保証人の資格審査を行った上で承認することとした。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(10) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>ア 客船事務所旅客待合所無料公衆無線LAN環境整備業務委託（総務部客船事務所）No131</p> <p>（結果）参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。</p> <p>また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付け</p>	<p>今後、予定価格の作成に当たっては、他の委託事例や複数の業者から見積書を徴取するなど、様々な観点から適正な予定価格を算出し、その検討過程を文書として保存することとした。</p> <p>また、今回の指摘事項を令和3年度当初に課内で共有し、契約事務についての関係規則に基づく適切な事務処理について周知徹底を図り、再発防止に努めている。</p>

られるべきものである。(報告書370P参照)

本業務委託は特命随意契約を締結しており、しかも参考見積額、設計金額(予定価格)、契約額が全て同額となっている。そのため、予定価格作成の基礎資料として設計金額の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

しかし、本業務委託では、設計金額の積算に当たり参考にした市における他の委託事例や設計金額の妥当性を検討した文書が残されておらず、しかも設計金額の積算内訳が項目ごとに「1式」で表示されており、設計金額の妥当性が確認できなかった。

このため、予定価格の作成に当たって、適切に検討がなされたか確認できず説明責任の観点から課題があると考えます。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要があります。

(客船事務所)

イ 博多港港湾施設維持修繕等業務委託
(港湾振興部港営課) No132

① (結果)「仕様書に明記していない業務を実施する」旨の仕様書への記載について

【指摘事項】

委託業務の適切な実施のため、チェックリストにおけるチェック項目に従い、「仕様書に明記していない業務を実施する」旨の記載は仕様書から削除すべきで

「仕様書に明記していない業務を実施する」旨の記載については、特命随意契約に係る長期継続チェックリストに従い、令和3年度の契約分の仕様書から削除した。

<p>ある。</p> <p>(港営課)</p>	
<p>② (結果) 再委託等の相手方に関する事前審査について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>業務委託を行うに当たり、再委託を行うことで、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念される。</p> <p>よって、市は、本業務委託において委託先が再委託及び再々委託を行う場合には、「業務委託契約における再委託の運用基準」に従い、あらかじめ再委託等の相手方の情報を入手した上で審査を行い、再委託等の承諾を行う必要がある。</p> <p>(港営課)</p>	<p>再委託等の相手方に関する事前審査については、「業務委託契約における再委託の運用基準」に従い、既に令和2年度分から再委託等の相手方の情報を入手した上で、適正に審査を行い、再委託等の承諾を行っている。</p>
<p>ウ 博多港港湾情報システム運用保守業務委託(港湾振興部物流推進課) No133</p> <p>(結果) 再委託承諾申請に係る適切な審査の実施について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>再委託承諾申請書等における「再委託先(再々委託先)の適格性」及び「再委託(再々委託)する業務内容のうち個人情報又は情報資産の取扱いの有無」の記載内容については、再委託先及び再々委託先が再委託(再々委託)される業務を履行する能力を有しているか判断する材料となるものであるとともに、後日適切に審査が行われたかどうかを検証するのに必要な項目である。</p> <p>よって、市は、再委託承諾申請書等については必要事項を委託先業者に漏れなく記載させるとともに、市は記載された内容に基づき適切な審査を実施すべきである。</p> <p>(物流推進課)</p>	<p>再委託承諾申請書については、指摘後、直ちに委託業者に漏れなく記載させるとともに、令和3年度からは、担当者及び担当係長によりダブルチェックをし、記載された内容に基づき適切な審査を行っている。</p>

<p>エ クルーズ受入業務委託（港湾振興部クルーズ支援課）No134 （結果）主たる業務に関する実績報告書の入手及び内容の確認について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>市は、委託先業者に対して「受入調整業務」に関する履行状況の報告書の提出を求めるとともに、特記仕様書の内容が網羅的に実施されているかどうかを確認すべきである。</p> <p style="text-align: center;">（クルーズ支援課）</p>	<p>主たる業務に関する実績報告書の入手及び内容の確認については、指摘後、直ちに委託先業者から報告書を受領し、改めて履行確認を行った。</p> <p>関係法令を遵守し、関係書類による検査確認を確実にし、契約の適正な履行を確保するよう、令和3年4月に所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図り、再発防止に努めている。</p>
<p>オ 平成31年度ウォーターフロント地区港湾機能強化に係るアドバイザー業務委託（港湾計画部再整備計画課）No135</p> <p>① （結果）参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。</p> <p>また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。（報告書384P参照）</p> <p>本業務委託では、特命随意契約を締結しており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。</p>	<p>今回の指摘事項を令和3年度当初の課内会議で周知し、契約事務についての関係規則等を所属全員で再確認し、規則に基づく適切な事務処理について周知徹底を図るとともに、課員共有の契約事務関係の規則や手引き一式を綴ったファイルを作成し、今回の指摘内容についても綴じ込み、次年度以降も引き続き共有できるものとした。</p> <p>予定価格の作成に当たっては、福岡市契約事務規則に基づき、様々な観点から適正な予定価格を算出することに努めるとともに、参考見積書の妥当性について検討した過程を文書として保存するよう、確認等を十分行い、再発防止に努めている。</p>

<p>この点、市は、1者のみから入手した参考見積書の項目及び金額と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残しておらず、適切に検討がなされたか確認できなかった。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考え。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。</p> <p>よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。</p> <p>(再整備計画課)</p>	
<p>② (結果) 契約変更時における契約の同一性の検討について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>市は、委託業務における業務内容を大幅に変更し、変更契約を行おうとする場合は、「契約事務の手引」に従い、変更しようとする内容に「契約の同一性」があるか検討を行い、「契約の同一性」があると判断される場合には、その旨を文書化した上で決裁を受ける必要がある。または、「契約の同一性」に疑義があると判断される場合には、当初契約を終了するとともに、新たな契約として手続を行う必要がある。</p> <p>(再整備計画課)</p>	<p>今回の指摘事項を令和3年度当初の課内会議で周知し、契約事務についての関係規則等を所属全員で再確認し、規則に基づく適切な事務処理について周知徹底を図るとともに、課員共有の契約事務関係の規則や手引一式を綴ったファイルを作成し、今回の指摘内容についても綴じ込み、次年度以降も引き続き情報を共有できるものとした。</p> <p>契約変更の手続に当たっては、「契約事務の手引」に従い、契約の同一性についての検討を行い、契約の同一性がある場合はその旨を文書化した上で決裁を受け、契約の同一性に疑義がある場合は当初契約を終了し、新たな契約として手続を行うよう、確認等を十分行い、再発防止に努めている。</p>
<p>カ 中央ふ頭再編に係る国際旅客施設等整備検討業務委託（港湾計画部再整備計画課）No136</p>	<p>今回の意見を令和3年度当初の課内会議で周知し、契約事務についての関係規則等を所属全員で再確認し、規則に基づく適切</p>

<p>(意見) 落札率が著しく低い場合における事業遂行可能性の事前確認について</p> <p>【意見】</p> <p>落札率が極端に低い場合、委託事業の確実な遂行のための体制が確保できるかといった視点で、契約締結前に業者に対して確認を行い、契約締結の妥当性を検討した上で決裁及び契約締結を行うことが重要である。</p> <p>よって、市は、業務の遂行の確実性について業者に対して確認を行った場合は、その内容を文書化することが望まれる。</p> <p>(再整備計画課)</p>	<p>な事務処理について周知徹底を図った。</p> <p>また、今後の契約において、著しく落札率が低いことがあった場合には、委託業者に対して業務遂行の体制確保について確認を行うだけでなく、確認内容について文書化することについて共有した。</p>
<p>ク アイランドシティ地区コンテナクレーンIC-5号機C2岸壁延伸部乗入検討業務委託(港湾建設部施設課) No138</p> <p>(結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入力して参考見積書の一部の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。</p> <p>また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書は、あくまでも参考として位置付けられるべきものである。(報告書391P参照)</p> <p>参考見積書を1者のみから入手し、この参考見積額を前提に予定価格を決定した場合、実例価格等を適切に反映しているか不</p>	<p>入手した参考見積書の金額の妥当性確認書類については、令和3年1月に当該委託関係書類ファイルに綴込みし、今後同種の委託発注時に対応の過程が確認できるよう整理した。</p> <p>また、指摘後発注の同種委託から、特命随意契約による新規委託チェックリストに「入手した参考見積書の金額の妥当性を検討し、検討過程を文書保存しているか」という項目を追記することで、再発防止を図っている。</p>

明である。この点、市は、一部の項目については実例価格等に基づき算定しているが、別の項目では参考見積書の金額をそのまま採用しており、かつ単位も「1式」と表示されているため、適切に検討がなされたのかが一件書類上、確認できなかった。なお、その他の原価及び一般管理費等については、「港湾請負工事積算基準 平成30年3月（国土交通省港湾局）」で示された比率を用いて算定しているが、見積が増加すればその他の原価及び一般管理費等も増加する関係にあるため、見積の適切性が重要となる。

以上から、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたのかが確認できず、説明責任の観点から課題があると考え。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討し、予定価格を作成した際の検討過程を文書として保存する必要がある。

(施設課)

コ 福岡空港アウトバウンド情報発信プラットフォーム構築業務委託（空港振興部空港企画課）No140

① （結果）設計書作成のための根拠資料の入手等について

【指摘事項】

本業務委託では、設計書の妥当性の根拠が書面により確認できなかったため、設計金額の妥当性が確認できなかった。

よって、市は、設計金額の妥当性の確保、ひいては契約額の妥当性の確保及び事後的な検証可能性の確保のため、設計

設計書作成のための根拠資料の入手等について、令和3年3月に包括外部監査における指摘内容である設計書の積算経緯を文書で残すことを所属職員に対して周知を行い、再発防止を図っている。

<p>書の積算経緯を文書で残すとともに、適切な単価が公表資料等から入手困難な場合には参考見積書を入手すべきである。 (空港企画課)</p>	
<p>② (意見) 業者選定の妥当性の確保について 【意見】 設計金額又は予定額が福岡市契約事務規則第22条各号に定める額以下の場合において、規則上、競争見積合わせ(随意契約)を行う場合、2者以上を選定するルールとなっており、その点で本業務委託は法規性に反しているわけではない。 しかし、本業務委託については「海外旅行を取り扱う旅行会社などでも今回の業務は実施可能」との市の回答にもあるとおり、3者以上の業者を選定することができた可能性が高い。 よって、市においては、契約事務の手引の定めに従い、辞退する業者がいる可能性を考慮して3者以上を選定するのが望ましい。 また、業者選定過程の妥当性の確保及び事後的な検証可能性の確保のため、業者選定の過程は文書で保存することが望ましい。 (空港企画課)</p>	<p>随意契約の業者選定については、港湾空港局のルールにより、他課において業者選定を行うこととなっているため、令和3年3月に包括外部監査における指摘内容を空港振興部内の職員に対して周知を行い、再発防止を図っている。</p>
<p>③ (意見) 成果物の積極的な活用の検討について 【意見】 前述のとおり、作成したコンテンツを広く活用してもらうことが本業務委託の目的であり、当該目的が達成できなければ支出の効果が適切に発揮されたとはいえない。 よって、市においては、新型コロナ</p>	<p>新型コロナウイルス感染症収束後におけるアウトバウンド促進を見据え、令和2年度中に福岡国際空港株式会社と協議し、同社が運営する就航都市の魅力を紹介するホームページにおいて、本業務委託の成果物の活用を図った。</p>

ウィルス感染症の感染拡大という特殊な状況を踏まえつつ、今後、当該コンテンツの積極的な活用を継続的に検討することが望ましい。

(空港企画課)

(1) 東区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>ア 東区役所本館・別館空調設備保守点検業務委託（総務部総務課）No141 （結果）随意契約の理由の明確化について【指摘事項】</p> <p>随意契約は、地方自治法で規定されている契約手続のうち例外的な契約方法であるとともに、市の「随意契約ガイドライン」では、「随意契約による場合は地方自治法施行令第167の2第1項第1号から第9号までのどの号数による随意契約の方法とするか明確にすること」とされている。すなわち、例外的な契約である随意契約を選択する以上、契約事務の公正性、経済性の観点から、その理由を客観的、総合的な観点から整理しておく必要がある。</p> <p>しかし、上記のとおり、本業務委託では、随意契約に該当する理由及び同施行令第167の2第1項第6号に該当する理由の明示がない。</p> <p>随意契約は、地方自治法で規定されている契約手続のうち例外的な契約方法であり、随意契約の理由の明示は、説明責任の観点から重要である。</p> <p>よって、市は、本業務委託については、随意契約となる理由を明確化し、根拠法令は「地方自治法施行令第167条の2第1項第6号」に該当する旨及びその条文に該当する理由を起案文書等に明示すべきである。</p> <p>(総務課)</p>	<p>随意契約の理由の明確化については、令和3年度の契約から、「本業務における契約は、登録業種にない業種の契約であるため、随意契約ガイドラインに則り、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約とするもの。」と明記した。</p> <p>再発防止のため、各業務委託の事務引継書に随意契約を行う場合の注意事項として「随意契約となる理由の根拠法令を起案文へ明示する必要がある」と明記した。</p>

<p>イ 旧東市民センター管理運營業務委託 (総務部総務課) No142 (意見) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について</p> <p>【意見】 参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。</p> <p>また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次のとおり規定されており、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書は、あくまでも参考として位置付けられるべきものである。 (報告書399P参照)</p> <p>本業務委託において、市は、実例価格等の妥当性を検討した文書を残しておらず、適切に検討がなされたか確認できなかった。また、1者のみから参考見積書入手する理由も明示されていないとともに、競争見積合わせには7者参加しているため他業者への参考見積の依頼も可能である。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討されたのかが確認できず、説明責任の観点から課題があると考ええる。</p> <p>よって、市においては、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p>参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成については、令和3年1月29日に原則3社以上より参考見積書を徴取する旨の共有・周知を内部で行った。</p> <p>また、予定価格(設計額)の算出については、原則、徴取した参考見積書の金額の平均額をとることとした。</p>
<p>ウ 東区役所警備等業務委託 (総務部総務課)</p>	<p>提案内容に関する事後的な検証及び委託</p>

<p>課) No143 (意見) 提案内容に関する事後的な検証及び委託業務の効果の測定について</p> <p>【意見】</p> <p>市は、提案競技実施要領に記載の各項目を評価項目として参加者の順位を決定し、委託先業者と本業務委託の契約を締結している。このため、委託先業者が提案した内容が実際に実施されたかは重要な論点であると考え。なぜなら、例え仕様書の業務が実施されたとしても、企画提案書に記載された内容が十分に提供されなかったとすれば、提案競技時に期待した市民サービスの向上等の成果が得られなかった可能性を否定できないためである。</p> <p>よって、市においては、区役所における市民サービスの向上等が図られたかどうかの観点から、本業務委託の完了においては、提案競技実施要領に記載の各項目について、提案競技における提案内容が適切に実施されたかどうかを確認し、事後評価することが望ましい。</p> <p>(総務課)</p>	<p>業務の効果の測定については、令和3年度に提案競技を行うため、提案内容が適切に実施されたかどうかを確認し、事後評価する旨を、令和3年10月に提案競技実施要領に記載することとした。</p>
<p>エ 馬出公民館外32館清掃業務委託(総務部地域支援課) No144 (意見) 公民館等清掃業務委託履行確認書における押印欄の廃止の検討について</p> <p>【意見】</p> <p>「公民館等清掃業務委託履行確認書」への作業責任者及び業務遂行責任者の押印は、市の規則や本委託契約の規定上、必須なものとされており、また、各清掃場所の作業責任者等を明確にするという観点からは、担当者の署名があれば十分であると考えられる。</p> <p>作業負担を軽減し、また、押印漏れのような運用誤りを生じさせないという点を踏</p>	<p>令和元年度の「公民館等清掃業務委託履行確認書」の一部(作業責任者の押印)について、押印漏れがあったため、速やかに作業責任者に押印を徴し、是正をした。</p> <p>なお、「公民館等清掃業務委託履行確認書」の作業責任者及び業務遂行責任者の押印欄については、令和3年度から廃止した。</p>

<p>まえ、市は、「公民館等清掃業務委託履行確認書」における押印欄の廃止を検討することが望まれる。</p> <p>(地域支援課)</p>	
<p>オ 平成31年度東区公園等除草業務委託(地域整備部維持管理課) No145</p> <p>① (意見) 特命随意契約理由の十分な検討について</p> <p>【意見】</p> <p>特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから、適用できる場面が限定されている。</p> <p>【現状】に記載されているとおり、高齢者福祉の観点から、福岡市シルバー人材センターに発注するという点は理解できる。また、当該法人の設立趣旨を踏まえれば、業務に対して委託料が過度に高額になるリスクは低いと考えられる。</p> <p>しかし、安易に福岡市シルバー人材センターとの特命随意契約の締結が継続されることは、場合によっては契約の公正性や競争性が阻害されるおそれがある。特命随意契約が適用できる場面が限定されている趣旨を踏まえれば、業者選定は、高齢者福祉の観点のみではなく、業務委託の有効性、効率性及び経済性も踏まえ、総合的な判断に基づいて実施されるべきであると考えられる。</p> <p>例えば、長浜市(滋賀県)の随意契約ガイドラインによれば、長浜市は、シルバー人材センターとの特命随意契約を認めつつも、その判断は慎重になされるよう、注意喚起している。</p> <p>本業務委託に関して、市は、本委託契約対象外の公園等における除草業務については、別の委託先業者との「単価契約 平成31年度 東区公園等管理業務委</p>	<p>本市では、福岡市保健福祉総合計画において、就業を通じた生きがいづくりの支援との方向性を掲げ、就労相談窓口事業やシニア活躍応援プロジェクトなど、高齢者の就業支援の施策を推進しているところである。</p> <p>計画の中では、シルバー人材センターについて、「シルバー人材センターによる、就業先の確保・職域拡大・自立経営等に向けた機能強化について、助言や支援を行うなど、高齢者の就業を通じた生きがい活動の充実を図る」と位置付けている。</p> <p>シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設置された団体であり、高齢者の生きがいの充実や地域社会の福祉の向上を図る重要な役割を担っており、同センターへの業務委託について、保健福祉局より優先発注の依頼がある場合は、区としても可能な範囲で協力する必要があると考えている。</p> <p>また、委託している除草業務は、高齢者でも作業可能な平坦地の作業で、設計書及び仕様書に基づき適切な時期に業務を実施している状況であり、民間業者に委託するよりも低廉な価格で受託されている。</p> <p>以上の点を考慮すると、現状では現行の特命随意契約の締結は妥当であると判断している。</p> <p>今後も契約の都度、特命随意契約理由については、十分な検討を行う。</p>

託」(以下「公園等管理業務委託」という。)を通じて行っている。例えば、本委託業務における公園等の除草業務についても、当該公園等管理業務委託にて一括して発注することにより、より効率的、経済的に事業を実施可能なのではないかといった検討の余地があると考えられる。

よって、市は、特命随意契約の締結に当たっては、その理由について慎重に判断することが望まれる。

(維持管理課)

② (意見) 随意契約締結についての情報公開の充実について

【意見】

福岡市契約事務規則にも「公表」の定義やその方法の定めはないものの、一般に公表とは、広く一般にその事実を公表することを意味すると解される。

しかし、市の「原課にて公表」とされる情報の取扱いは、契約書類の閲覧の申出があった場合にそれを閲覧させるという消極的なものであり、市民に広く契約の相手方等を知らしめるための積極的な行いとは言えないと考えられる。特に市には公表の方法の定めがないこともあり、契約書類が閲覧可能かどうかを知らない市民も多いと思われ、契約の相手方や契約した理由を知る機会が十分に与えられないままである。その意味で、市の事後の公表の実施方法については、積極的な情報提供を求められる「公表」の趣旨目的と整合しない面がある。

よって、市においては、公表の定義ないし公表の方法についての明確な規定を設けることが望ましい。

例えば、筑紫野市(福岡県)では、契約

契約監理課と協議し、令和3年1月27日に市ホームページにて、契約情報(見積結果及び特命随契理由)を公表した。

今後、公表の定義等の規定については、同様の委託を発注する課などと協議を行い、研究していく。

の透明性確保の観点から、次のとおり、契約の発注見直し（事前の情報公表）及び契約締結の状況（事後の情報公開）に関する情報が全てホームページ上に公表されている。

市は、他地方公共団体の事例も参考にしながら、ホームページ等を用いた情報公開の拡充を図ることが望まれる。

(維持管理課)

カ 単価契約平成31年度東区公園等管理業務委託（その2）（地域整備部維持管理課）No146

（意見）最低制限価格の金額及び公表方法の見直しについて

【意見】

くじ引きによる運任せの業者選定が継続していることは、業者選定の適正性の観点から望ましくない。

最低制限価格の金額に関して、多数の業者が現状の最低制限価格と同額の見積金額を提示していることを踏まえると、市は、最低制限価格の設定方法を見直すことにより、より経済的に委託業務を発注できる可能性がある。

また、最低制限価格の事前公表に関して、業者による過度なダンピングを防止できる等のメリットがある反面、業者の見積り努力を失わせ、積算能力が不十分な業者でも、事前公表された最低制限価格を参考にして受注する事態が生じる可能性がある。

実際、国は、公共工事の入札に関して、最低制限価格の公表を原則として契約締結後に行うよう方針を示している。

よって、市は、最低制限価格による見積金額の提示が継続している理由を十分に検討した上で、最低制限価格の金額の水準及び公表タイミングについて見直しを図るこ

公園等管理業務委託については、各区で同様の委託を発注しており、当該委託の最低制限価格の設定及び取扱いについては、当該委託の取りまとめを行っている住宅都市局みどり整備課の方針決定に従って、行っている。

最低制限価格の金額については、引下げを行うことによりダンピング受注を引き起こし、市民サービスの低下、下請業者へのしわ寄せ、賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりかねないことから、慎重に検討を行う必要がある。

また、最低制限価格の事前公表に関しては、ダンピング防止のほか、契約の透明性確保、積算の適正さの開示、本市職員に対する不当な働きかけの排除といった理由から、現行の処理が妥当であると判断し、措置を行わないこととした。

とが望まれる。

(維持管理課)

(12) 南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>ア 南区役所警備等業務委託（総務部総務課）No147 （意見）同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の履行内容の評価について</p> <p>【意見】</p> <p>「清掃及び警備委託に係る契約事務等について（通知）」（以下、本業務委託において「通知文書」という。）によれば、初年度とされる平成29年度の契約の相手方と引き続き特命随意契約を締結することは許容される。</p> <p>もともと、通知文書は、業務内容から警備員の資質の向上と確保が要求され、契約の相手方の頻繁な交代は不利であること及び経費の効率的利用等を考慮されたものであり、「2年間は初年度の当該契約の相手方と特命随契によることができる」との定めをしているのみで、全3年間の契約締結を強いる趣旨ではない。</p> <p>このため、本業務委託では、委託先業者の履行状況を見極め、これが良好であったことをもって、令和元年度も継続して特命随意契約を締結している。しかし、履行状況が良好であることの具体的な内容は随意契約業者選定同等には記載されておらず、どのような基準等で履行状況が良好であると判断されたか把握できなかった。</p> <p>特定の相手先と継続して特命随意契約を締結する以上、どのような判断を行ったのか明確にすることが説明責任を果たす上で重要である。</p> <p>よって、市においては、通知文書を前提</p>	<p>同一業者と継続して特命随意契約を締結する際には、仕様書に記載された各業務の履行状況の評価し、適切な履行の確保を図ることとした。</p>

<p>に同一業者と継続して特命随意契約を締結する際には、委託先業者の履行内容を具体的かつ客観的な基準等で評価するとともに、適切な履行の確保を図ることが望ましい。</p> <p>なお、履行状況を評価する際の具体的な基準等の例としては次のように考えられるので参考にされたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	
<p>カ 県道福岡筑紫野線塩原排水ポンプ外1箇所管理業務委託（地域整備部維持管理課）No152</p> <p>（意見）低落札率を原因とした予定価格の事後的な検証について</p> <p>【意見】</p> <p>市は、平成30年度及び令和元年度と継続して落札率が低率となっている状況に鑑み、そもそも予定価格の妥当性について問題がないか精査し、その内容を文書化することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(維持管理課)</p>	<p>予定価格（設計額）の設定においては、市で定めた方法に基づき適切に設定している。その予定価格の根拠となっている参考見積書の妥当性については、令和3年度中に、参考見積書と入札価格との乖離が大きい業者からヒアリングを行い、予定価格の妥当性について精査を行うこととした。</p>
<p>キ 平成31年度 南区公園等除草清掃業務委託（地域整備部維持管理課）No153</p> <p>① （意見）特命随意契約理由の十分な検討について</p> <p>【意見】</p> <p>特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから適用できる場面が限定されている。</p> <p>【現状】に記載されているとおり、高齢者福祉の観点から、福岡市シルバー人材センターに発注するという点は理解できる。また、当該法人の設立趣旨を踏まえれば、業務に対して委託料が過度に高額になるリスクは低いと考えられる。</p> <p>しかし、安易に福岡市シルバー人材セ</p>	<p>本市では、福岡市保健福祉総合計画において、就業を通じた生きがいづくりの支援との方向性を掲げ、就労相談窓口事業やシニア活躍応援プロジェクトなど、高齢者の就業支援の施策を推進しているところである。</p> <p>計画の中では、シルバー人材センターについて、「シルバー人材センターによる、就業先の確保・職域拡大・自立経営等に向けた機能強化について、助言や支援を行うなど、高齢者の就業を通じた生きがい活動の充実を図る」と位置付けている。</p> <p>シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、高年齢者の福祉の増進に資することを目的とし</p>

ンターとの特命随意契約の締結が継続されることは、場合によっては契約の公正性や競争性が阻害されるおそれがある。特命随意契約が適用できる場面が限定されている趣旨を踏まえれば、業者選定は、高齢者福祉の観点のみではなく、業務委託の有効性、効率性及び経済性も踏まえ、総合的な判断に基づいて実施されるべきであると考えられる。

例えば、長浜市（滋賀県）の随意契約ガイドラインによれば、長浜市は、シルバー人材センターとの特命随意契約を認めつつも、その判断は慎重になされるよう注意喚起している。

本業務委託に関して、市は、本委託契約対象外の公園等における除草業務については、別の委託先業者との「単価契約 平成31年度 南区公園等管理業務委託」（以下「公園等管理業務委託」という。）を通じて行っている。例えば、本業務委託における公園等の除草業務についても、当該公園等管理業務委託にて一括して発注することによって、より効率的、経済的に事業を実施することが可能ではないかといった検討の余地があると考えられる。

よって、市は、特命随意契約の締結に当たっては、その理由について慎重に判断することが望まれる。

(維持管理課)

て設置された団体であり、高齢者の生きがいの充実や地域社会の福祉の向上を図る重要な役割を担っており、同センターへの業務委託について、保健福祉局より優先発注の依頼がある場合は、区としても可能な範囲で協力する必要があると考えている。

また、委託している除草業務は、高齢者でも作業可能な平坦地の作業で、設計書及び仕様書に基づき適切な時期に業務を実施している状況であり、民間業者に委託するよりも低廉な価格で受託されている。

以上の点を考慮すると、現状では現行の特命随意契約の締結は妥当であると判断している。

今後も契約の都度、特命随意契約理由については、十分な検討を行う。

② (意見) 随意契約締結についての情報公開の充実について

【意見】

福岡市契約事務規則にも「公表」の定義やその方法の定めはないものの、一般に公表とは、広く一般にその事実を公表することを意味すると解される。

契約監理課と協議し、令和3年1月27日に市ホームページにて、契約情報（見積結果及び特命随契理由）を公表した。

今後は、随意契約を行う際には、規定に基づいた公表を行っていく。

しかし、市の「原課にて公表」とされる情報の取扱いは、契約書類の閲覧の申出があった場合にそれを閲覧させるという消極的なものであり、市民に広く契約の相手方等を知らしめるための積極的な行いとは言えないと考えられる。特に、市には公表の方法の定めがないこともあり、契約書類が閲覧可能かどうかを知らない市民も多いと思われ、契約の相手方や契約した理由を知る機会が十分に与えられないままである。その意味で市の事後の公表の実施方法については、積極的な情報提供を求められる「公表」の趣旨目的と整合しない面がある。

よって、市においては、公表の定義ないし公表の方法についての明確な規定を設けることが望ましい。

例えば、筑紫野市(福岡県)では、契約の透明性確保の観点から、次のとおり、契約の発注見通し(事前の情報公表)及び契約締結の状況(事後の情報公開)に関する情報が全てホームページ上に公表されている。

市は、他地方公共団体の事例も参考にしながら、ホームページ等を用いた情報公開の拡充を図ることが望まれる。

(維持管理課)

(13) 城南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>イ 油山ハイキングコース清掃・草刈等業務委託(総務部企画共創課) No155</p> <p>① (結果) 特命随意契約の妥当性に係る再検討について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから、限られた場面での適用に限定されている。</p>	<p>特命随意契約の妥当性について、他に代替可能な業者がないか再検討を行い、令和3年3月に、今後は、特命随意契約から競争見積合わせによる随意契約を行うこととする検討結果の文書化を行った。</p>

市が特命随意契約の理由として挙げている内容は、委託先業者が委託業務の内容を実施可能であることを示しているということに異論はないが、他に代替可能な者がいないことを示すものではない。また、特命随意契約による継続委託チェックリストによる自己チェックを実施しているが、他に代替可能な者がいないか確認した文書は保存されていない。

本業務委託は、ハイキングコースの清掃、草刈等を委託するものであるから、他に業者が存在する可能性は高いと考えられる。

このため、本業務委託における特命随意契約の理由は、競争性、経済性及び透明性の観点から不十分であると考えられる。

よって、市は、特命随意契約の妥当性について、他に代替可能な者がいないかについても再検討を行い、その検討結果を文書化することが必要である。

(企画共創課)

② (結果) 設計書の積算根拠資料の明確化について

【指摘事項】

本業務委託は、ハイキングコースの清掃、草刈等を委託するものであり、設計書積算の根拠として業務の実施対象となる面積が使用されている。このため、当該面積の根拠を明確化することが必要であるが、そのための根拠資料は文書として保存されていない。したがって、面積の根拠は明確であるとは言えず、結果として設計書の積算は具体性に欠けるものとなっている。

よって、市は、設計書の適切な積算を行うため、面積が把握できる根拠資料を保存することが必要である。

面積が把握できる根拠資料について検討した結果、令和3年度から、清掃・草刈作業を実施する範囲について改めて精査を行い、積算根拠となる具体的な地図資料を作成した上で設計を行うこととした。

<p>(企画共創課)</p>	
<p>オ 城南区管内 管渠維持委託（スクリーン管理）上期（地域整備部維持管理課）No158 (意見) 記録写真の入手方法の見直しについて 【意見】 市は、仕様書及び特記仕様書に従い、委託先から提出された管理報告書に基づいて完了検査を行うとともに、委託料を支払っている。 しかし、管理報告書に委託先業者が任意で抽出した作業場所の写真しか添付しないのであれば、仮に業務の履行ができていない作業場所の写真を意図的に提出しないことも可能となり、完了検査の適切性が担保されないこととなる。 よって、市においては、完了検査を適切に実施するため、記録写真の入手に当たっては、少なくとも市が指示する作業場所の写真を添付するように委託先へ求めることが望ましい。 (維持管理課)</p>	<p>記録写真の入手方法の見直しについて検討した結果、令和3年4月1日付けの契約より、作業日ごとに全作業場所の着手前・完了の記録写真をまとめて提出するよう、入札時の現場説明書に明記し、委託業者に提出を義務付けることとした。 また、市監督員は提出された記録写真を元に、全箇所の実行確認を行うこととした。</p>
<p>カ 城南区管内 管渠維持委託（スクリーン管理）下期（地域整備部維持管理課）No159 (意見) 記録写真の入手方法の見直しについて 【意見】 市は、仕様書及び特記仕様書に従い、委託先から提出された管理報告書に基づいて完了検査を行うとともに、委託料を支払っている。 しかし、管理報告書に委託先が任意で抽出した作業場所の写真しか添付しないのであれば、仮に業務の履行ができていない作</p>	<p>記録写真の入手方法の見直しについて検討した結果、令和3年4月1日付けの契約より、作業日ごとに全作業場所の着手前・完了の記録写真をまとめて提出するよう、入札時の現場説明書に明記し、委託業者に提出を義務付けることとした。 また、市監督員は提出された記録写真を元に、全箇所の実行確認を行うこととした。</p>

業場所の写真を意図的に提出しないことも可能となり、完了検査の適切性が担保されないこととなる。

よって、市においては、完了検査を適切に実施するため、記録写真の入手に当たっては、少なくとも市が指示する作業場所の写真を添付するように委託先へ求めることが望ましい。

(維持管理課)

(14) 西区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>イ 平成31年度西区公園等除草清掃業務委託（地域整備部管理調整課）No161</p> <p>① （結果）決裁文書等における引用条文の適切な記載について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>本委託契約においては特に問題は生じていないものの、引用条文の誤りは、場合によっては読み手の誤解を招き、トラブルに繋がる可能性がある。</p> <p>よって、市は、条文の引用について、正確に行うよう十分に留意すべきである。</p> <p>(管理調整課)</p>	<p>引用条文の誤りについては、令和3年3月に訂正を行った。</p> <p>今後、契約変更を行う際、原課は契約担当課へ提出する書類に、変更にかかる条文の写しを加えることとし、契約担当課においては、決裁文書及び委託先業者に対する通知文書の引用条文の確認を行うことで再発防止を図る。</p>
<p>② （意見）特命随意契約理由の十分な検討について</p> <p>【意見】</p> <p>特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから、適用できる場面が限定されている。</p> <p>【現状】に記載のとおり、高齢者福祉の観点から、福岡市シルバー人材センターに発注するという点は理解できる。また、当該法人の設立趣旨を踏まえれば、業務に対して委託料が過度に高額になるリスクは低いと考えられる。</p> <p>しかし、安易に福岡市シルバー人材セ</p>	<p>本市では、福岡市保健福祉総合計画において、就業を通じた生きがいづくりの支援との方向性を掲げ、就労相談窓口事業やシニア活躍応援プロジェクトなど、高齢者の就業支援の施策を推進しているところである。</p> <p>計画の中では、シルバー人材センターについて、「シルバー人材センターによる、就業先の確保・職域拡大・自立経営等に向けた機能強化について、助言や支援を行うなど、高齢者の就業を通じた生きがい活動の充実を図る」と位置付けている。</p> <p>シルバー人材センターは、高年齢者等の</p>

ンターとの特命随意契約の締結が継続されることは、場合によっては契約の公正性や競争性が阻害されるおそれがある。特命随意契約が適用できる場面が限定されている趣旨を踏まえれば、業者選定は、高齢者福祉の観点のみではなく、業務委託の有効性、効率性及び経済性も踏まえ、総合的な判断に基づいて実施されるべきであると考えられる。

例えば、長浜市（滋賀県）の随意契約ガイドラインによれば、長浜市は、シルバー人材センターとの特命随意契約を認めつつも、その判断は慎重になされるよう注意喚起している。

本業務委託に関して、市は、本委託契約対象外の公園等における除草業務については別の委託先業者との「単価契約 平成31年度 西区公園等管理業務委託」（以下「公園等管理業務委託」という。）を通じて行っている。例えば、本業務委託における公園等の除草業務についても当該公園等管理業務委託にて一括して発注することによって、より効率的、経済的に事業を実施することが可能ではないかといった検討の余地があると考えられる。

よって、市は、特命随意契約の締結に当たっては、その理由について慎重に判断することが望まれる。

(管理調整課)

雇用の安定等に関する法律に基づき、高齢者の福祉の増進に資することを目的として設置された団体であり、高齢者の生きがいの充実や地域社会の福祉の向上を図る重要な役割を担っており、同センターへの業務委託について、保健福祉局より優先発注の依頼がある場合は、区としても可能な範囲で協力する必要があると考えている。

また、委託している除草業務は、高齢者でも作業可能な平坦地の作業で、設計書及び仕様書に基づき適切な時期に業務を実施している状況であり、民間業者に委託するよりも低廉な価格で受託されている。

以上の点を考慮すると、現状では現行の特命随意契約の締結は妥当であると判断している。

今後も契約の都度、特命随意契約理由については、十分な検討を行う。

③ (意見) 随意契約締結についての情報公開の充実について

【意見】

福岡市契約事務規則にも「公表」の定義やその方法の定めはないものの、一般に、公表とは、広く一般にその事実を発表することをいうことを意味すると解さ

契約監理課と協議し、令和3年1月27日に市ホームページにて、契約情報（見積結果及び特命随契理由）を公表した。

今後、随意契約を行う際には、規定に基づいた公表を行っていく。

れる。

しかし、市の「原課にて公表」とされる情報の取扱いは、契約書類の閲覧の申出があった場合にそれを閲覧させるという消極的なものであり、市民に広く契約の相手方等を知らしめるための積極的な行いとは言い難いものであると考えられる。特に、市には公表の方法の定めがないこともあり、契約書類が閲覧可能かどうかを知らない市民も多いと思われ、契約の相手方や契約した理由を知る機会が十分に与えられないままである。その意味で、市の事後の公表の実施方法については、積極的な情報提供を求められる「公表」の趣旨目的と整合しない面がある。

よって、市においては、公表の定義ないし公表の方法についての明確な規定を設けることが望ましい。

例えば、筑紫野市（福岡県）では、契約の透明性確保の観点から、次のとおり、契約の発注見通し（事前の情報公表）及び契約締結の状況（事後の情報公開）に関する情報が全てホームページ上に公表されている。

市は、他地方公共団体の事例も参考にしながらホームページ等を用いた情報公開の拡充を図ることが望まれる。

（管理調整課）

エ 西区小戸4丁目地内外23箇所管渠維持委託（スクリーン管理）上期（地域整備部土木第1課）No163

① （意見）低落札率を原因とした予定価格の事後的な検証について

【意見】

令和元年度本契約における見積金額の分布は次のとおりである。（報告書452P

管渠維持委託（スクリーン管理）については、市内の事業者が発注を行っており、市の統一単価を使用し、設計基準については全区統一を図り設計している。

予定価格と落札金額との乖離については認識しているが、全市的にみれば低落札率ではない状況であることから、特段の見直しが必要とは考えていない。

参照)

市によれば、低い落札率が継続している原因は、特定の業者が企業努力により安価な金額で入札しているからではないかとのことである。

また、委託先に決定した業者との契約締結後、当該業者の業務履行が困難となった等の問題は特段生じていない。

以上を踏まえると、今後も低落札率が継続するようであれば、より低い予定価格を設定する余地があるのではないかと考えられる。

予定価格は、契約担当者が競争入札を実施する際に落札金額を決定するための基準となるものであり、適正に定められるよう求められている。

予定価格と落札金額との乖離が継続する場合、予定価格が見積額の妥当性を検討する上での基準として機能せず、適正な業者選定を行うことが困難になるおそれがある。

市は、落札金額が予定価格を大幅に下回っている理由について事後的に検証し、必要に応じて予定価格の設計方法を見直していくことが望まれる。

(土木第1課)

② (意見) 完了報告に係る仕様書文言の見直しについて

【意見】

市担当者によれば、委託先業者から各期提出される完了届によって業務の履行を確認することが可能であり、完了報告書の提出がないことによる弊害は特に生じていないとのことである。

しかし本来、市は、委託料支出の適正性確保の観点から、委託先業者が仕様書に沿って業務を適切に履行しているかど

完了報告に係る仕様書文言の見直しについては、令和3年度の契約分より、仕様書の文言を修正し対応している。

うかを確認する必要がある。

完了報告書の提出がなくとも弊害がないのであれば、市は、委託先業者の業務履行確認方法の実態に合わせて仕様書の文言を修正することが望まれる。

(土木第1課)

オ 西区小戸4丁目地内外23箇所管渠維持委託(スクリーン管理)下期(地域整備部土木第1課)No164

① (意見) 低落札率を原因とした予定価格の事後的な検証について

【意見】

令和元年度本契約における見積金額の分布は次のとおりである。(報告書455P参照)

市によれば、低い落札率が継続している原因は、特定の業者が企業努力により安価な金額で入札しているからではないかとのことである。

また、委託先に決定した業者との契約締結後、当該業者の業務履行が困難となった等の問題は特段生じていない。

以上を踏まえると、今後も低落札率が継続するようであれば、より低い予定価格を設定する余地があるのではないかと考えられる。

予定価格は、契約担当者が競争入札を実施する際に落札金額を決定するための基準となるものであり、適正に定められるよう求められている。

予定価格と落札金額との乖離が継続する場合、予定価格が見積額の妥当性を検討する上で基準として機能せず、適正な業者選定を行うことが困難になるおそれがある。

市は、落札金額が予定価格を大幅に下回っている理由について検討し、必要に

管渠維持委託(スクリーン管理)については、市内の事業者に発注を行っており、市の統一単価を使用し、設計基準については全区統一を図り設計している。

予定価格と落札金額との乖離については認識しているが、全市的に見れば低落札率ではない状況であることから、特段の見直しが必要とは考えていない。

<p>応じて予定価格の設計方法を見直していくことが望まれる。 (土木第1課)</p>	
<p>② (意見) 完了報告に係る仕様書文言の見直しについて 【意見】 市担当者によれば、委託先業者から各期提出される完了届によって業務の履行を確認することが可能であり、完了報告書の提出がないことによる弊害は特に生じていないとのことである。 しかし本来、市は、委託料支出の適正性確保の観点から、委託先業者が仕様書に沿って業務を適切に履行しているかどうかを確認する必要がある。 完了報告書の提出がなくとも弊害がないのであれば、市は、委託先業者の業務履行確認方法の実態に合わせて、仕様書の文言を修正することが望まれる。 (土木第1課)</p>	<p>完了報告に係る仕様書文言の見直しについては、令和3年度の契約分より、仕様書の文言を修正し対応している。</p>

(15) 消防局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>ア 消防職員のB型肝炎予防ワクチン接種委託(総務部職員課) No166 ① (結果) 契約書の「個人情報及び情報資産の取扱い」に係る文言の見直しについて 【指摘事項】 本契約書本文において、「個人情報・情報資産取扱特記事項」に関する言及がなければ、本委託契約と「個人情報・情報資産取扱特記事項」との関係が不明確となり、委託先業者が個人情報及び情報資産の取扱いについて誤解する可能性がある。</p>	<p>令和3年度の契約から、本契約書本文に「個人情報・情報資産取扱特記事項」の取扱方法についての記載を行った。 また、個人情報等を取り扱う委託について適切な事務処理がなされるよう、令和3年10月に所属職員に対し、「委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」の徹底を図った。</p>

<p>この点、市担当者によれば、本来、「委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」記載の文例に準じて、契約書本文に「個人情報・情報資産取扱特記事項」の取扱方法について記載すべきところ、市担当者の認識誤りにより、記載が漏れていたということである。</p> <p>よって、市は、上記の文例に準じて契約書本文に「個人情報・情報資産取扱特記事項」の取扱方法を記載すべきである。 (職員課)</p>	
<p>② (意見) 本業務委託及び定期健康診断業務の一体的実施の検討について</p> <p>【意見】</p> <p>特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから限られた場面での適用に限定されている。</p> <p>ワクチン接種の受診率向上の観点から、健康診断等委託契約と同一の委託先業者とするという考え方は理解できるが、競争性確保の観点からは問題が残る。</p> <p>この点、市は、本契約に先立ち、福岡県結核予防会からもB型肝炎抗体検査及びワクチン接種の価格表を入手して日本予防医学協会の契約単価と比較し、日本予防医学協会の契約単価が不当に高いわけではないことを確認している。</p> <p>しかし、市が、本契約に関して健康診断等委託契約と同一の委託先業者とする方針をとっている以上、本契約の契約単価が割高となるリスクを事前に排除することが困難である。</p> <p>市担当者によれば、市は、健康診断等業務、B型肝炎抗体検査及びワクチン接種業務共に今後も継続して実施していく予定であるとのことである。今後も継続</p>	<p>職員のB型肝炎抗体検査の受診率は、健康診断業務との一体的実施により向上し、職員の職業感染防止対策に一定の効果が現れていることから、今後も健康診断業務との一体的実施を行っていくことが望ましい。その上で、健康診断等業務委託へのワクチン接種の追加について、令和3年度の契約時に検討を行ったところ、市内の健康診断実施可能事業者の中にワクチン接種の実施ができない事業者が多く存在することが判明し、逆に競争性が低くなる恐れがあった。</p> <p>そのため、ワクチン接種までを含めた業務の一本化は行わず、今後も令和2年度と同様に、ワクチン接種は外し、抗体検査のみを含めた形とする。</p> <p>なお、ワクチン接種については、抗体検査の結果に基づき実施されるものであり、抗体検査と密接な関係にあることから、令和2年度は抗体検査実施事業者との特命随意契約としていた。この点については、業者選定の競争性を高めるため、抗体検査実施事業者から提出される検査結果を、「医療関係者のためのワクチンガイドライン」に則ったものとするよう事務の見直しを行</p>

<p>予定の業務であるならば、市は、例えば健康診断等業務、B型肝炎抗体検査及びワクチン接種業務を一つの委託業務として一本化し、見積合わせ等を通じて業者選定を行うことにより、競争性を一定程度確保できると考えられる。</p> <p>この点、市担当者によれば、市は、令和2年度の健康診断等業務の委託契約内容の見直しにより、B型肝炎の抗体検査業務を追加したもののワクチン接種業務については、令和元年度同様、別契約（特命随意契約）であるとのことである。</p> <p>よって、市は、今後、健康診断等業務にB型肝炎ワクチン接種業務を追加するかどうかを含めて委託契約内容の見直しを行い、業者選定の競争性を高めるための改善を図っていくことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（職員課）</p>	<p>い、随意契約を行うこととした。</p>
<p>イ 福岡市消防局本部外33施設点検業務委託（総務部管理課）No167 （意見） 予定価格作成に係る設計金額の積算方法の見直しについて</p> <p>【意見】</p> <p>低い落札率が継続している原因は、①予定価格が近年の市場価格を反映していないため、又は②特定の業者が極端に低い金額で入札しているための2通りが考えられる。</p> <p>この点、令和元年度本契約における入札金額の分布を確認したところ、業者によって入札金額に幅があるものの、「特定の業者のみ、極端に廉価」とまでは言えない。</p> <p>また、市は、落札業者について過年度に同種業務（建物等点検）の十分な履行実績があることから、本契約においても落札金額にて業務の履行が可能であると判断している。</p> <p>したがって、予定価格が市場価格に比し</p>	<p>本委託の設計金額の積算については、「市有建築物定期（劣化）点検業務委託料算定基準」に基づき算定している。</p> <p>本監査における意見と、落札金額が予定価格を下回っている現状について、当該算定基準を所管する財政局アセットマネジメント推進課へ情報提供を行うとともに、今後の落札率を踏まえ、設計方法について検討を行っていく。</p>

て割高であるため、低い落札率が継続している可能性が高いと考えられる。

予定価格は、契約担当者が競争入札を実施する際に落札金額を決定するための基準となるものであり、適正に定められるよう求められている。

しかし、本契約においては、前述のとおり予定価格の適正性に疑念が残る。今後も予定価格と落札金額との乖離が継続するようであれば、予定価格が入札額の妥当性を検討する上での基準として機能せず、適正な業者選定を行うことが困難になるおそれがある。

よって、市は、落札金額が予定価格を大幅に下回っている理由について検討し、必要に応じて予定価格作成の基礎資料となる設計金額の積算方法を見直していくことが望まれる。

(管理課)

エ ヘリコプター (JA08FC及びJA18AR) 保守点検に係る委託 (警防部消防航空隊) No169

(結果) 再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について

【指摘事項】

委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。(報告書467P参照)

しかし、本契約の「作業委任承諾書」には、再委託の相手方の所在地及び契約予定金額が記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について(通知)」(以下「再委託運用基準」という。)で求められる情報が一部不足している。

この点、市担当者によれば、本業務における再委託の手続は、過年度から現在の様式を用いて運用されており、委託先業者に

「作業委任承諾書」については、令和3年度の契約から、「業務委託契約における再委託の運用基準」に示された再委託承諾申請書のひな形を用いて作成することとした。

対して再委託の相手方の所在地及び契約予定金額を記載させることはしていないとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約においても当該方針に従っている。(報告書467P参照)

委託先業者が業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、「作業委任承諾書」等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の相手方の契約予定金額、すなわち、「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という情報は、重要な判断要素の一部であると考えられる。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、再委託の相手方の契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

(消防航空隊)

カ 消防局署活動用携帯無線機等保守点検業務委託(情報指令部情報管理課)No171(結果)契約書に貼付する印紙に係る適切な指導について

【指摘事項】

印紙税法上、次の文書を作成した者は印紙税の納付義務があり、原則として当該文

契約書受領時に印紙が適切に貼付されているかのダブルチェックを行い、必要に応じて指導している。

また、契約事務に係る関係規則に基づく適切な事務処理について所属職員へ周知徹底を図り、再発防止に努めている。

書に印紙を貼付する方法によって納付する。(報告書472P参照)

また、契約金額を増額させる請書についても次の法令に従い、変更額に応じて印紙の貼付が必要であると考えられる。(報告書472P参照)

本契約の請書は、増額した金額が全て消費税及び地方消費税の税率改正に伴うものであることから、次のとおり第2号文書(請負に関する契約書)の「契約金額の記載のない契約書」に該当し、200円の印紙の貼付が必要であると考えられる。

しかし、市担当者によれば、委託先業者の認識誤りにより印紙が貼付されていなかったとのことである。なお、市は、当該指摘を受け、委託先業者を通じて既に印紙を貼付している。

よって、市は、今後も委託先業者に対し、契約書に貼付する印紙について適切な運用をするよう指導するべきである。

(情報管理課)

キ 消防車両更新及び配置換えに伴う車載端末装置載替え業務委託その2(情報指令部情報管理課)No172(結果)特命随意契約に係るチェックリストの適切な使用について

【指摘事項】

市は、特命随意契約締結に先立って契約事務の自主的チェックを求めている。当該自主的チェックは、同一委託先業者との契約の継続年数に応じて、「新規委託チェック」「継続委託チェック」「長期継続委託チェック」の3通りに分かれている。

本契約に関して、上記の「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」に照らすと、市においては、平成30年度及び令和元年度について、新規委託チェックリスト

特命随意契約に係るチェックリストについては、同一委託先との契約の継続年数に応じて適切に使用するよう、令和3年4月に所属職員へ本事案について情報共有を行うとともに、「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」及び「随意契約ガイドライン」を確認の上、適切な契約事務手続を行うよう周知徹底を図り、再発防止に努めている。

ではなく継続委託チェックリストを用いるべきだったと考えられる。

新規委託チェックリスト及び継続委託チェックリストは、次のとおりチェック項目に相違がある。前者が委託先業者の選定において予定委託先業者のほかに代替可能な業者が存在しないかどうかについて重点を置いているのに対し、後者は継続的に同一の業者に委託することの合理性について重点を置いていると考えられる。

したがって、本来使用すべきチェックリストを使用しないことは、特命随意契約を実施するに当たって検討すべき事項が漏れることに繋がり、業者選定を適正に行うことができない可能性がある。

よって、市は、同一委託先との契約の継続年数に応じてチェックリストを適切に使い分けるべきである。

(情報管理課)

ク 福岡市民防災センターインストラクター派遣業務委託（予防部防災センター）No173

① （結果）契約書に貼付する印紙に係る適切な指導について

【指摘事項】

印紙税法上、次の文書を作成した者は印紙税の納付義務があり、原則として当該文書に印紙を貼付する方法によって納付する。（報告書480P参照）

この点、平成29年度の福岡市民防災センターインストラクター派遣業務契約書は労働者派遣に関する契約書であり、印紙税の課税対象となる文書に該当せず、委託先業者の認識誤りにより印紙が貼付されたものと考えられる。

なお、平成30年度及び令和元年度の当該契約書については、印紙は貼付されて

令和2年度以降の同契約書においては、印紙は貼付されておらず、今後も委託先業者に対し、契約書に貼付する印紙について、適切な運用をするよう指導を継続していく。

また、同様の誤りを防ぐため契約書作成時のチェックリストを令和3年3月に作成している。

<p>おらず、適切な運用がなされている。 市は、今後も委託先業者に対し、契約書に貼付する印紙について、適切な運用をするよう指導すべきである。 (防災センター)</p>	
<p>② (意見) 派遣インストラクターの雇用形態確認の徹底について 【意見】 もしも委託先業者の誤解等により当該派遣労働者が実際には無期雇用派遣労働者に該当していなかった場合、市は、労働者派遣法第40条の2の規定に違反していることとなる。 この場合、市は、労働者派遣法第40条の6の規定に基づき、派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされ、当該派遣労働者を雇用する必要が生じ得る等、想定外のトラブルに繋がる可能性がある。 よって、市は、派遣元事業者との契約に先立ち、派遣元事業者と派遣労働者との雇用契約書等を確認した上で派遣労働者が無期雇用派遣労働に該当するか否かを慎重に判断し、判断の過程を書面に保存しておくことが望まれる。 (防災センター)</p>	<p>当該監査結果を踏まえ、令和3年度の福岡市民防災センターインストラクター派遣業務契約書において、派遣元事業者に対して派遣する人員個人ごとの派遣元事業者と派遣労働者との雇用契約書における有期契約、無期契約の別を記載し、有期契約の場合は労働者派遣法に定められた役務の提供に関する抵触日を記載した名簿を市に提出するよう明文中で記載し、当名簿の提出を受けて雇用状況を把握しており、労働者派遣法第40条の6に該当する事案が発生することがないよう改善している。</p>

(10) 水道局

監査の結果	措置の状況及び市の見解
<p>ア 平成31年度福岡市水道事業に関する業務委託(総務部経営企画課)No174 (意見)再委託に関する契約書の文言改定について 【意見】</p>	<p>福岡市水道事業に関する業務委託については、「業務委託契約における再委託の運用基準」に基づき、令和3年度から当該業務委託の再委託に関する契約書の文言改定を行った。</p>

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっている。(報告書483P参照)

実際の公社の再委託の状況として、業務の全てを再委託しているわけではない。また、業務委託仕様書では、第三者委託が想定される業務に関しては、業務の一部についてのみ第三者委託が可能である旨を規定している。しかし、契約書の本文の文言では業務の全部又は主たる部分についての再委託を禁止する内容となっておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について(通知)」に示された市の考え方に反するものである。また、公社にしかなし得ない業務として特命随意契約としている理由と矛盾することとなる。

よって、市においては、再委託の運用基準に基づき、市の標準契約書が示すとおり契約書の文言を改定することが望ましい。

(経営企画課)

イ 水道設備保全業務委託(総務部経理課) No175

① (結果) 業務委託契約書における個人情報保護条項の見直しについて

【指摘事項】

本件は、個人情報等の取扱いがないのであれば、契約書の別紙は不要である。

一方で、個人情報等の取扱いがあるのであれば、契約書記載事項は、標準契約書に定められた記載事項にする必要がある。福岡市の標準契約書に準じて、個人情報又は情報資産の取扱いの条項を業務委託契約書に追記すべきである。

よって、市は、上記を踏まえ、業務委託契約書における個人情報保護条項の取

委託業務において個人情報又は情報資産の取扱いがないため、令和2年度の契約から、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」は除いた。

<p>扱いについて見直すべきである。 (経理課)</p>	
<p>② (結果) 再委託承諾手続の実施について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>本業務委託について、水道施設等の緊急修繕等は公社の技術職員が行わず、公社が手配した第三者たる業者に対し、公社が見積りを取った金額において委託されている。</p> <p>個別の業者選定や契約予定金額に市の関与がないことからすれば、これは、業務内容の「再委託」であると評価せざるを得ない。</p> <p>このため、再委託である場合は、上記の「業務委託契約における再委託の運用基準」に従い、再委託の承諾手続をしなければならない。仮に、本業務の「再委託」の点を、業務委託契約書第8条第3項の規定に基づくものであるとしても、再委託の承諾手続等が踏まれないまま公社が選定した業者に本業務を委託していることになり、「業務委託契約における再委託の運用基準」には適合しない。</p> <p>よって、市は、公社の技術職員以外の業者によって補修工事等が行われる場合、公社から第三者たる業者への委託は「再委託」に該当するという前提で、業務委託契約書の記載を見直すとともに、再委託の場合の承諾手続等を履行する必要がある。または、委託業務契約及び仕様書等の設計図書の変更を行い、実質的にも再委託とはならない形の業務委託の形態を検討する必要がある。</p> <p>(経理課)</p>	<p>令和3年度の契約から、「業務委託契約における再委託の運用基準」に則り、再委託承諾手続を実施した。</p>

<p>③ (意見) 方針決裁の見直しについて</p> <p>【意見】</p> <p>本業務委託は、市の施設の工事や修繕に関して、地方自治法や福岡市契約事務規則をはじめとした各種法令、規則等で定められている業者選定手続等の一部を省略し、簡便的な処理を行うことで効率性や迅速性を目的としたものである。このため、例外的な契約であり、契約を毎年度継続していくことには慎重な対応が必要であると考ええる。</p> <p>市や公社を取り巻く社会状況、経済状況等は常に変化する。例えば、当初市の公社への経費負担はなく、方針決裁には公社へ委託するメリットとして、「公社に対する事務費が不要で、指定業者に対する工事費のみの負担となるため、低廉な修繕が可能である。」との利点が記されている。しかし、平成23年度から上限5.4%の経費(公社に対する事務費)を新たに負担することとされ、また、平成27年度にはこの上限が6.86%に引き上げられている。</p> <p>よって、市においては、方針決裁について、定期的に、又は社会状況、経済状況等の変化に応じて見直しを行うことが望ましい。その際、本業務委託が効率性や迅速性といった目的を満たしているか、経済性があるのか、公正性は担保されているかといった視点で業務を再検討することが望まれる。</p> <p>(経理課)</p>	<p>令和3年度の水道施設(一般建築物に限る。)の緊急修繕業務について、効率性や迅速性等の観点で再検討した結果、福岡市施設整備公社が円滑な業務遂行が可能な唯一の契約相手方であり、令和3年度の契約方針として選定理由を契約締結伺に盛り込んだ。</p>
<p>④ (意見) 執行額を基準とした概算払の支払について</p> <p>【意見】</p> <p>市によると、概算払を行うのは、公社の手持ち資金では工事施工業者へ支払が</p>	<p>概算払の支払については、令和2年度の契約において、執行額を基準に概算払を行うよう契約を変更した。</p>

賄えないためとのことである。

しかし、本業務委託は、想定した修繕等の一部が不要になったことから、執行額が契約額に達していない。このため、不要になった工事等に関して支払が公社側に発生するわけではなく、これら未執行分を含めた全額を3月に概算払をする必要性が認められない。

具体的には、公社からの3月の概算払い請求が約20百万円となっており、市もそれに応じて支払っている。しかし、市が公社に依頼した工事は全て3月までに完了しており、また、3月に公社から提出された資金計画書では事業費支払予定額13百万円と明記されていることから、概算払は、執行した工事等に必要な金額をベースに行うことが可能であったと考える。すなわち、今回のケースでは、3月の概算払は経費率6.86%を加味しても14百万円程度で十分であったと考える。

不要な資金の支払は、約2ヶ月間の公社への貸付金と見なされる可能性も否定できない。

よって、市においては、概算払はあくまで執行額を基準として行うことが望ましい。後に返金を受けるとしても、不要な資金までを委託先に支払うということは適切ではなく、公平な事務執行が望まれる。

(経理課)

ク 情報システム系帳票等作成印字加工業務委託（総務部営業企画課）No181
（意見）登録業種がないことを理由とした随意契約の在り方の見直しについて

【意見】

新たに競争入札有資格者名簿を作成して競争入札を実施する場合における事務の煩

本契約は、帳票作成、データ受信、帳票印字・加工・分類・引抜、指定日時場所への搬入等、複雑かつ特殊性のある本業務固有の委託契約であるため、現行どおり、随意契約により適切に業者選定を行うこととした。なお、今後も適正な契約事務に努めていく。

雑性に関しては一定の理解ができるが、市においては、本業務のように毎年度発生する委託契約については、本業務のための適切な登録業種の設定を検討することが望ましい。

(営業企画課)

コ 平成31年度転居清算業務等委託 I (総務部営業管理課) No183

① (結果) 随意契約の理由に関する引用条文の明確化について

【指摘事項】

例外的な契約である随意契約を選択する以上、契約事務の公正性、経済性の観点から、その理由を客観的、総合的な観点から整理しておく必要がある。その一環として、根拠法令等を明確にすることが求められている。当契約は、相手先を見積合わせにより選定し、それ以降3年間は設備投資等を考慮して特命随意契約とする例外的な契約であると言え、随意契約の根拠法令の引用には、総合的な判断が必要である。

まず、平成28年度においては、入札ではなく見積合わせによる随意契約としているが、これは、登録業種にない業種の契約であったためであり、このようなケースの根拠法令は、市随意契約ガイドラインにおいて、「地方自治法施行令167条の2第1項第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当すると整理されている。

したがって、引用する条文は、地方自治法施行令167条の2第1項第6号に相当する「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号」とすべきである。

また、平成31年度の特命随意契約については、設備投資を考慮した選択という

令和4年度に実施を予定している見積合わせによる随意契約の根拠法令について、「地方自治法施行令167条の2第1項第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき」に相当する「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号」を引用することとした。

また、令和3年度の特命随意契約の根拠規定については、「地方自治法施行令167条の2第1項第6号競争入札に付することが不利と認められるとき」に相当する「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号」を引用することとした。

再発防止策として、業務委託に関するマニュアルやフローチャートに根拠条文を明記するとともに、契約に関する条例規則等の確認を行うよう徹底している。

意味で、毎年度競争性を持たせるのは経済的ではないとの判断であると推察され、このようなケースの根拠規定も、「地方自治法施行令167条の2第1項第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき」がより適当であると考えられる。したがって、引用する条文は、地方自治法施行令167条の2第1項第6号に相当する「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号」とすべきである。
(営業管理課)

② (意見) 仕様書における契約継続可能性の明記等について

【意見】

一定の条件を前提として方針決裁で取扱いを定め、3年間を上限として同一業者と契約締結することは問題がないと考える。

しかし、仕様書等では、3年間を上限に同一相手と契約する旨は記載されていない。このため、単年度を前提としたケースと一定の条件を満たせば3年間契約が継続するとしたケースでは、設備投資の回収額をどの程度反映させるか等の検討により両ケースの見積額の算定に差異が生じ、価格競争による見積合わせに影響が生じかねない。

よって、市においては、見積合わせの段階で、当初の仕様書には、一定の条件を満たせば3年間を上限に同一相手と契約する旨を明記しておくことが望ましい。

なお、方針決裁を行う上で、想定している設備投資の内容は重要である。本契約の設計書では「スクーターのリース」が積算されており、決裁書における「自動車」の記載とは異なっている。よって、設備投資の内容は契約継続の期間の

令和4年度に実施を予定している見積合わせの仕様書に、一定の条件を満たせば3年間を上限として同一相手と契約する旨を明記することとした。

また、方針決裁を行う際に想定している設備投資の内容を「二輪又は三輪自動車」とし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数3年を契約継続の期間の根拠とすることとした。

<p>根拠となるため、決裁文書にはその内容を詳細かつ正確に記載する必要がある。 (営業管理課)</p>	
<p>サ 作業道飯場線付替え検討業務委託（計画部流域連携課）No184</p> <p>① （結果）本件の経緯の明確化、文書作成及び再発防止について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>第一に、市で内部調査を実施したところ、どのような経緯で民有地上に作業道が整備されることになったのかなどの当時の役所内の意思決定や地権者とのやりとりの経緯等を示す文書が残されていないかった。</p> <p>よって、市は、次の規則の内容を踏まえ、本件事案については適切に公文書を作成すべきである。</p> <p>第二に、このような事態が発生した背景には、原因が存在することが通常である。</p> <p>よって、市は、発生原因を究明し、今後同様のことを繰り返さないよう再発防止に努めるべきである。 (流域連携課)</p>	<p>作業道整備の経緯等については、当時の担当者等に聞き取り等を行い、令和3年3月に文書を作成し明確化した。</p> <p>また、発生原因等を確認の上、工事等に係る用地取得などの際は、地権者との交渉記録簿を作成することや交渉に当たっては、必ず2人以上で対応することなど徹底する課内研修を実施し、用地取得に関するマニュアルやフローチャート、公文書に関する規則等の確認を行うことで、再発防止を図ることとした。</p>
<p>③ （結果）業務委託契約書における個人情報保護条項の見直しについて</p> <p>【指摘事項】</p> <p>個人情報の取り扱いがあるにも関わらず、業務委託契約書において個人情報又は情報資産の取扱いは「なし」とされており、また、業務委託契約書の別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」も綴じられていない。</p> <p>よって、市は、業務委託契約書における個人情報保護条項の取扱いを見直し、業務委託契約書の頭書において個人情報</p>	<p>「個人情報・情報資産取扱特記事項」の契約書への添付等の契約事務については、令和3年3月に実施した課内研修において所属職員に対し、必要書類の添付等に遺漏がないようにすること、また、個人情報保護条項の取扱いを確認するとともに、契約締結時においてチェックリストでの確認を徹底することとした。さらに、人事異動の際も同様の研修を実施することで、再発防止を図ることとした。</p>

<p>又は情報資産の取扱いを「あり」とするとともに、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を契約書に添付すべきである。</p> <p>(流域連携課)</p>	
<p>シ 五ヶ山ダム用地の価格水準調査等業務委託（浄水部浄水調整課）No185</p> <p>① （結果）特命随意契約による新規委託チェックリストの作成について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>市は、正確な事務手続の実施、公平性の確保、競争性の確保等を担保するため、新たに特命随意契約を締結しようとする場合は、次のとおり「特命随意契約による新規委託チェックリスト」によりチェックを行い、随意契約委託先選定伺に綴って回議することとしている。</p> <p>しかし、「特命随意契約による新規委託チェックリスト」が作成されていなかった。</p> <p>よって、市は、「特命随意契約による新規委託チェックリスト」による自主チェックを適切に行い、委託契約事務の適正な執行を図るべきである。</p> <p>(浄水調整課)</p>	<p>特命随意契約による新規委託チェックリストの作成等の契約事務については、令和3年8月に実施した課内研修において所属職員に対し、必要書類の作成に漏れがないようにすること、また、根拠法令等を十分に確認することを徹底した。</p>
<p>② （結果）予定価格の明示について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>予定価格は、次のとおり入札等に際し契約金額を決定する基準としてあらかじめ定めるものであり、客観的かつ適正に算定するものとされている。</p> <p>設計書における設計価格と予定価格とは必ずしも同一とは限らないことから、設計価格とは別途、予定価格を定める必要がある。</p> <p>上記のとおり、本業務では予定価格書</p>	<p>予定価格の明示等の契約事務については、令和3年8月に実施した課内研修において所属職員に対し、予定価格書の作成漏れがないようにすること、また根拠法令等を十分に確認することを徹底した。</p>

は作成されておらず、起案文書等に予定価格の明示もされていないため、予定価格が定められていないと判断せざるを得ない。

よって、市は、予定価格書を作成すること等により予定価格を明示すべきである。

(浄水調整課)

③ (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、次のとおり予定価格は類似委託等の実例価格等を考慮して、平素から十分な判断材料を準備して客観的かつ適正に算出する必要があると規定されている。

本業務委託では、特命随意契約が締結されており、契約額は予定価格と同額であることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、1者のみから入手した参考見積書の工数や単価を踏襲し、設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって、適切に検討がなされたか確認できず説明責任の観点から課題があると考え。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大と

予定価格の作成等の契約事務については、令和3年8月に実施した課内研修において所属職員に対し、十分な判断材料を準備して客観的かつ適正に算出すること、1者から入手した見積書を予定価格の参考とする場合は妥当性を検討した過程を起案文書等に明示すること、また根拠法令等を十分に確認することを徹底した。

なるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市水道局契約事務規程に基づき、単に1者からの参考見積書をもって予定価格とするのではなく、可能な限り複数の業者から参考見積書入手して適切に予定価格を作成すべきである。ただし、複数の業者からの入手が厳しい場合は、その旨、その理由を起案文書等に明示するとともに、1者から入手した参考見積書について金額の妥当性等を検討した結果を起案文書等に明示すべきである。

(浄水調整課)

ス 多々良浄水場計装設備点検業務委託
(浄水部多々良浄水場) No186
(意見) 類似委託業務との設計積算方法の標準化について

【意見】

「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」において、類似する業務委託については、次のとおり設計積算方法等の標準化が求められている。

本委託契約において、上記のとおり、中央監視制御設備点検について「夫婦石浄水場外計装設備点検業務委託」と設計書の積算方法が異なっており、標準化に課題があると考えられる。

よって、本委託契約について「夫婦石浄水場外計装設備点検業務委託」の積算方法との比較を行い、標準化に努めることが望まれる。

具体的には、多々良浄水場においても夫婦石浄水場のように、市職員が全ての項目について福岡市所定の設計単価と見積工数等を用いて積算することを検討することが考えられる。すなわち、参考見積書に基づ

中央監視制御設備点検の設計積算方法については、他浄水場においても類似の委託業務があることから、現在それらの設計積算方法を精査中であり、令和4年度の設計積算より反映することを目標に、検討を進めている。

いた積算では金額の客観性、妥当性等の観点から望ましいとは言えず、可能な限り客観的な根拠に基づいて設計価格を算出することが望ましいということである。なお、このことにより特命随意契約においても業務の標準化が図られ、金額の妥当性を担保することに繋がるものとする。

(多々良浄水場)

(17) 交通局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>ア 福岡市交通局所有建築物等保全業務委託（総務部総務課）No191 （結果）再委託承諾手続の実施について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>本業務委託について、施設の補修工事等は、公益財団法人福岡市施設整備公社の技術職員が行わず、公益財団法人福岡市施設整備公社が手配した第三者たる業者に、公益財団法人福岡市施設整備公社が見積りをとった金額において委託されている。</p> <p>個別の業者選定や契約予定金額に市の関与がないことからすれば、これは、業務内容の「再委託」であると評価せざるを得ない。</p> <p>このため、再委託である場合は、上記の「業務委託契約における再委託の運用基準」に基づいて再委託の承諾手続をしなければならない。仮に本業務の「再委託」の点を業務委託契約書第5条第3項の規定に基づくものであるとするとしても、再委託の承諾手続等が踏まれないまま公益財団法人福岡市施設整備公社が選定した業者に本業務を委託していることになり、「業務委託契約における再委託の運用基準」には適合しない。</p> <p>よって、公益財団法人福岡市施設整備公</p>	<p>福岡市交通局所有建築物等保全業務委託における、福岡市施設整備公社による再委託については、令和3年度より契約書第5条第3項の規定に基づく承諾手続を行っている。</p>

<p>社の技術職員以外の業者によって補修工事等が行われる場合、公益財団法人福岡市施設整備公社から第三者たる業者への委託は、「再委託」に該当するという前提で業務委託契約書の記載を見直すとともに再委託の場合の承諾手続等を履行する必要がある。または、委託業務契約、仕様書等の設計図書の変更を行い、実質的にも再委託とはならない形の業務委託の形態を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	
<p>ウ 福岡市地下鉄貝塚管区駅業務委託（運輸部乗客サービス課）No193 (意見) 設計金額の適切な集計について 【意見】 予定価格は、契約担当者が競争入札を実施する際に落札金額を決定するための基準となるものであり、当該価格は、適正に定められるよう求められている。</p> <p>予定価格の前提となる設計金額の集計が誤っていたことは、予定価格が入札額の妥当性を検討する上での基準として機能せず、適正な業者選定を行うことが困難になるおそれがある。</p> <p>よって、市においては、本件について、誤りの金額的影響が軽微であり大きな問題は生じていないものの集計のダブルチェックを徹底して行う等、誤りが生じないように努めることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(乗客サービス課)</p>	<p>今後、設計金額の集計等に当たっては、複数の職員でダブルチェックを行う等、ミスの再発防止策に努めることとした。</p>
<p>エ 福岡市地下鉄博多管区駅業務委託（運輸部乗客サービス課）No194 (意見) 競争入札参加資格停止中の業者との契約締結における手続について 【意見】 市は、契約の相手方としてふさわしくな</p>	<p>本事案については、交通局の契約所管課である経理課に相談の上、局内での協議を重ねた後に、経理課の合議の上で交通事業管理者の方針決裁をとったものである。</p> <p>今後、同様の事案が発生した場合は、決裁文書中に検討の経緯等が明らかになるよ</p>

い業者に対し、次のとおり競争入札参加停止の措置をとることがある。

福岡市競争入札参加停止等措置要領上、本業務委託のように、一般競争入札実施後から契約締結時の間に委託予定先業者が競争入札参加資格停止を受けた場合に関する規定はない。

しかし、競争入札参加資格停止中の業者との随意契約の締結においては、「入札参加資格等審査委員会」における審議が求められている。

市は、上記の趣旨を踏まえ、本件においても業者選定の適正性において慎重を期するため、少なくとも市の契約手続を所管する部署に相談の上、当該相談記録を保存しておくことが望まれる。

(乗客サービス課)

う、より詳細に記載を行うこととした。

(18) 市選挙管理委員会事務局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>ア 広報車運行等業務委託（市選挙管理委員会事務局選挙課）No197</p> <p>（意見）参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成及び入札参加者数を増やす取組の検討について</p> <p>【意見】</p> <p>参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入力して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。</p> <p>また、福岡市契約事務規則には予定価格について次のとおり規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要</p>	<p>参考見積書を1者のみから入手し、工数や単価を踏襲して設計書を積算し、予定価格を作成していることについて検討した結果、次回の契約時から、以下の対応とすることとし、注意事項をまとめた文書を令和3年8月に作成して残した。</p> <p>参考見積書を複数の業者から入手し、適切に予定価格を作成することとする。ただし、複数の業者からの入手が厳しい場合は、その旨、その理由を起案文等に明示するとともに、1者から入手した参考見積書について金額の妥当性を検討した結果を起案文書等に明示することとする。</p> <p>また、競争性の担保のため、選挙期日が決まり次第速やかに見積依頼を行い、入札参加者数を増やす取組を行うよう努める。</p>

求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

本業務委託において、市は、1者のみから入手した参考見積書の工数や単価を踏襲し、設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたのかが確認できず、説明責任の観点から課題があると考ええる。

よって、市においては、福岡市契約事務規則に基づき、単に1者からの参考見積書をもって予定価格とするのではなく、可能な限り複数の業者から参考見積書を手入れして適切に予定価格を作成することが望ましい。ただし、複数の業者からの入手が厳しい場合は、その旨、その理由を起案文書等に明示するとともに、1者から入手した参考見積書について金額の妥当性等を検討した結果を起案文書等に明示することが望ましい。

なお、先述のとおり、令和元年度において指名した6者中3者が辞退しているが、十分な準備時間の確保等により状況が異なっていた可能性がある。真に競争性を担保するため、入札参加者数を増やす取組の検討が必要と考えられる。

(選挙課)

イ 東区統一地方選挙ポスター掲示場撤去等業務委託（市選挙管理委員会事務局選挙課）No198
（結果）予定価格の算定過程の文書化について

【指摘事項】

予定価格は、次のとおり、取引の実例価格等を考慮して適正に定める必要がある。

予定価格の算定過程の文書化について検討した結果、次回の契約時から、設計価格より低い価格を予定価格とする場合は、その算出の考え方等を文書化することとする。

本業務委託については、設計価格より低い価格が予定価格とされているが、その算定過程は文書化されておらず、結果としてどのように予定価格が算定されたのかが不明確である。

よって、市は、予定価格を算定した過程について文書化することが必要である。

例えば、予定価格は、設計価格に前年度の落札率を乗じて算出することが考えられ、この場合は、その算出の考え方等を文書化することが考えられる。

(選挙課)

ウ 選挙公報等の配布業務委託（市選挙管理委員会事務局選挙課）No199
(結果) 予定価格の算定過程の文書化について

【指摘事項】

予定価格は、次のとおり、取引の実例価格等を考慮して適正に定める必要がある。

本業務委託については、当初の見積合わせ時に設計価格より相当程度低い価格が予定価格とされているが、その算定過程は文書化されておらず、結果としてどのように予定価格が算定されたのかが不明確である。

また、改めて実施された見積合わせの際に、当初の予定価格から予定価格が変更されているが、その算定過程についても文書化されていない。初回の見積合わせが不落であったために安易に予定価格を高くしていると考えられ、変更後の予定価格に合理的な算定根拠があるとは考えにくい。このため、適正に予定価格が定められているとは判断できない。

よって、市は、予定価格を算定した過程について文書化することが必要である。

例えば、予定価格は、設計価格に前年度の落札率を乗じて算出することが考えら

予定価格の算定過程の文書化について検討した結果、次回の契約時から、設計価格より低い価格を予定価格とする場合は、その算定過程や算出の考え方を文書化することとする。また、予定価格を変更する場合、変更の具体的な内容を文書化することとする。

れ、この場合は、その算出の考え方等を文書化することが考えられる。また、予定価格を変更する場合は、変更の具体的な内容を文書化することが考えられる。

(選挙課)

エ 期日前・不在者投票システム、開票集計システム運用等業務委託（市選挙管理委員会事務局選挙課）No200

① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の検討について

【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次のとおり規定されており、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

本業務委託では、特命随意契約が締結されており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、1者のみから入手した参考見積書と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。確かに、本業務のようなシステムの保守、運用契約等の予定価格の算定にお

参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格について検討した結果、次回の契約時から、可能な限り複数の業者から参考見積書を入手して適切に予定価格を作成することとする。しかし、複数の業者からの見積書の入手が難しい場合は、その理由を起案文書等に明示し、1者から入手した参考見積書について、他部署における類似業務委託契約の資料等を利用することなどして、金額の妥当性等を検討した結果を起案文書等に明示することとする。

いては、その専門性から参考見積金額の妥当性について検証が困難な面があるとも考えられる。しかし、上記のとおり1者のみから参考見積書を入手した場合にはリスクを伴う。

以上から、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたのかが確認できず、説明責任の観点から課題があると考ええる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、単に1者からの参考見積書をもって予定価格とするのではなく、可能な限り複数の業者から参考見積書を入手して適切に予定価格を作成すべきである。ただし、複数の業者からの入手が厳しい場合は、その旨、その理由を起案文書等に明示するとともに、1者から入手した参考見積書について金額の妥当性等を検討した結果を起案文書等に明示すべきである。

なお、金額の妥当性等の検討としては、他部署における類似業務委託契約の資料等を利用することが考えられる。

(選挙課)

② (意見) 予定工数と実績工数の比較等による業務実績の事後検証について
【意見】

委託開始時に決定した予定工数の妥当性の検討、翌年度以降の予定工数積算の合理性の向上等を図るには、実績工数を把握し事後検証を行うことが重要である。

よって、市においては、委託業務の完了時に実績工数を適切に把握して予定工数と比較するとともに、両者に差が発生

予定工数と実績工数の比較等による業務実績の事後検証について検討した結果、次回の契約時から、委託業務の完了時に、成果物等で実績工数を適切に把握して、予定工数との差が大きい場合は、その原因を分析するなどの事後検証を行い、以後の契約の予定価格算定に活かすこととする。

している場合はその原因を分析するといった業務実績の事後検証を行うことが望ましい。また、これを行うことで次年度における予定価格の算定に活かすことも可能であると考え。

(選挙課)

(19) 議会事務局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況 及 び 市 の 見 解
<p>ア 福岡市議会史編さん等業務委託（議会事務局調査法制課）No201 （意見）福岡市議会史の有効活用策の検討について</p> <p>【意見】 「福岡市議会史」編さん、発行の目的は、「戦後の福岡市発展の過程を記録することにより市議会が果たしてきた役割について明らかにするとともに、今後の市議会運営の一助とすること」にあり、広く一般に向けて販売することを主たる目的としているわけではない。</p> <p>しかし、前述のとおり、約8年にわたる委託期間を通じて約1億円を支出して編さんしていることに鑑みれば、「今後の市議会運営の一助」とすること以外の有効活用策を検討することが望ましい。</p> <p>有効活用策の一例としては、「福岡市議会史」を電子書籍化し、有償又は無償で一般公開することや議会史の中から市民生活に密着した内容をピックアップして市議会ホームページに掲載することなどが考えられる。</p> <p>(調査法制課)</p>	<p>「福岡市議会史」については、これまでも有効活用を図ってきたが、ご意見を契機として、第4巻、第5巻を電子化し、市議会ホームページで令和3年9月に一般公開するとともに、議会史の中から市民生活に密着した内容をピックアップした記事を「議会史ちょっとのぞいてみよう」として作成し、市議会ホームページに掲載した。</p>